第三章

行財政の進展



第一節 沿

翌二年五月、蝦夷地の箱館に拠っていた幕軍の榎本武揚らが降伏して、一年余に及んだ戊辰戦争は終わりを告げた。 村以北) 真三郎 百 部 年十一月、 (容_{たはる} と北海道の四郡 か は家督を相続した。この斗南藩の領地は旧南部藩の陸奥国三郡 会津藩は二八万石から陸奥斗南藩三万石に減封されて、 悲劇を演じた後で落城し、藩主をはじめ藩士らは東京、 慶応が明治に改元されて間もない明治元年 (瀬棚・太櫓・歌葉・山越) で、田名部の円通寺に藩庁が置かれた。 (一八六八) 家名再興を許され、 高田 九月二十二日、 (越後) における謹慎生活に入った。 (北郡、 三戸郡、 会津藩の鶴ケ城 藩主松平容保の世子 二戸郡の金田 は幾多の

五〇〇〇人余りが移住 藩名の「斗南」 は、「北斗以南皆帝州」に由来するといわれたが、着のみ着のままの会津藩士とその家族 した斗南藩領は不毛の地が多く、 挙藩流罪であることは明らかだった。『青森県歴史』 民 万

俗編)は、 お 幕末の北郡 む ね不毛の地で、 (現在の上北郡・下北郡) 風激しく草木は成長せず、 を次のように記している。 野辺地以北は高山が中央に突起、

稔らない。 加えて秋霜が早く降り、 融雪は遅く、 民は貧しく、 皇国中、 最不幸の民と称するのも決して誇張

地味

は痩

せ、

雑

穀しか

ではない。

その石高は三万四七四七石であった。この斗南藩領に移住してきた会津藩士らの生活は困窮を極め、 南藩(の村数は二戸 郡 九か村、 三戸郡二六か村、 そして大間 奥戸村が含まれる北郡三五か村の計七〇 そのため多 か村で、

は くの 悲劇が生まれた。 当時の生活を自著 一二歳のときに移住し、 『ある明治人の記録』の中で、次のように記している。 後に陸軍に入って大正八年 二九一 九 に大将に昇進した柴五郎

ż, 建具もなく板敷には筵を敷き、骨ばかりなる障子には米俵などを藁縄にて縛りつけた掘立小屋で寒気 玄米に大豆、 馬鈴薯などを加えた薄粥や、海岸に流れついた昆布、 若布などをこまかく刻んで乾燥させ に 堪

た押布(おしめ)、 山野の雑草で飢えをしのいだ。

に移すことを義務づけられた。このとき三府 を遂げたるを当然の帰結となりと断じて喜べり」と、その心境を吐露している。 また、 青森県の誕生 柴五郎は大将に昇進したとき「若いころ、西郷隆盛の自刃と大久保利通暗殺の際には、 県 ۲ 断行した。これによって、 中央集権国家をめざす政府は版籍奉還に続いて明治四年(一八七一)七月十四日、 旧藩主らは家禄と華族の身分を保障される代わりに、その居を東京 (東京・京都・大阪) 三〇二県が設けられ、 斗南藩は八月三日、 両雄非業の 廃藩置



松平容保・喜徳・容大 写真 3-1 親子



写真3-2

事に任ぜられた。 南県に生まれ変わり、 松平容大は県

斗

月二十五日、 部に到着し、 ら佐井に上陸し大間 は東京から汽船で函館に渡り、そこか この年の七月、 此度余等東京へ召され、 藩士らとの団欒を重ね八 東京へ引き上げた。 松平容保・容大父子 ・大畑を経て田名 永々汝等

当局への建白書に、

重き職を奉し、遂に御咎も蒙さる者、 V2 と艱苦を共にするを得さる者、 奉り、 各身を労し心を苦しめ、 情において難堪候えども、 天地罔極之恩沢に奉報候儀、 畢竟汝等艱苦に堪て奮励せし故と感喜此事に候、 公儀の在所止むを得さる所に候、 余か望む所也 此末益々御趣 此迄 賤齢を以て 意に遵

辛未八月二十四日

弘前県が旧藩名を県名に名乗れたのは、 九 月四 H 七戸・八戸・斗 南 黒石・館の五県は弘前県に合併し、 いち早く奥羽越列藩同盟を離脱して、 田名部に出張所、 朝廷に忠勤を励んだからであった。 大間に分局が置か 'n

松平容大

この弘前県も同月二十三日、 青森県と改称された。 同年十二月、 青森県当局は

との通達を発して、 更ニ青森県支庁ヲ置管村之儀左ノ通定候条同日ヨリ人民願伺等ノ儀ハ其管庁へ差出可受図候事! 今般六県合併青森県ヲ被置候処、 弘前・ 福山・ 田名部・七戸・八戸・五戸に支庁を設けた。 来月朔日ヨリ惣官内事務、 青森新庁ニ於テ取扱、 大間分局は出張所となり、 元六県ノ称号ヲ廃 大間

たが、 戸長には田中元長が任じられた。 それでも五百余戸は、 下北半島に残って土着した。 廃藩置県によって、旧会津藩士の多くは会津へ帰農し、 知識階級の彼らが、 その後半島の行政 北海道 ・産業・文化に 東京へ移住し

が、 それぞれ任命された。 代の青森県権令 (知事) これより一〇年後に、 には、 三七歳の菱田重禧 旧弘前藩士らは「青森県を廃して弘前県を復する運動」 (岐阜)、 権参事 (副知事) には二五 一歳の 野 田 部道 熊

大きく貢献したことは特筆に値しよう。

と十回 民の 風俗 人心が落ちつかないのもすべて無理な合県が原因である。 習慣や経済状態の違いを無視して、 青森県が作られたが、 県境も単に旧藩の山や河を目印としてお 長官 (権令、 県令) が交代するこ

と、その理由を記している。

二郡を合併して県勢の縮少を防ぐ。しかるのち県庁を弘前に戻して弘前県を復活させれば、すっきりし県民 も納得するはずである。

り、大ざっぱすぎる。今のうちに、上北、下北、三戸の南部三郡を岩手県に戻し、秋田県の北秋田、

、鹿角の

この

壬申戸籍によれば、

大間

は七七戸

第一 一節 行政機構

新 制 度

籍 壬 と呼ば 申 戸 ñ 籍 た。 を決め、 近代国家の建設をめざす政府は明治四年 従来の宗門人別帳は、 翌年それを実施に移した。 著しく正確さを欠き、 明治五年が干支の壬 申に当たることから、 (一八七一) 例えば兄姉が弟妹の年下になっていたり、 四月、 戸籍法を布告し、 新しい それは 戸 「壬申戸 籍の作成 二十代

戸一 この新しい戸籍は、 戸を対象とし、 華族 戸主を筆頭に戸内の全員の姓名・年齢・ (旧公家・大名)、 士族 (田武士)、 平民 職業や戸主との続柄などを記入し、 (旧農工商) の身分にかか わりなく、 その住居に番 全 玉 0

およそ戸籍とは程遠いものであった。

0

男が五十代の妻を持っていたりと、

地を付けた。これによって、 政府は国民の実態を把握できることになったのである。 四五三人、 奥戸は一六八戸・九七三人(材木二二戸を含む)、

五戸・一 四二六人であった。

この当時の字名は次のとおりである。 大間=奥戸下道 奥戸上道 奥戸道

寺らみち

下手で

道数

狼が

冷v 水**

割ねい

大間

大間平 根^ねたない 山 地 道 ち 上が

計

几

野の 太田 四十八館 寺屋敷 鳥居崎 クキド瀬戸 大不動 高石 鳥ノ間 道線 ナレ \mathbb{H}

垂^tn 水等

奥戸 , II 奥戸 浜ままち 通 館 る上 船橋 上がまち 小奥戸ペ 向町 黒岩 小舎利り 浜は 長ながいそ 仏にまり 八 、幡堂 焼きはた

白砂 材木川目 材木 新釜 津鼻崎 赤石

という太政官布告を出して、平民が苗字を公称することを許した。それまで平民で苗字を公称できたのは、 これ とほぼ時期を同じくして、 政府は 散髪 脱 ガの 、勝手たることを公布し、 さらに、 「自今平民苗字被差許

れこれ知恵を絞った。 地 方の平民の中には、 知識 階 藩政時代から「隠し苗字」 級とされる僧侶や儒者、 を持つ者もい 村役人らは、 いたが、 そういう平民たちの求めに応じて、 大部分は新しく苗字をつくるため、 新し 苗

字を考え出したといわれる。

名主など、ごく一部に限られていた。

の土 地 地 租 所有権と売買の自由を認めた上で、 改 正 運営に支障が生じるため、 政府は藩政以来の田畑の年貢収入を踏襲してきたが、それだと豊凶によって収入が 土地の値段 明治六年 (一八七三) 七月、 (地価) を定め豊凶に関係なく、 地租改正条例を公布した。 その地価の一〇〇分の三 それ /増減 は ĺ 農民 財 政

0

税金を課すことである

られていたため、 その土 などによる物納 土 地 地を耕作する者ではなく、 の所有者には地券 (年貢) 領主と農民は収穫量の査定をめぐって、 ではなく、 (面積と地 その土地を所有する者と決められた。 現金による 価を記入したもの) (金納) を発行して、 ものとした。 虚 々実々の そして、 その権利を保障する。 駆け引きをやった。 藩政時代の年貢は、 この 地 租 を納 が、 五公五民などと定め め 納税法は従来 この る義務を負うのは 地租では官と 0 米穀

大間

師

生徒五〇人。

農業

稗、

粟、

大豆。

水産ーイワシ、

ニシン、タナゴ、

村二上町、

浜町

の二か町。

戸数六六、社一、庵二。

私立小学校

取締役一、

青春縣 戶長申付候事 第六大區小四區 木村重考 写真3-3 青森県からの任命書

に組

戸

は一〇大区二九区に分けられ、大区に区長、小区に戸長がそれぞれ任じられた。

大間と奥戸・佐井・長後・蛇浦

易国

間

0

六か村は第

应

小

区

月の

廃

0

自

な 由

は、

後

本県

北郡は第六大区に属し、

を得たものの、 計画を立てられるようになった。これもまた、近代国家に欠かせない制度であった。 民とが、 れたのである 大区小区 それはともかく、 頭と改称され、 政 時代から 地価 制 施 この算定をめぐって激しく対立した。 重い地租にあえぎ、それを払えない者は先祖伝来の田畑を手放して、小作人に転落 藩置県後は、 明治元年 「不毛の この 、長役場の管轄は易国間以西の六か村に及んだ。六年三月、大区小区制が実施されて、 地 画期的な地租改正によって、 (一八六八)以来、大間・奥戸の村政は肝入(庄屋)にゆだねられたが、 と呼ばれてきた当地方では、 大間出張所と庄屋を廃して大間戸長役場が設けられた。各村に置かれ しかも民は、 政府は毎年一定の金額の税金を徴収できるので、 北海道へ出稼ぎに行く者や移住する家族が 測量に駆り出されて、 その費用さえも負担させら 零細農民は土地売買 四年七日 た里り 続出 長期的

補 藩 戸長の下 となり、 ち 政時代の庄屋・名主が持っていた村民の総代という面は失われ 佐する態勢が整えられた。 なみに、第六大区小四区地誌書上簿によれば、八年当時の村勢は次のとおりであった。 に副 大間村に役場を置き、戸長には、旧会津 戸長 (山本長右衛門)、各村に用係が置かれて、 翌七年、区長と戸長の身分は官吏なみになり、 (斗南) 藩士の木村重孝が任じられた。 それぞれ戸 長 その結果 副 戸 長

く アワビ、テン草、フノリ、ワカメ、ヒジキ。 北海道への出稼ぎ者六五人。

奥戸村=上町、 川原町、 浜町、 仏町の四か町。 戸数一五二、支村材木二二戸、 社一、 寺二、 庵 小学校試

補 生徒三七人。水産ーコンブ、 エゴ。出稼ぎ者一八九人。

ぞれ戸長役場が設けられたが、十六年七月、下北郡は五組に分けられ、そのうちの四組戸長役場が大間に置 編入された。 + 易国間・蛇浦・大間・奥戸・佐井・長後を管轄することとなった。 年十月、 田名部に郡役所が置かれ、新たに郡長が任命されると大区小区制は廃止された。大間・奥戸にそれ 郡区町村編制法による郡制の施行で、北郡は上北郡・下北郡に二分され、 大間・奥戸は下北

県 政

新たに大間に設置された。

なお、

郡制は大正十五年(一九二六)六月に廃止されている。

戸長には、

木村重孝が引き続き任じられたが、翌十七年十一月、第四

組戸長を廃し、

大間外五カ村戸長役場が

区制 最 初)実施? の県会 後、 県は区長・戸長を招集しての事務会議に、 の五課にすぎなかった。翌年の十一月、県庁舎が完成し、 明治四年 (一八七一) 九月二十三日に発足した青森県の組 青森の蓮心寺において「神官僧侶村吏会議」を開いた。 有識者も加えて広く民意を聴くことにし、 東京に県出張所が開設された。 織は、 庶務 聴訴 租 税 出 明治六年五 納 大区 営膳

大間からは木村重孝戸長が出席した。 それに出席したのは県の役人九人、 この会議では、 神官四一人、僧侶二〇人、区長九人、 小学校・病院の設立や邏卒の採用などが論じられ、 戸長七一人の計一 五〇人であっ 県当局

月二十三日から二十九日まで、

からは桑樹繁殖や窮民救 助、 道路掃除、 民費の比較表調査などについての指示が出された。

作 0 成 選挙が実施された。 治十一年七月、 これらに基づいて初の県会を開いた。 郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則の「三新法」 しかし、本県は、それより二年前の九年二月、「青森県会規則」と「青森県会手続書」 それは、 塩谷良翰参事が出した布令によって始められた。 が公布されて、 全国一律に県会議員

区内で名望があり、 よく民意を問う意味から、 \boxtimes 学区取締をもって議員とし、県会を開設することにした。 民間の事務に練達の者を官選したものであるから、 区・戸長以外で総代になるような者を投票によって選び、 区・戸長の中には官選の者も 人民の総代である。 会議に参加させたい しかし、 もっと る。

で、各自封書によって区・戸長に差し出すべし。

本県初の県会において、 長が取りまとめ、 からは、 そして区・戸長には、「名望人は投票の多数で決定するのであるから、 佐井村の小林和太郎が議員に選ばれている。 九年一月十五日までに県庁に提出するように」と指示した。こうして選ばれた九三人の議 それぞれの所信を表明し、 活発な意見の交換を行った。 士族・ 大間・奥戸両村が属する六大区 平民を論ぜず投票させ、 買は

布して、各郡三人と規定したので、八郡から二四人が選出される運びとなっ 最 初 の県会 選 選挙区を郡単位とし、 明治十二年(一八七九) 一郡五人以下に決められていた。本県では、 一月、 府県会規則に基づく県会議員選挙が実施された。 た 独自の県会議員選挙手続を公 府県会規則

る者と決められた。 そして選挙権は、 しかも納税者は戸主に限られる。 地租五円以上を納める二〇歳以上の男子に与えられた。 Va わゆる ″旦那衆″ なお、 でなければ、 被選挙権の資格者は二五歳以上の男子で、一〇円以上の 選挙に出られない仕組みになっていたのである。 地租 五円とい えば、 農村では 地 また、 租

官吏や教職者は被選挙権から除外された。ちなみに、 は地租を払えるほど裕福でなく、従って他所から候補者を輸入せざるを得なかったのである。 さを示すものではなかった。下北郡から選出された中島弥七 (五〇)士族の三人は、 この三人の議員は翌十三年に辞任し、 下北郡の被選挙人と有権者が、 郡 中 東 南 津軽 津軽 津 津 計 津 北 北 軽 軽 別 九 被選挙人 三八二 八五二 四七九 〇四八 いずれも七戸からの輸入候補であった。 五三七 六〇五 五 他郡に比べて極端に少ないのは、 t 四 有権者 100 二五九 六〇五 七五七 六一五 地元候補者は他人の田畑・ 一三七 当時の県下の戸数は七万八○○○、人口約四○万であった。 郡内に有能な旧会津 (四七) その不毛の土地柄のせいで、 宅地をそれぞれ自分名義に書き換えることで、 士族、 盛田喜平治 (斗南) 三四 藩士はいても、 むろん民度の低 商 野辺 彼ら 地 弘

被選挙権を得て補欠選挙に立候補し、

次の三人が当選した。

菊池

民太

(四三)

士族

田

[名部

菊池 金吾 (五八) 学区取締 大畑

小林和太郎 (四六) 漁業 佐井

明 治三十六年五月、 大間からの初めての県会議員に、

町 村制施行



になり、 合併には賛成しても、 の大 分合廃置について、 その規模は三〇〇~五〇〇戸が基準とされた。合併に際して問題となるのは、 生 村 十二年四月、 地方自治権の確立をめざす政府は明治二十一年(一八八八)四月、 問題になりそうな点は、 旧来の町村名に執着するのは自然の人情だからで、その辺りの調整に神経が使われた。 これを実施に移した。これによって、 自治運営に支障のある町村は合併されること 市制・ 新しい町村名であった。 町村制を公布し、 翌 二

- ○水利上の争論から仇敵となった町村の合併
- ○戸数は少ないが延長十数里に及び、 0 貧困にして租税の不納者の多い村と、 共有地が多くかつ貯蓄の金穀ある村との合併

人情風俗を異にする村の合併

- ○甲乙両村が財産を共有している町村の分村
- などであった。

そこで県当局は、 「命名調査会」 を設置して、 その答申を重視することとした。 命名法の一 つは、 戸長役場管

内の最も大きい大字名を採ることで、一七○か町村のうち約一○○町村は、この方法に従っている。 名を組み合わせる方法も広く用いられた。例えば、 大間村と奥戸村とが合併して大奥村、 下風呂・易国間 また、 蛇浦

の三か村が合併して風間浦を名乗ったことなどが、それに当たる。 奥戸の小谷辰之助宅を月一円五〇銭で借り受け、

に村役場を置いた。戸数・人口構成は、次のとおりであった。こうして誕生した大奥村は、大間・奥戸の二区を設け、奥戸

大間区 八〇戸 五四二人

計 二五〇戸 一五七六人

初代の村長には明治二十二年七月十五日高畑熊三郎が就任して、 新しい村政を執ることとなった。

この高畑熊

三郎は大正二年(一九一三) 続き奥戸の付属字とされた。 一月十二日に死去するまでの二五年間、 大奥村役場は、 次の陣容で運営された。 村長の職務を果たした。なお、 材木は引き

村長 高畑熊三郎

助役 廣谷六郎 (名誉)

佐々木延松

(名誉)

助役 佐々木吉三郎

収入役一人、書記二人、使丁一人

大間・奥戸の区長には、竹内安五郎と菊池清太郎がそれぞれ就任した。



写真3-5 大奥村長高畑 熊三郎の印

そこ

に過ぎぬ

区 明 1内の山本茂登治宅を借り受け、これを役場に充てた。その後、村勢の拡張につれて建物は狭隘になったため、 役 場 新築費用は四四二円六銭二厘であった。 3の移転 Ė. 年一月、 Ł 明治三十七年(一九〇四) 大間字寺道九九番地 大間の人口は一一九〇と、 (現在の大間町商工会の場所) 四月、 わずかながら奥戸のそれ(一一六八)を上回っていたので、 さらに昭和五年(一九三〇)六月には、 村役場を奥戸から大間に移すことが決まった。このころになる に五〇坪の庁舎を新築して、 大間字寺道一〇四番地 ここに移転

四 大間 町 の誕 生

現在地)

に庁舎を新築して移転した。

日号で、 町 制 次のように論じた。 施 行 運 是非もなかっ 大奥村大字大間が市街地を形づくって久しく、 た。 そして、 その声に呼応して、 そのため村民から町制施行を望む声が起こるのは 『下北新報』 は昭和七年(一九三二) 九月二十五

この大間だけにても充分町制施行の資格があるわけだが、 営林署、登記所、 家軒を接し殆んど市街の体裁を整えている。 盛んに行われてい 大奥村は戸数八百、 銀行支店、公会堂等の建物があり、 る。 市中は・ 人口五千に過ぎぬけれど、 人家櫛比する所なので、 而して大字大間市街と大字奥戸市街とは、 村役場所在地の大字大間は立派な市街をなしおり、 県においても建物制限令を適用したほどの所である。 函館とは日々発動機船 大字奥戸も曾て村役場の所在地だっただけに、 の往復があり、 相距る僅かに三十町 商業漁業と並び 警察署

思う。 今日、 殊に本村に町 大奥村に町制を施行することは、 制を施行することは、 彼の大間鉄道速成運動等のためにも意外な便宜と効果あるべきを 何ら憚るべきことでなく、また少しも逡巡すべきところでないと

県は昭和十一年十月、独自の町村合併計画を立てて東通村を田名部町へ、易国間・蛇浦を大奥村へ、 信ずる。 大奥村が速やかに町制施行の挙に出ることを、 重ねて慫慂するものである。 下風

大畑町 での町制施行をめざすことを決め、その準備を進めた。 へ、それぞれ合併させようと図った。このとき大奥村は、 易国間 ・蛇浦両村との合併を選ばず、 自 村の 宮呂を

n 県内二九番目 和田兵吉、 誕 間 生 町 1の町で、 山田重藏が就任した。 月十七日付で県へ申請した。そして同年十月十九日に許可を得て、十一月三日に町制を施行した。 大奥村は昭和十七年(一九四二)八月の村会で、 九九九戸、六二六〇人であった。 初代町長には佐々木吉三郎、 町制施行に当たって町名を、「大間」 助役、 収入役には、 と決め九 それぞ

それに先立って、大奥村役場は次のような回覧報を各戸に配布した。

回 覧 報 第四十八号

◆ 町制の実施に就いて!!

にあっても、大大間建設に新発足しようとする心構えを更に一新すべきであります。 大間町と改められます。 皆様多年の待望であった町制が愈々実施せらるる事になり、 当に心機一転ともいうべく大東亜戦争下まことに有意義の事と思います。 十一月三日明治節の吉き日をトして大奥村が 般皆様

◆ 漁家に警告す!!

ത 町

施

行

町制が施行になり、町名も大間と改まったのは、

産を子孫に残すことが出来ないばかりでなく、国法を犯すことにもなります。 いためです。もし誤って三寸以下の鮑を採るような不心得の人がいれば、 て下さい。三寸以下の鮑を禁漁にしているのは、いうまでもなく鮑の濫獲を防いでいつまでも鮑を絶やさな 鮑絮 :漁期が十一月一日に迫っています。 例年ある事ですが、 禁漁の三寸以下の鮑は絶対に採らないようにし この村の名産を根絶して、 警察の方では、断乎処罰する

混食は必ず励行して下さい!

絶対間違いのないようにして下さい。

混食を励行して出来得る限り飯米を後々まで保有して、今年の春のように騒がないように用心して下さい。 た、 飯米は今までは相当数量配給してありましたが、今までの増配は今月限りで打切りになる見込みです。ま 前の一人一日平均二合四勺の基準に減ずる事になります。 現在、 馬鈴薯も穫れている事であり、今から

国債消化に就いて!!

遅れて困っています。 今年も債券の売出しがあって、 隣組の手によって皆様のお手許に届く事と思います。 いつも債券の代金は

今月分は債券の代金は、 債券と引換えに直ちにお納め下さるようにお願いします。

大奥村役場発行

太平洋戦争への突入からほぼ一年後のことであっ

月に行われた祝賀の諸行事からもうかがうことができる。 賀 たが、 住民にとって大きな喜びであった。 その期待感の高まりは、 翌昭和十八年(一九四三) 兀

大間町制施行祝賀式並祝賀協賛会挙行計画書

式次第 (四月三日午前十時

開式ノ辞 宮城遙拝 同入場

弋 六 Ξį, 四 祈念 町長式辞 自治功労者表彰 国歌斉唱

九 八 一〇、閉式ノ辞 万歳奉唱 来賓祝辞

祝賀行事

2

祝賀協賛会開催

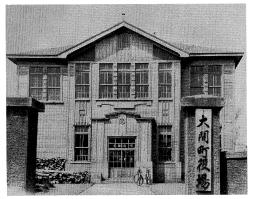
3

町制施行祝賀演芸大会(於大間公会堂四月四日午後五時

会務の分担

1 旗行列 般町民及国民学校生徒各種団体

(午前十一時)



大間町役場庁舎 写真3-6

長 佐々木吉三郎 (2) 名 (3) 不 (4) 名 (4) 名 (4) 名 (4) 名 (5) 百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百								
C	婦人会員及女子青年	源太郎	酒田	準備係		重雄	蛯子	"
(左々木吉三郎) (大) (大)		豊壽	傅法	"	郷軍分会役員五名	茂夫	森野	受付係
興村 榮八 任々木吉三郎 の		三千郎	外川	"		仁助	高橋	"
益城 長太郎 所属奉任団体 役名 工本柳嘉一郎 高松 廣 女子青年団員十名 川 公母保 土屋 正三 高松 廣 女子青年団員十名 川 公母保 主屋 正三 高松 廣 女子青年団員十名 川 小谷 菊市 高松 長 女子青年団員十名 川 小谷 菊市 高松 長 大 大 大 高松 長 大 大 大 大 高松 大 大 大 大 大 大 大 高松 大 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	会役員	貞四郎	原	"		榮八	興村	"
(左々木吉三郎) (大) (大)	婦人会役員及郷軍分	正造	宮野	余興係		長太郎	益城	"
第 大			小谷	"		清吉	稲葉	"
高松 廣 所属奉任団体 役名 工本柳嘉一郎 高松 廣 工本柳嘉一郎 川 本田 養三郎 高松 廣 工本柳嘉一郎 川 大屋 正三 高松 廣 上屋 正三 川 大屋 正三 高松 廣 上屋 正三 川 大屋 正三			熊谷	"	女子青年団員十名	豊八	筑田	接待係
武内 一夫 " " 代々木吉三郎 (代々木南大郎 (代々木南大郎 (代々木南大郎 ((代々木南大郎 () (() (義一	新田	"		廣	高松	"
能谷 忠造 所属奉任団体 役名 氏々木菊太郎 市田 東訪 別 会場係 森田 東吉 山田 重藏 別 会場係 森 寅吉 山田 重義 別 二本柳嘉一郎 市 会場係 森 寅吉 京本 京吉 二本柳嘉一郎 市 日本柳嘉一郎 市 日本柳嘉一郎 市 日本柳嘉一郎 市 日本柳嘉一郎 市 日本柳嘉一郎 市 日本柳嘉一郎 日本 日		覺松	林	"		一 夫	武内	"
山田 重藏 "新田 養三郎" 山田 重藏 "公村孫 土屋 正三" 大澤 善次郎 会場係 森 寅吉 会場係 森 寅吉 二本柳嘉一郎 山田 重義 "二本柳嘉一郎		木菊太郎	佐々	11	:	忠造	熊谷	進行係
森田 要助 " 二本柳嘉一郎 北澤 善次郎 " 公場係 本澤 幹三 大澤 善次郎 " 公場係 本澤 幹三 " 公場係 本 場吉		義三	新田	"		重藏	山田	"
*** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		柳嘉一	二本	"		要助	森田	会計係
岩瀬 千代八 "金澤 幹三 七々木吉三郎 受付係 土屋 正三 " 松山 重美 " 松山 重美	郷軍分会員の全団員	寅吉	森	会場係		善次郎	米澤	会計係
和田 兵吉 " 松山 重美 佐々木吉三郎 受付係 土屋 正三 受付係 土屋 正三			金澤	"		千代八	岩瀬	"
佐々木吉三郎 受付係 土屋 正三 氏名 所属奉仕団体 役名 氏名			松山	n,		兵吉	和田	副会長
氏 名 所属奉仕団体 役 名 氏 名			土屋	受付係	-	木吉三郎		会長
	所属奉仕団体		氏		所属奉仕団体	名	氏	役名

"	"	"	準備係	役 名
小谷	新田	新田	伊藤	氏
清作	熊太郎	松太郎	富太郎	名
		17.	婦人会員及女子青年	所属奉仕団体
"	"	"	準備係	役名
興村	新田	伊藤	松野	氏
やす	きの	きる	與太郎	名
				所属奉仕団体

会務施行方法

会計係は三月三十日までに寄付金及び協賛金の取纒めて了すること。支払に対しては予算を超過せざる

あ 登節力の 丘丙 丁戈 様 充分注 意すること

物資節約の折柄可成 「間に合せ」を励行すること。 物品購入に当りては通帳を用い係印の認印なき支払は

せざること

三、 二、進行係は今次開催の祝賀諸行事につき全般に渉り連絡協調を計り諸行事進行上遺憾なきを期すること 接待係は受付係に於いて受付たる来賓を所定の控室に案内すること

しても記章を交付し所定の控室に案内すること

受付係は受付に際し予め名簿を作製し名簿と対照の上来賓記章を交付すること。

一般町民の出席者に対

四

Æ, 柄乱りに之を消費せざる様考案すること。会場の装飾準備は四月二日午前中に完了し会長の点検を受くる 会場係町内装飾は三月三十一日迄に終了すること。 装飾の方法箇所等は係員に一任するも物資不足の折

こと

舞台の作製は会場係と協力し四月二日迄に終ること。舞台のバック等の作製は国民学校教員に依頼し置く 又練習中は時々見聞し指導督励すること。余興プログラムは三月三十日迄に調整を了し会長に提出する事 余興係は事前に於て婦人会女子青年団等に交渉し充分練習せしめあまりに見苦しき事なき様努むること。

七 準備係は事前に於いて万事万端準備を整い当日に於いて遺憾なき様努められたきこと。 昼食及酒肴の献

1 来賓用 立左の如し

イ 口、 折詰酒肴は青森市より既製品を購入す

郷土産物(本町名産乾鮑)予め漁業組合へ交渉し寄贈方依頼すること。八分乾燥となりたる物七箇

昼食は赤飯を薄板にて包装したるもの 数百二十人分

づつ折詰とす。その容器は会計係に於いて準備す 数百二十人分

つまみ物、 乾鮑を細く切断したるもの 紙袋入として数約百二十人分

2 般町民用

ホ

水貝、生鮑にて小皿に盛る

数約百二十人分

く 豚の甘煮を薄板にて包装したるもの 約五百人分

口、 果物、 りんご二箇づつ 約五百人分

昼食は来賓用と同じ 約五百人分

3 祝酒二合瓶又は四合瓶詰とすること(一人二合)約六百五十人分

町

政

は

「大政翼賛会」と呼ばれ

た組織

で、

次

のモ

ツ

トーを掲げた。

の戦 以 時 Ĺ 一は各係 下 昭 和 の大体の 十五年 任務なれば各係は常に連絡を計り協力協調して万事遺憾なく終結を見る様努むること (一九四〇) 十月、 政府は戦時体制を強化するため官製の国民運動を組織した。それ

(-)日常生活に臣道実践

(=)貯蓄 0 奨励と虚 礼廃止

 (Ξ)

時局に備えて心身鍛

「誉れの家」とは、 (四) 誉れの家の後援 出征兵士や戦死者を出した家族のことで、

五町一三七村にそれぞれ支部が置かれ、 会の推進員の活動は、 およそ次のようなものであった。 各支部には支部長・常務委員・顧問・参与が任ぜられた。この大政翼 賛

ここにも戦時色が感じられる。

県下の三市八

郡二

(-)食糧増産運動 乳に挺身

1

村農会長の

Ú

か各機関との

連

絡

2 経営・ 労務の能率化

3 気候不順 冷 :害病、 虫害、 特に稲熱病 モ = 1) ヤ 病発生対 策 0) 挺

(5) 田 植その 他に対する共同 作業 0 徹 底 4

堆

肥

励行

6 同 撮影写真を集落出身の出征兵士に送る 荒ら 無ぶ地 開 墾 並 びに小家畜の 餇 育励 行 戦 地 慰 問 0) 励 行 慰問文慰問品

0

ほか集落青年男女一

同 の共

(二) 月数回、 期日を定めて皇軍並びに集落出身将兵の武運長久を祈願

神社

参拝

Ö

励

 (Ξ) 出征家族 への手伝いの) 励行

共同 共同宿泊して修練会を行い、 研究の励 行 また県支部その他よりの通達

物の相互

究

(四)

(六) (五) 集落常会における挺身的 納税貯蓄組合の設立並びに貯蓄の励行 活 動

蔂

替

選

举

日本が米英蘭に宣戦布告をし、

太平洋戦争に突入して五か月後の昭和十七年

(一九四三)

几

推 月三 薦

を受けた立候補者が大量に当選したことで知られている。 十日に実施された衆議院議員選挙(第二一回総選挙)は、 翼賛選挙と呼ばれ、 大政翼賛会の

ぎなかった。なお、 ちなみに、 立候補一〇七九人のうち翼賛政治体制協議会推薦者三八一人が当選し、 大政翼賛会はこの総選挙に当たり、 次のようなビラを作成し、広く配布した。 非推薦当選者は八五人にす

大東亜戦争を完遂しましょう

翼賛選挙を貫徹しましょう

け 立のために行われるのでありますから、 環視の中で行われるのでありますから、 n 今度の選挙は、 ばなりません。 大東亜戦争完遂の一業として行われる真に大事な選挙であります。 第二に、 それは戦争完遂の基本である臣民の翼賛精神を一つに結集する翼賛議会の確 われら皇民は皆緊張して立派な選挙の成績を挙げるように努めな わたくし達皇民はよくその趣旨を体して、 自分の行使する一 第一に、 それは列国 票が

即ち翼賛の一票であることを思い、公正慎重な投票を行わねばなりません。

二、有為の人材を選びましょう

皇民わたくし達は、 ある人が集まるか否かが、翼賛議会が戦争にふさわしい立派な働きをするか否かの分かれ目であります。 議会は国を思う第一流の人物が集まる場合に、 出来うる限り立派な人材を選び進めるようにせねばなりません。 初めて立派な働きをするのであります。 大東亜戦争を完遂し、 時局促進の熱意

三、清く尊い一票を投じましょう

時局を促進する熱意ある国家的人材を選びましょう。

にあって投票の出来ぬ将士達もあるのです。その人々の立派な翼賛の心にも代わって、汚れのない投票を 致しましょう。 や情実にとらわれることなく清らかに明るい心で、これを為すのでなければなりません。 です。之を行使することは、即ち陛下に対する臣民の本分をつくすことなのでありますから、 いよいよ選挙期日も近づいてまいりました。皇民わたくし達の一票は、畏くも陛下より賜った尊き一票 殊に現在は戦場 小さな義

四、臣民翼賛の本分をつくしましょう

そかにせず、 るのであります。 るところであります。 天皇陛下がまつりごとをあそばすに当たって、臣民赤子の情を知りその意志をお質し遊ばされ 忠誠の心をこめて、大御心に副い奉るように致しましょう。 皇民わたくし達が、衆議院の議員を選ぶのもその意味でありますから、 即ち、洩らすところなく民の心をいわしめ、之によって上下一体の政治を遊ばされ この一票をおろ

『町報大間』第1号 写真 3-7

は、 初めての都道府県知事と市町 れによって戦時中、 その一 民 初 都道 選 方で、 町 府県に軍政部を設置 長 の 戦争放棄と主権在民の新憲法が公布され、 昭 有史以来初めての敗戦で、 和二十年 その職に在っ 村長の選挙が実施された。 して日本の民主化に乗り出 九四五) た地方議員や市町村長、 八月十四 国民は虚脱状態に陥った。日本を占領したGHQ 日 日 本はポツダム宣言を受諾して、 町 婦人に参政権が与えられた。そして二十二年四 内会長らは、 次々と指令を出した。 自動的に公職から追放された。 公職追放令もその一つで、 連合国に無条件降伏した。 (連合国軍総司令部 月五 日

五.

戦

後

0 町 政

大 間 町 町 役場は、 報大間 その (B四判 行政内容を町民に正確に伝えるため、 ージ、 ガリ版刷り) を発刊し、 昭和三十七年 以後月一 回の発刊を続けた。 九六二) 六月 中嶋徹夫 日



『広報おおま』 写真3-8

> 町長は、 章を寄せた。 第一号に次の文

広報活動の必要性 町報」発刊に当たって 人 自由にその意思を発 々 民主的な社会は、 が 自 由 に 判 から 断

ります。

せん。 れば、 表することのできる社会であり、 結局 民主主義の原理である多数決を成り立たせる背後には世論があり、 は世 論 に抵抗できなくなってしまうことは、 民主政治は多数者の意思が尊重される政治であることは言うまでもありま 今までのいくつかの例が明らかにこれを証明してお この 世 論に逆らって政治を強 行

このために町政の広報活動の必要性が、 れるかを考えてみますと、 大事であることを、 そこで町政執行上世論の支持を得、 日頃から痛感していたところでありますが、それではこの正しい世論は、どうして生ま 正確な事実の認識と正当に熟慮された判断の下に生まれてくるわけであります。 世論を味方にするためには、「まず自らが町民の味方になる」ことが 必然的に浮かび上がってくるわけであります。

思います。 際もう一歩進んだ計画性のある広報体系の必要を痛感し、とりあえず月一回 た。これを機会に今後は町政のありのままを町民各位に認識していただき、 従来、 当町では必要の都度パンフレット、 掲示等の方法によって広報活動を行ってまいりましたが、 町政の円滑な運営を期したいと 一町報を発行することを決めまし この

る三集落 また、町民の強い希望に応じて、 (大間 ・奥戸・材木) を象徴したもので、 昭和四十一年八月一 和と融を示している。 目 町章と町旗が制定された。 町章は、 大間 町 を構 成す

内に 戸 姉 , 井町 接岸した東日本フェリー株式会社第六大函丸船内において、その締結調印式を挙行した。 ĦŢ どの 締 結 昭和四十六年(一九七一)七月一日に、 ることを記念して、 両 町 は姉妹町になることを決め、 大間町と北海道亀田 六月三十日、 郡戸井町にフェリー 大間町関係者を乗 ・ボー せ ŀ が就航 戸 井漁 す

式典には、

締結の仲介者である函館市長

(代理助役)

Ł

金澤幹三大間町長、

中釜実戸井町長、

柳森傳次郎大

賓 の祝辞

のあと締結以降

0)

両町の歴代町長・議長

へ感謝状が贈呈された。

典が

大間

町

以来、



姉妹町締結調印式

深く、

姉妹町になることは自然の勢いであった。

1 町

ル

に位置して、

産業・

経済面で類似点を共有し古くから交流が

間町 大間 口 Ż

議

会議

長

吉崎

仁三郎戸井町議会議長をはじめ関係者多数が出席した。

と戸井町は津軽海峡に面

本州

北海道

の最短距離

七五

写真3-9

(四) よう努めるものとする。 両町は前条各号を達成するため、

そして両町は当面、 (--)沿岸漁業の安定向上を図るものとする。 統合的漁場開発、 次のことを行うことを約定し合った。 漁法漁具の改良、 資源の保護等相 Ħ. に研 きあり、 究

(二) n が防 津軽 企の 0 渦 脳潮と海 ための相互協力を図るものとする。 |峡特有の濃霧には常に海難事 故 欧の危険 が

交互に相手方を訪れ、 (三) 諸団体等と緊密な連携を保ちつつ積極的な推進を図るものとする。 産業・経済・観光・教育・文化の交流を図るため、 ともに研究し、 情報の交換をし誠実に履行する 関係機関及び

両町は一二回にわたる交流大会を経て、平成三年(一九九一)六月三十日、 総合開発センターで挙行された。 式典では、 金澤弘康大間町長と水戸忠一 姉妹町 戸井町 '長が式辞を述べ、 ·締結二〇周年記念式 来

お 感謝 た 東京の 状を贈られたのは次の人たちである。 治岡 力総 合ユニコ ム社常務の 「観光文化を軸とした地域振興」と題する記念講演も行われた。

な

目

時

正

五

郎

柳

森傳次郎、

稲 葉末

作

小

林 :唯八、

正 根 政雄

(以上大間町)、

中釜実、

江

刺家郁郎、

奥野喜

好

式が 友 台 行 好 湾 Ш けわれた。 姉妹 田 虎 尾 都 郎 鎮 市 (以上戸 ح 締 ത 結 井 好 昭 鈰 和 町 五 妹都市として締結することになり、 + 四 年 九七 九 +月十日、 大間 当 日 町 と中華民国台湾省雲林縣 虎尾鎮農協会館 ホ 1 ル 虎尾び に お 鎮な い 町 そ Ó は、 調 友 印

中華民國台灣省資林県虎尾灣、姊妹都市友好交流会 日本国青森県下北部大圏町 写真3 虎尾鎮との姉妹都市友好交流会 - 10



写真 3-11 大間町・川内町・佐井村の中学生訪台団

会 は は昭

和

五十六年八月まで勤務

勤

務したことに始まる。

洪 病 出 つきは、

医

師

洪続に配配和四・

十八年より

鎮 び

身

医師

が、

町

立大間 虎尾

院

に

大間

町

と虎

尾

鎮

0

結

県内 と県国 町 高 た は深かっ n が、 ており、 である。 は < 虎尾鎮を姉妹都 評 保 価され、 その献身的 $\overline{+}$ た。 連 数名 0 もともと台湾 両 斡旋 玉 県 間 0 な医 の医 医 もあ 日 市に選 華親 師 公療行為: 療 0 が て 善協 0 か 派 交流 遣 Ġ h 当

は だ

七人は、 印 式に訪れ 陳 /鎮長、 た柳森傳次郎町長、 林 縣長、 台湾省議 会議員 蛯子隆町議会議長、 らの 熱烈歓迎 を受け 青森県日華親善協会会長・ た 山崎竜男参議院議員ら一

その後、 大間 ・虎尾鎮の交流は次のように行われた。

0 昭和五十六年六月五 虎尾鎮 町) H

の親善使節団 団長 陳俊恵鎮長) の一行九人が当町を訪ね、 勤労青少年 ホー ムにお · て変

流 会 続いて行わ れた祝賀会では、 奥戸郷土芸能保存会による郷土芸能が披露され

〇 平 -成元年 (一九八九) 六月二十二日

土づくりを担う人材を育てる」ため、 Щ 内町 ・佐井村との三町村合同で、 この年より中学生を「世界に目を開く国際感覚を身につけ、 台湾省へ派遣し海外研修をさせることとなった。 将来 0) 郷

○平成二年九月二十九日~十月三日

受け入れに感謝 食会に招いて感謝状と記念品を贈呈した。 談会を重ねつつ交流を深めた。 員・ 職員から成る親善友好訪問 先に来町した同校使節団から贈られた蛇踊り 締結の縁結びとなった故洪毓崑氏の墓参を行い、 団 は、 また、 姉妹都 市締結 友好団は彰安国民中学校を訪問 ○周年を記念して虎尾鎮を訪問 (龍舞) 道具の寄贈に対してのお礼をし、 して、 同氏の弟の毓鐘氏夫妻を夕 合同· 中学生使 関係者との 節 寸 懇

学校施設、 授業風景を視察した。

さらに一行は、 親善友好訪問 団 台湾の原子力施設である原子龍委員会核能研究所と、 メンバ 金山原子龍発電所を表敬 訪問

中島 大 議会議長

团

長

町

た

員

0 平 成三 寸 寸 团 団 副 寸 団 团 团 団 団 4 寸 団 年 団 九月二十 員 貝 員 員 員 員 貝 員 員 員 員 員 員 長 三国 松尾 新田 佐藤 紀国 木村 伊藤 広谷 高橋 清 南 和 小 伊藤昇太郎 水 Ħ 林 [谷清哉 英克 良治 和彦 唯八 四、二十五 融 威彦 和 慶 弘 勇 博 豪 久 潔 税務 収入役 総務課 町 議会事務局長 水道課長 奥戸保育所長 下手浜保育所長 農林畜産 企 町議会議 町議会議 町議会議員 町議会議 [議会議] H 画調整課長 課長

長

員 員 員

讓長

た。 を行った。 虎尾鎮から陳振生鎮民代表会首席 行は、 同使節団 中学生使節団を台湾へ派遣している川内町 五 人の中には、 町 町立大間病院に勤務した故洪毓崑医師 議会議長) を団長とする親善友好使節団が来町 と佐井村を訪れて、 中学校を視察し教師・生徒たち 0) 弟 毓鐘氏夫妻も加わっ して、

当町

との交流 てい

町

民憲章起草委員会を昭和五十六年

(一九八一)

七月十五日に発足させ、

設し、 務局 これを皮切りに、 I 移 長 行 動 政 役 職 相 民と膝を交えて話し合い、 貝 談 場 がが 開設で、 昭 参加した。 和五十一年 移動役場は大間 町からは目 冒 写真 3-12 最初期の移動役場 頭 九七六)十一月二日、 目 1時町長、 生の声を直接聞き、 問題について協力を要請 団体との懇談を重ね、 奥戸地区季節労務者協議会、 帯に一世帯という高率だった。それだけに町は出稼ぎ対策に万全を期すため、 行政側との 婚葬祭費、 時町長は この 奥戸・ 町 の 民 この 花 年、 移動役場では、 材木の各地区で定期的に開設され、 稲葉町議会議長をはじめ助役・収入役・教育長・ 「より良い町づくりには、 町 当町の出稼ぎ世帯は推定で八五六世帯、 間で活発な意見交換が行われた。 出稼ぎなど多岐にわたって要望事項が出され、 の鳥の制定 町 ō 木 これからの行政に反映していきたい」と、 町は町民との懇話会を開い 担当者が出稼ぎ先の企業を歴訪して、 住民側、 章と町 町制施! した。 大間地区出稼者協会、 Ó 行四〇周年記念の一 から漁港、 木 住民の参加が不可欠です。 町 の花、 防災、 重要な年中行事となったのであ 町 た。 道路、 の鳥を制定することを決め 環として、 材木地区出稼者協会の三 Va 一一六一人で、二・二世 わゆ 公民館、 その個 各課長・ á 安全確保や賃金 移 当町は町 その趣旨を述 移動役場を開 保育所、 々につい 動役場」

7 冠 と懇

談

室長

事

民憲

委

次の一三人に委員を委嘱した。

委員長 石澤 徹 (大間町社会福祉協議会会長)

員 義 佐々木正 (大間町教育委員会委員)、 (大間町議会議員)、 松野良一 米澤輝司 (町立奥戸中学校長)、 (大間町議会議員)、蛯子富二夫 田中広幸 (大間町連合青年団団長)、 (大間町議会議員)、

会長)、米澤明男(大間町連合PTA会長)、熊谷正之 仙臺タキ (奥戸婦人会長)、 濱端廣利 (大間漁業協同組合組合長理事)、 (学識経験者)、 和田英夫 遠藤賢治 (学識経験者 (大間町商工会

の花、 同委員会の慎重にして活発な審議が実って、 町 の鳥が制定された。 翌五十七年六月十六日、 町民憲章と、 大間町を象徴する町の木、

〈町民憲章〉

町

わたくしたちは、 津軽海峡の青い海と、 美しいみどりの丘と、 太陽に恵まれた本州の最北の地に住

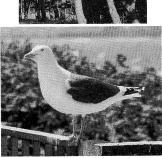


写真 3-13 町の花鳥木(はまなす・くろまつ・かもめ)

郷土を愛し、

自覚と責

え、自然をいつくしみの力と汗の偉業をたた

む大

るく、うるおいのある たくましく、豊かで明 任をもって、文化的で

住みよい町にするため

四町

〇 制

に、この憲章を定め実践します。

一、健康でよく働く豊かな町をつくりましょう。

一、きまりを守り、明るく住みよい町にいたしましょう。

、教養と文化の高い清らかな町をめざしましょう。

、人を愛し、まことをつくす、しあわせな町に育てましょう。、互いに話し合う平和でなごやかな町をきずきましょう。

海岸のいたるところ!〈町の花=はまなすの花〉

海岸のいたるところに自生し、 初夏に芳香を放つハナマスのかれんな花、 郷愁をそそる甘酸っぱ

とともに、大間町の気候風土に適したバラ科の落葉低木として、昔から町民に親しまれてい

(町の木=くろまつ)

○○年を超えるものも珍しくない。 大間町は、クロマツの北限地である。 潮風や雨雪にもよく耐え、 松は古来めでたい樹木として親しまれてきた常緑高木で、 雄々しい中にも気品ある姿を漂わせている。 樹齢一

(町の鳥=かもめ)

弁天島・津鼻崎をはじめ港、

海岸、

海上にと群れとぶ優美なカモメは、

自然現象に敏感で時化を教え、

また、豊漁を告げる海鳥として、昔から町民に親しまれている。

施 行 年 当町 記念式典を挙行し、 は昭和五十七年(一九八二)八月五日、 その席上、 功労者を表彰し、 大間町総合開発センターにおいて町制施行 各界の協力団体に感謝状を贈呈した。 应

〈功労表彰

○自治功労者 大見義美、故大西善太郎、

加藤勇蔵、 倉本留雄、 廣谷久、 小鷹勝幸

泉忠進、

造、

○音楽功労者

町立奥戸中学校

○体育功労者

○教育功労者

県立大間高等学校、 島津政幸、

岡田忠夫、 浅利由美子

○民生功労者

真柄豊三郎、

和田英夫

石澤徹、矢越甚蔵

〇保健衛生功労者

髙橋利助、 野崎やな、 坂本スサ、 藤枝トメノ、柳谷信一

○産業経済功労者

小谷清作、 宮野慶毅司、 小林正美

○消防功労者

小谷菊市、 菊野敏美、 島長次郎、 樋口源太郎

0

納税・消防功労者

岩瀬武三郎、 笹谷賢治、 稲葉末作、小谷信千代、 佐々木隆男、

熊谷忠

益 城良造

0 蛯子隆 教育・産業・自治功労者

○長寿者表彰 (満九〇歳以上)

武内たか、 鈴木よしの、 細間なつ、

岡村ふみ、

阿部くる、

鹿角竹恵、

岡部せき、

角野

がはる、

笹谷そよ、

安

○長寿者表彰 (満八○歳以上の夫婦

渡い

Ļ

笹谷勇八、

高松たか

駒井林五郎・ たか、 矢越喜一 郎 ・ ハ ッ、 沢田長作 きわ、 福井嘉市 まつの、

笹谷勇八

ふね

感謝状贈呈〉

○町制施行四○周年記念関係

間婦人会、 大間地区総代、奥戸地区総代、 奥戸婦人会、 材木婦人会、 材木地区総代、

飛鳥亮

大間漁業協同組合、

奥戸漁業協同組合、

大間町商工会、

大

○大間町総合開発センター落成関係

本国土開発株式会社青森営業所、 株式会社坂爪設計事務所、 大間地区、 共和ボルトむつ株式会社、 大間

婦人会

日

○大間町海峡保養センター落成関係

堀内建設株式会社、 清水建設株式会社仙台支店、 青森市大間町人会、 株式会社坂爪設計事務所、 大間電報電話局 野崎建設工業株式会社、 大見海事工業株式会社

235

記念事業

N H K 「広報おおま特集号」 「四〇周年記念要覧」 大間町沿革史年表」 「夏休み巡回ラジオ 発行 発行 発行



生

放送

町制施行40周年を記念してつくられた「津軽海 写真 3-14 峡海鳴り太鼓」

77 大間町制施行50周年記念祝賀会

L 大間 舞踊連盟会長の飛鳥亮氏に和太鼓曲の創作を依頼した。 七年二月初め、 間 0 創作をはじめ、 町を訪れ、 V3 町 騒を表現した 飛鳥氏は直ちに構想に入り、 制 郷土芸能をつくろうとの声が高まってきた。 0 津 四季 施 軽海峡海鳴り太鼓」完成披露 行四○周年を迎えるに当たって、 曲 春夏秋冬を交響曲的にイメージしたもので、 東京在住で青森市のねぶたの里の構想と奥入瀬渓流太鼓 の指導と全体構想をまとめる作業に入った。 全国各地で創作太鼓の作譜 この月の末にはさっそく二曲を持っ 後世に伝えることのできる。 の経歴を持つ、 そこで町は、

全日本民俗

昭 和

五.

峡を表現した「津軽海峡海鳴り太鼓」と、 と 「波乗り太鼓」、 「潮騒太鼓」、 「夜明けの章」 第二章を夏の昆布漁の様子を表す「昆 第三章を秋の 「豊漁戻り船」、 V3 Ź かにも当町にふさわし -カ釣り 第四章を冬の荒れ Ó 様子を表現 狂う 布

第

章を春 (の構)

0 は

氏

想

て大

取 潮

ŋ

船出」 火太鼓」

ح

漁 0)

海 た

仕上がりであった。

五 町 こうして町制施行四○周年記念式典の行われた八月五日に初めて披露されたのが「津軽海峡海鳴り太鼓」である。 0 周 施 年 行 を挙行した。 当町は平成四年 功労表彰と感謝状贈呈の後、 (一九九二) 十一月三日、 大間中学校体育館において町制施行五〇周年記念式典 来賓を代表して県知事 (佐々木県企画部長代読)、県

功労表彰および感謝状贈呈の対象者、 五〇周年記念行事などは次のとおり。

○功労表彰

議会議長

(平井県議会議員代読)、

大島理森衆議院議員、

松尾官平参議院議員、

県町村会長

(木村副会長代読

からそれぞれ祝辞が述べられた。

宮野正 木村功、 傳 之 向井勝 新田正俊、 勇 目時正 東日本フェリー株式会社、 實 大内 一 **五郎**、 大間母の会、 郎 柳森傳次郎、 古谷吉光、 電源開発株式会社 菊池武夫、 中島隆、 山 I崎武繁、 佐 伊藤曻太郎、 新田 々木清喜、 喜一、 髙橋利 廣谷久、 佃勝文、 助 中島大、 坂本勝雄、 岩泉長孝、 小林唯八、 七島 御 厩敷友吉、 美 和田英夫、 松本秀雄 佐 々木隆男 熊谷正 小谷

○長寿者表彰

朗 満 『九五歳以上》 笹谷ふね、 ッ、 米澤豊江・つや、 和田よね、 小谷菊市・ぜん 宮崎菊恵、 佐々木真了、 須藤與一、 (満八五歳以上の夫婦)

○感謝状贈呈

大間 会 [地区、 林木婦人会、 大間漁業協同組 みどり生活改善グループ、 合、 奥戸 漁業協同 組 大間町納税貯蓄組合連合会、 合、 大間 町 商 工会、 大間 崱 観光協 大間町連合PTA、 会 大間 婦 人会、 電源開発株式 奥戸婦

子、 川口巌、 大間原子力総合立地事務所、 佐藤桂 中村征典、 下川原堅蔵、 大間町電友会、米澤輝司、 加藤ふじ 清水克

記念事業

「五〇周年記念誌」発行

「広報おおま特集号」発行

タイムカプセル実施 学校教育回想録」発行

町史編纂着手

「二十一世紀のわが町」児童生徒 町民作品募集

記念植樹、大間地区より桜苗木一〇〇本寄贈 五〇周年記念品 (全戸配布)

NHK「昼の散歩道」公開録音

海上自衛隊大湊音楽隊記念演奏会

海峡保養センターー 日無料開館

○通年行事 黒石八郎バラエティショー (五〇周年記念として)

第二九回大間町民体育大会 平成四年度消防団定期観閲式



写真 3-15 町制施行50周年記念式典

平成四年度大間町成人式

第七回はまなす駅伝大会

第五回大間町ベコまつり 第二回大間町健康まつり

第一

七回町民文化展

第一 第三〇回大間町産業祭 四回大間町音楽祭

第七回大間町少年柔道大会 第二九回大間町少年剣道大会

各学校運動会・体育祭

○協賛行事

大間崎灯台一般公開

第三回北通り小学校陸上競技大会

第六回大間町舟競争大会

「第三次大間町総合計画」の策定

当町は昭和五十四年(一九七九)二月に「第二次大間町総合計画」を策定し、

町行政の総合的・

効率的運営の

十二月、 指針として諸施策を実施してきた。その後の社会・経済環境の激しい変化に対応するために平成元年(一 新たに「第三次大間町総合計画」を策定し、二一世紀を視野に入れた行政をめざすこととなった。 九八九)

現 状 ح 行政 組 織

たび び 企 病院 画 機構の 調 整課・ 題 (一部事 改革が行われてきたが、 点 税務課・民生課・農林畜産課・水産商工課・建設課・原子力発電所対策室・出納室の七 |務組合下北医療センター)・水道の二公営企業および執行機関として議会・教育委員会・選 町 の行政機構は、 昭 地 域の特殊性と多様化する行政需要、 和六十一年 (一九八六) の課設置条例の改正により、 住民サービスなどの要請によってたび 町 長部! 局 課 総 二室およ

0 職員数は、 〇四人に比較して五人 昭和六十三年四月一日現在で九九人となっており、 쥞 パ 1 セント) の減少となってい る。 五十八年と同数であるが、 普通会計に属する一般行政 昭和六十~六十二年 職員数を類似 団 体

理委員会・農業委員会の事務局ならびに監査委員で構成されている。

少ない。 で比較してみると、 全国類似団体の人口一〇〇〇人当たり(昭和六十二年四月)一四・三八に対し、

事 務管理については、 窓口 改善および事務の機械化・OA化を部分的に実施してきたものの、 まだ改善

(1)

行政管理

の近代化

事務管

政の統一を図るための総合調整機能の強化など、 効果を挙げ、 すべき問題が残されてい 住民サービスの向上を図るため、 る。 今後は行政需要の増大と高度化および広域化に対処し、 事務の職能化・ 新しい時代に適応できる行政管理体制の充実を図る必要 システム化・ 標準化を進めるとともに、 最小 の経費で最大の 行

表 3 - 1	本町にかかる広域行政
---------	------------

一部事務組合名称	処理事務	構成市町村名			
	広 域 計 画 消 防 精薄児等施設	むつ市,下北郡全町村			
下北地域広域行 政事務組合	電 算	むつ市,大間町,風間浦村,佐井村, 脇野沢村,東通村,横浜町			
	し尿処理	むつ市,下北郡全町村,野辺地町, 横浜町,六ケ所村			
下北医療センター	医 療	むつ市,下北郡全町村			

ニティーを中心に自治意識や参加意識の高揚に努める必要がある。 報の一方通行となっている状況にあり、 (四) 広域行政

開催し、

住民の意向聴取や意見交換の場としている。

今後は町内会等住民とのコミュ

広聴活動は、

町内会、

各種団体などを通じ、

移動役場・町政懇談会を

全体的

には

行

有線放送を用いている。 要するものについては、 文書については、 点広報刊行物を不定期に発行している。また、 当町における広報活動は、 (Ξ) 広報・広聴 町内会などを通じ、 広報車および大間・奥戸両漁業協同組合の無線 毎月一 回発行の広報紙および町勢要覧、 全戸配布を行うとともに、 住民周知のための一

緊急を

般公

重

(2)がある。 執務環境

五十八年に大規模に増改築した木造二階建ての現庁舎は老朽化が 意し、 執務環境については、 常に改善を図ってきたものの、 庁舎の採光、 行政機能が高度に発揮できるよ 昭和五年に建築され、 照明色彩、 各課の配置に留 昭和

う新庁舎の建築が望まれている。

また狭隘となっており、

域

て下北地 広域行政についてみると、一部事務組合のより効率的な運営を図るため、平成元年(一九八九)四月一日をもっ 域広域行政事務組合とむつ地区環境整備組合およびむつ下北地域福祉事務組合が統合され、 お 0 お 0 広

事務を共同処理している。 現在、 部事務組合に対する負担金の増加による財政圧迫等の問題はあるものの、

施

策の方向

○行政の執行を計

行政に寄せる期待は大きく、 (-)行政組 織 他町村との協力により一層の広域行政推進を図る必要がある。

三画的・有機的に結びつけるため、

計画

実施

検討 にい

たる

連の管理体

組織体制を整備する。

系化を図るとともに、 総合調整機能を強化する。

新規の行政需要についても対応できるよう、 現機構に検討を加えながら、

 (\Box)

事務管理

新庁舎建築を検討する。 職員の適正配分と、さらには職員の能力と勤労意欲の向上を図るため、 人事管理の適正を図るとともに、

0 行政事務を迅速か つ的確に処理するため、 オフィスオートメー ションの導入を含む事務管理体制の総合的

改善を検討する。

(三) 広報・ 広聴

(1)広報活動

するため、 広報紙 『広報おお 広報担当を設置し、 ま の内容・ 専門能力を有する職員の育成と広報活動の積極的展開を推進する。 体裁 配布頻度の拡充を図るとともに、 層きめ細かな広報体制を確立

(2)広聴活動

242



写真 3-16 防災行政無線

意向聴取や意見交換の場として、行政懇談会など広聴集会の開催に努める。 町民の行政についての関心を高め、 これを施策に反映させるため、 町づくりや行政運営に関する町民と

四 広域行政

他町

村と連絡協調し、医療行政における伝染病隔離業務の広域化を図る。

大間町水産振興計画・大間町地域振興計

画

七

くり」をめざして、 当町 'は平成四年 大間町水産振興計画と大間町地域振興計画を策定した。 (一九九二) 九月、 「二一世紀に向けた豊かで活力ある町づ 以

はじめに

下は、

両計画書の要約である。

○近年の当町を取り巻く社会環境には厳しいものがあります。 ず、 その他の産業に目を向けても、 三年は不漁であったのをはじめ、 る漁業においては、コンブが平成元年の空前の豊漁を境に一転して平成二~ 新たなる雇用の創出も難しい状態です。 長年の懸案である企業誘致も容易に進展せ 沿岸漁業が衰微の傾向にあります。 主要産業であ

○加えて、 嫁不足問題が叫ばれています。いうまでもなく高齢化社会については、 若年者の流出が著しく、 漁業者等の後継者問題が深刻化する 一方

0 町行政としましては、これまで苦しい財政状況のなか町民の要望に応えるべく、 りましたが、 当町も例にもれず、 地域産業の伸び悩み等から町財政は今後一層厳しくなり、 その波が押し寄せてきており、 その対応が急務であります。 振興を図るにも長い時間を要するも 最大限の努力を致してまい

○このような現状を打破し、 住みよい環境をつくることで、活力ある新しい大間町に生まれ変わり、更なる発展に向けて歩んで行くこと 電所の立地によるメリットを最大限に活用することが最良と考え、電源三法交付金や発電所の固定資産税を ができるものと確信しています。もちろん、原子力発電所の立地に当たっては、安全性の確保が最優先され 財源として水産振興等各種産業の振興を図ることにより町民が豊かになり、 ることはいうまでもありません。 早急に基盤整備を図り、 地域産業を活性化する施策を講じるためには、 公共施設整備を行うことにより 原子力発

〇二つの計画は、平成元年に策定された、当町の長期的な目標を明らかにするとともに進むべき方向を示した 毎年度計画を精査しながらローリングさせていき、十一年以降についても継続的に計画を策定し、振興を図っ 期基本構想)」並びに平成二年に作成された町づくりの青写真「大間町地域振興構想」 「第三次大間町総合計画」 今後一○年間での水産振興・地 に基づき、 昭和六十二年に発表された「リフレッシュマリン大間 「域振興の諸施策を明らかにしたものであります。 をより具体化させた 実施に当たっては、 (水産業振興長

○青森県ご当局からは、 「本計画について関係者間での協議を踏まえ、 実現に向けて最大限努力する」

回答をいただいております。

0 町 ために本計画に沿って、、豊かで活力ある町づくり〟を着実に進めてまいります。 民の一人一人が経済的 にも精神的にも豊かで幸せであるために、 また、 二世 紀に向け私たちの子供達の

平成四年九月

大間町長 金澤弘康

大間町水産振興計画(リフレッシュマリン・大間計画)

の概要

○人作り……人材研究センターを設置し、海づくりや栽培のための技術指導を行い、さらに、海づくりや栽培 ○種苗確保……発電所からの温排水を利用した北通り種苗育成センターを設置し、 保できるようにします。 安定的にアワビの種苗が確

○水揚げ向上……種苗放流、 流通・ 加工などの技術を持った人材を育てます。 増殖場の造成、 海藻団地の整備などを行い、 つくり育てる漁業による水揚げの 向

0 魚礁設置……海域 上を図ります。 の特性に合わせた魚礁を設置し、 魚介類の良好な生息環境を整備します。

0 価格向上……北通りの共同市場を整備し、 ための施策を講じます。 流通体制強化を図ります。 加工場を設置するなど付加価値 順向上の

○漁場管理……密漁監視レーダーを設置するなど、 監視体制を確立します。

0 漁港等整備 働きかけます。 ……下手浜・材木漁港の整備を継続するとともに小奥戸漁港などの早期着手を国

・県に積

極的に

表 3-2 水產振興計画総括表

	区 分 事 業 名		実施	時期	
区分	事業名	(漁協)	上期	下期	概要
種苗確保	北通り種苗育成 センター	発電所近傍	0	0	大型アワビ稚貝育成, コンプ 種苗生産, 将来は温排水利用
人づくり	人材研修センター	種苗育成 センター内	0		海づくりの技術指導, 人材育成
水揚げ向上	種苗放流	大間・奥戸	0	0	アワビ, ガゼ, ヒラメ
	コンブ増殖	大間・奥戸	0	0	雑藻駆除 海藻団地補修・新規造成
	アワビ増殖	大間・奥戸	0	0	アワビ増殖場(産卵場)造成
	割石~鳥の澗増殖場	大 間	0	0	アワビ,ウニ管理漁場造成
	ウニ増殖	大間・奥戸	0	0	空ウニ (ノナ) 移殖 ウニ増殖場 (産卵場) 造成
	魚礁設置	大間・奥戸	0	0	並型魚礁 (共同漁区内)
	ヒラメ陸上養殖	奥戸		0	陸上養殖施設
	海面(長磯)養殖	奥戸	0	10	イケス養殖施設
	試験事業	大間・奥戸	0		陸上中間育成施設試験継続等
魚礁設置	大型魚礁設置	共同漁区外	0	0	
	人工礁漁場造成	共同漁区外	0		
価格向上	共同市場設置	別途検討		0	
	水産加工場設置	別途検討	0		
	製氷施設設置	別途検討	0		
	コンブ干場造成	大間・奥戸	0		
漁場管理	密漁監視レーダー	大間・奥戸	0		
漁港等整備	下手浜漁港修築	下 手 浜	0	0	
	材木漁港改修	材木	0	0 -	
	小奥戸漁港	奥戸	0	0	
	大間港局部改良	大 間	0	0	
	長磯湾整備	奥 戸	0	0	離岸堤

注) 実施時期については、電調審後の5か年を上期、その後の5か年を下期としました。

本 画 0 総事業費は約一六○億円(うち海づくり等は一○○億円)です。

大間 町 地 域 張興計 画 0))概要

- ○道路・ ……町道の 舗装改修を行うと同時に側溝の整備を進めます。
- ○生活環境……老朽化が著しい焼却場・火葬場や既に満杯状態に近い埋立処分場を新設します。

流通体制の整備を行います。

大間に適した新しい

農産物を調

農業振興……畜産と畑作を中心に振興を図り、

づくりのため、公式大会の開催も可能な野球場・グラウンド・体育館・テニスコート等を備えた総合運動公 祉・教育……高齢化社会に対応すべく老人福祉 大間・奥戸両小学校を新築し、園児・児童の教育環境の整備を図ります。 のための諸施設を建設します。 町民がスポーツに親しむ環境 中学校に引き続き大間 幼稚

0

福

査研究します。

○上水道……水量不足、 赤水等を解消すべく浄水場・配水場等の施設の整備を行います。

園を建設します。

○その他……大間町のみならず広く北通り地域住民の集いの場として、 大間崎 集会場を順次整備します。 ともに原子力の正しい理解のための研修施設、 の整備 (なぎさリフレッシュ事業) をはじめ観光地、 温水プール等が複合された総合文化センターを建設します。 公園を整備します。 多目的ホール、 町民の方が気軽に集まれ 図書館、 郷土資料館と

本計 画 の総事業費は約一二〇億円です。

表 3-3 地域振興計画総括表

F .	± 114 /2	H2+6+8 =C	実施	時期	概要
区分	事業名	実施場所	上期	下期	「
道 路	道路・側溝整備	町内全域	0	0	
生活環境	一般廃棄物最終処分 場(埋立処分場)	大 間	0		埋立容量56,000m³
	一般廃棄物焼却場	大 間	0		処理能力20t/日
	斎場(火葬場)	大 間	0		
	町営住宅	大 間	0	0	
農業振興	農業振興センター	奥戸		0	農産物の集出荷場,保管施設 試験・研究施設
	農産物加工場	奥 戸	0		
	花卉栽培プラント	奥 戸		0	花卉類の試験栽培施設
福祉教育	特別養護老人ホーム	大 間	0		寝たきりなど介護を要する老 人の養護施設
	地域福祉センター	大 間	0		老人のデイサービス, リハビ リテーション, 全町民対象の 保健センター併設
	老人憩いの家	別途検討		0	作業場,娯楽室,浴場,ゲートボ ール場等を備えた憩いの施設
	大間幼稚園園舎	大 間	0		
	大間小学校校舎	大 間		0	
	奥戸小学校校舎	奥 戸		0	
	大間中学校グラウンド	大 間	0		
	総合運動公園	大 間		0	屋内体育館,野球場,総合グラウンド,テニスコート等
その他	総合文化センター	大 間	0		多目的ホール,図書館,郷土 資料館,温水プール,原子力 広報研修施設
	消防防災無線通信施設	町内全域		0	消防防災に関する通信連絡施設
	集会場	大間・奥戸	0		地区管理型
	役場新庁舎	大 間		0	

注) 実施時期については、電調審後の5か年を上期、その後の5か年下期としました。

ATR (大間原子力発電所) 地元に建設されます。 従業員用の社宅・寮が 社宅・寮の設置 町財政へのメリット 地域産業へのメリット 発電 地元から雇用されます。建設時、定期点検時の作業員が元電所関連の雇用 のための各種補助金水産振興、産業支援育各種補助金 地元業者に発注されます。発電所に必要な資機材や工資機材・工事発注 地元の商店から購入されます。従業員の生活用品等が生活用品の購買 産業振興・公共施設整備に総額は約三二億円で、増源三法交付金 約三五○億円が町税として入ります運転開始後一五年間で□定資産税 作業員が地元の旅館・民宿を利用します。建設時、定期点検時にに泊施設の利用 育成、 地域の活性化 活用します。 事 Ď 部 が 商工業・建設業の活性化 税 収 増 住みよい町 雇用の拡大 町財政の強化 生活環境整備 所得の向上・人口の定着・増加 水産・農業振興 資 企業誘致 豊かで活力ある町へ

図3-1 原子力発電所立地を契機とした町づくりの流れ

八 原発 誘

北の地 か 出稼ぎに頼らざるを得ない状況であった。 見直す中で沖合漁業 から始まった。 原 മ 発調 か といっ 当 つ 設 国の 町 查 室 はじめ隣接町村を含めた当地域の基盤整備、 置 エネルギー た地理的条件から容易に実現しなかっ 当時、 大間町 月二十八 0) 沿岸漁業は全国的な傾向として漁獲量が年々減少の一途をたどっており、 における原発 転換、 日 政策にも寄与し得る原子力発電所の立 0 町 農業・ 議会に、 (原子力発電所) 畜産業の奨励、 「原子力発電所新設に係わる環境調 また、 地域 た。 振 兼業漁家の促進等が図られたが、 誘致運動は、 そのような中で、 |興諸施策として企業誘致も積極的に行われたが、 並びに将来の地域と主産業である漁業との両立を前 地 0) 大間町 機運が高まっていっ 広大・平坦な大地を有する有利 商工会が昭和 査 0 早期実現 生産性 五十一 たのである。 を請 年 が 低 町 願 陳情したこと の基幹産業を 九七六) 性を生 本 部季節 提 州 四 最

室 ものの、 を設置し 方では、 原発を契機とした町勢発展の願い して原発誘致 原発の安全性への危惧から反対運動も起こり、 、向け、 行 政 議会一 、は強く、 体となっ 町議会は商工会の請願を採択 た取り 同年五月に 組みを開始した。 「大間原発反対 لّ 町は同年六月に [共闘会議] が 結 「原発調 成され

昭 大 和 電 間 原 五十三年 所 子 計 画 カ ある。 町 五月 は 商 Ī. 町 は電 会の請願を受けた形で、 発 通産省に対し支援を依頼した。 (電源開発株式会社・本社東京) 原発誘致に乗り出したが、 に対し、 立地適 その後の主な経緯は次のとおりで 地調 【査の実施を要請するとと

もに、

昭

和

十二月 北通り三か町村 (大間 町 風間 浦 村 佐井村、 以下 地元町村」 という による 「大間

原発環境調査協議 会 が 発 足

十五年 七月 町は通 産省に対して、 立 地 適)地調 査の実施を要

昭

和和

五

九月

通産省は原子力立地適

地調査を開始し、

この調査は昭和五十五、

五十六年度の二か年で

実施された。 通産省資源エ ネルギー庁の委託を受けた日本立地センターは 地 質・

原発立地の可能性を否定するようなものは見られないと判断された」と結論づけている。 海象などの調査を実施し、 その結果を総合的に分析した報告書で「概要調 査の範囲では

六月 電発は「立地適地調査」を開始 (昭和五十八年三月終了)。

昭和

五十七年

原子力委員会は「新型転換炉実証炉計画 力六〇万六〇〇〇キロワット級) は、 国内の原発の主流である軽水炉と将来の高速増 .の推進」を決定。この新型転換炉 Â T R

出

炉 れるプルトニウムや濃縮度が低いウランを燃料として利用可能なものである。 (FBR) をつなぐ中間的な炉で、 軽水炉から生じる使用済み燃料の再処理で回 収

十八年 四月 電発は地 元町村に対し「立地環境調査」 の実施を申し入れる。

昭

和

 $\overline{\mathcal{H}}$

七月 電発は 「大間原子力調査所」 を設置

五十九年十二月 八月 電発は、 電発は 「立地環境調 地元町村に 査 立 を開始 |地環境調査現地調査報告書」を提出 (昭和五十九年十二月に終了)。

町議会は 子力の平和利用、 「原子力発電所誘致」 安全性の確認監視体制を第一条件に、 を決議し、 議会内に「原発対策特別委員会」 積極的に原発誘致を図り、 を設置。 地場 原

昭

和

六十年

月

奥戸漁協

産業の育成、 人材開発に寄与し、 就労の場の確保による町民福祉向上と明るく豊かな家

の向上をめざすこととなった。

庭生活を通じ、 町

五月 通産省・科学技術庁・電気事業連合会・動力炉核燃料開発事業団・電発で構成されるA 大間漁協・ が臨時総会を開催し、「原発調査対策委員会設置」

を了承。

TR実証炉建設推進委員会が、「大間原子力発電所建設計画」

和六十二年 五月 電発は地元町村および青森県に計画推進への協力を要請。

昭

昭和六十一年

四月

総合エネルギー対策推進閣僚会議にて、

大間地点が

「要対策重要電源」

に指定される。

六月 大間漁協 は臨時総会を開催し、 「原発調査対策委員会設置」 を可決。

大間原発環境調査協議会に対し、ATR実証炉建設計画を説明。

月 電発は、 敷地境界線確定調査、 物件確認調査を開始 八月

電発は、

+

四月 七月 奥戸 町は ,漁協は臨時総会を開催し、 「水産振興漁場調査」 を開始 「原発対策委員会設置」を可決。 (平成元年十一月終了)。

昭

1和六十三年

月 「大間地区地権者代表委員会」 発足。

+

元年 一月 「奥戸地区地権者代表委員会」発足。

平

成

三月 所交渉委員会設置」を可決。 大間漁協は臨時総会を開催し、 「原発調査対策委員会活動報告」 を承認し 「原子力発電

大間 行政などからの財政的協力」「原発への地元の最優先雇用」 漁協は、 「漁業上の損失に対する適切な補償」「水産振興策の具体的実現 などの条件を満たせば、 向けて

が否決される。

九月 五月

電発は、

大間

· 奥戸

、両漁協に対し漁業補償金などを提示。

科学技術庁長官が、

青森県および

が本格的にスタートした。

原発と漁業は共存共栄が可能」とする最終報告書を承認した。 併せて、 諸条件を交渉

する窓口となる交渉委員会の設置を可決した。

十月 電発は、 大間地区・奥戸地区地権者代表委員会に土地買収価格提示

「大間原発三ヶ町村協議会」「六漁協連絡協議会」が発足する。

大間原子力調査所を「大間原子力総合立地事務所」

に改組

十二月 町は 「第三次大間町総合計画」を策定。

十月

地元町村において

七月

電発は、

三月 大間・奥戸地区地権者代表委員会は、 土地価格を了承。

三年 六月 七月 電発は、 土地買収契約を開始 臨時総会を開催し「原発交渉委員会設置」を否決。

奥戸漁協は、

平

成

+

平 成

二年

月 通産省資源エネルギー 庁長官が、 青森県および地元市町村に大間原発計 画 推 進 0

協

力

を要請。

平

成

四

年

月 奥戸漁協は、 万全な安全対策などの諸条件が整えば、 臨時総会を開催し「原発交渉委員会設置」 原発と漁協との共存は可能であり、

可決。

将来

0) 漁

業振興のためにも原発関連の財源利用検討の必要がある」として、 交渉委員会の 設 置

可決された。すでに交渉委員会を設置している大間漁協と足並みが揃い、 地元市町村に大間原発計画 推 進 の協力を要請 漁業補償交渉

平

成

平

成

六年

二月

介

指導に従

大間

奥戸両漁協に対し

漁業補償金見直

額 いを提示。

五年 十月 膠着した補償交渉を打開するため、 町は、 大間 奥戸両漁協に対し水産振興計画を提示、 町 町 議会、 大間 併せて地 奥戸 両 漁協が青森県に対し仲 域 振 **無計** 画を公表 介

を要請

十二月 青森県は関係者に対し、 漁業補償の仲介・ 指導を行う。

長年にわたっ た地元 五月 漁協との補償交渉が決着し、 電発・ 漁業補償 県の仲へ 協定調印 国家プロジェクトであるATR (新型転換炉) 実証炉 建 設

業の共存共栄は可能」 原発交渉委員会での原子力の安全性や漁業に与える影響への検討、 查対策委員会」 画 発 が具体化に向けて大きな一歩を踏み出した。ここに至る過程として、 計 画 平成七年 の設置の否決や、 との結論に至り、 (一九九五) 「原発交渉委員会」 七月、 電発の補償金提示、 電気事業連合会は原子力委員会に、 の設置の難航などの紆余曲折があっ 県の仲介・指導を経て決着に至ったものである。 および先例地視察などを通じて、 当初は、 ATR実証炉の工事費・発電 大間・奥戸 たが、 ,両漁協での 数十回 「原発と漁 に 原 ゎ たる 発調 原

け、 の 原子力委員会はATR 変 更 価が高く、 経済性向上の見込みがないとの判断から、 (新型転換炉) 建設を中止 Ļ 代替案として、一三八万三〇〇〇キロワット級フ 実証炉建設の見直しを要請した。 それを受 ル Μ

O X

A B W R

(改良型沸騰水型軽水炉)

建設に計画変更した。

崮 平 変更により、 業補償交渉 成 七年 が決着し、 八月 再度の漁業補償交渉の必要に迫られることとなる。 電発は、 旦は 頄 原子力委員会の大間原子力発電所計 調 に進むかに見えた大間原子力発電所計 その後の主な経緯は以下のとおりである。 画変更正式決定を受け、 画 は このATR 地元町村および県 から A B W Ŕ 0)

画 変更の申し入れ、 協力を要

平 成

七年

八月 町長は、 この要請に対し「大間原子力発電所計画に係る所信表明」を行った。

実施、 森県・電発に対し、①ABWR計画の早期実現、 画変更という道を選択する」という決意をし、 たものである。 まりに突然の出来事であった。この所信は、こうした地元の声を代表して町長が表明し ATR実証炉の実現に向け長年取り組んできた町にとって、この発電所計画 ABWRの商業炉としての安全性、 ③準備工事の先行着手、 その内容としては、 ④漁業補償の早期円満解決へ向けた万全の措置、 着工目前であったATR計画の変更を遺憾としつつ 将来性への期待から「大間町の将来を見据え計 通産省・科学技術庁・原子力委員会・青 ②水産振興・地域振興計画 の遅滞なき . の 変更はあ などを

この町長所信の要望事項である 要請するというものであった。

的 原発関連の補助金等を活用し、 な振興策が進められることとなった。 一部については電発からの資金協力を得て、 「水産振興・ 地域振興計画の遅滞なき実施」 以下の広域 を受けて、

特別養護老人ホー Ż

(仮称)

振

興策

総合文化センター (仮称

北通り種苗育成 センター 仮 称

北通り共同製氷施設

(仮称)

平成 九 年度 〈完成目途〉

平 平 成 成 冗 九 年度 年度

(I期分)

平 成八年度

平 成 七年 九月 町議会では、 それまでの原発対策特別委員会を「大間原発ABWR対策特別委員会」 に

改組。

十月には 「発電所誘致の原点に立ち返り町長とともに今後も原発建設に向け 取り

ことを決定した。

十月 町 議会・電発で、 大間・ 奥戸両漁協に計画変更を正式に申し入れ

業補償交渉の再開を求めて町・ 原発の炉型の変更により出力が増加することから、 議会・電発が両漁協に申 温排水の拡散範囲が広がるため、

し入れを行った。

漁

四月 大間漁協は臨時総会を開催し、 「交渉委員会設置」 可決。

平

成

八年

六月 奥戸 漁協は 臨 時総会を開催 Ę 「交渉委員会設置」 可決。

発電所計画の変更という大きな曲折を経ながらも、 大間原子力発電所計画は、 町 議会一体となった取り組み

その実現に向けて進みつつある。 今後は、 安全性の確保を大前提に、 町民一人ひとりの理解のもと、 発

九 歴代町((村)長 • 助役 ・収入役 電所と地域との共存共栄の実現が期待されている。

により、

歴代町 (村)長

氏 名

初代 歴代

(戸長)

田中元長

在 職 期

間

明 治 几

5 萌 治

六

256

組

一八代	一七代	一六代	一五代	一四代	一三代	二代	一代	一〇代	九代	八代	七代	六代	五代	四代	三代	二代(戸長)
浅見恒吉	金澤弘康	柳森傳次郎	目時正五郎	柳森傳次郎	目時正五郎	金澤幹三	中嶋徹夫	和田兵吉	佐々木吉三郎	加藤直次郎	佐々木吉三郎	相内滋	藤田政五郎	佐々木吉三郎	高畑熊三郎	()木村重孝
平 成	平成	昭和六	昭和五	昭和五	昭和四	昭和三八	昭和二六	昭和二二	昭和二一	昭和一	昭和	大正	大正	大正	明治二	明治
九・	-	•	七	五三	九	八	六	-	•	九	\equiv	九	五.	$\ddot{\cdot}$	=	六
一・一九~	九・ 一~	九• 一~	九• 一~	九• 一~	九・一~	四・三〇~日	四・二三~	四・一五~	=	三・二九~	一〇・ 八~	一〇・ 八~	四 · 一〇~:	三・二五~	七・一五~	
	_	_	-	· —	-	· = O	· ===	· 五	• = = =	· 二 九	· 八	· 八	·	三五	· 五	<u>-</u>

名誉助役 名誉助役 名誉助役 廣谷六郎 小谷辰之助 佐々木延松 明治二二(就任日不明)~明治四三・一一・一五 明治二二(就任日不明)~明治三七・ 三 三 二 七

明治二二(就任日不明)~明治二五・

明治三七 . 九 . 一九 ~ 明治三八 . 七・一六

明治四三・一二・一五~(退任日不明) 就任日不明)~大正 五. 四・一〇(兼収入役)

五 • 五・二三~大正 五. 四 _ O

大正 七・一〇・二二一(退任日不明

大正一一・ 二・一二~昭和一九・ 八・二九(兼収入役)

和田兵吉 新谷彦吉 小原久太郎 蛸島久八 佐々木吉三郎 能戸茂一

昭和二六・ 五・三〇~昭和三八・ 四 --

昭和三八・ 昭和五四・ 七 三~昭和五四 一~昭和五八 六・三〇 六 ・ 二

昭和六二・一〇・ 六~平成 四:三〇 柳森傳次郎

昭

和五八・一〇・

一七~昭和六一・

六・二一

小鷹勝幸 菊池武夫 金澤幹三

一五~平成

浅見恒吉 金澤弘康

平成

五(兼収入役)

蛸島久八 佐々木延松 治二二(就任日不明)~明治三七 五(兼助役)

菊池清四郎 若山時太郎 七 五 四・二九~大正 七・一二・二八 七 七・一一

和田兵吉 小嶋真作 大正 九 八 三・一三~昭和一九・八・二九(兼助役

昭和

三・一六~昭和

四

四:一三

八・一三~大正

就任日不明)~大正

五

四・一○(兼収入役)

一○·二三~(退任日不明)

四・三〇~昭和二一

三〜昭和四二・ 九・二三

田 山

中時雄 [田重藏 -嶋徹夫

昭和五四 六 ·

九・二五~

七・一〇・一七~現在

紀国和彦 伊藤曻太郎 小鷹勝幸

平

成

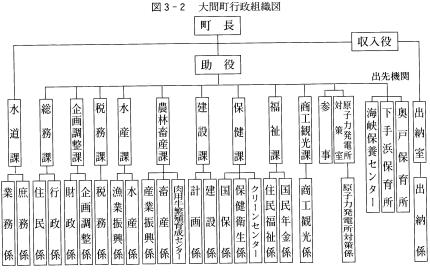
昭和五四 昭和四二・ 昭和二二・ 昭和一六・

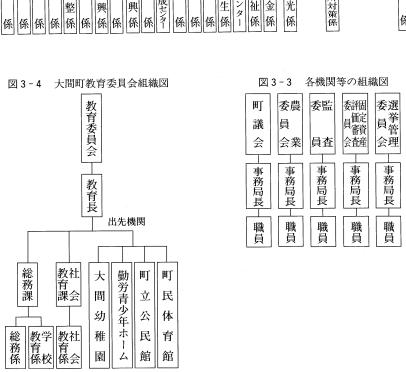
七・

ſ 平成

七・一〇・ 六

259





第三節 人口と戸数

人口の推

の江 期 口については不明で、それが明らかになるのは、江戸時代に入ってからである。江戸時代、つま 大間・奥戸の名が初めて文献に登場するのは、康正三年(一四五七)である。 しかし、戸数と人

り藩政時代の当町は大間村と奥戸村(枝村の材木を含む)から成っていた。 戸数と人口についての最古の記録は、享保五年(一七二〇)のものである(「田名部御用留」)。

三六戸 一一〇三人(奥戸五四戸・材木九戸・赤石二戸) 四七一人

奥戸村

六五戸

大間村

その数は、安永九年(一七八〇)になると次のように変化している(『邦内郷村志』)。 大間村 三三三人

奥戸村 八三戸 五二八人(奥戸五〇戸・材木二九戸・赤石四戸)

が人口の著しい増加を避けるために、 六○年間に、大間村の戸数は三六戸から七二戸と倍増したのに、人口は逆に減っている。 いわゆる「間引き」による産児制限を行わせた結果と思われる。また藩は この現象は、 南部藩

宝暦十年(一七六○)、下北半島の檜山を藩有にして、 伐出を厳しく制限したために、 村からの離散者が続出

人口は減少したといわれる。

江戸期のその後の記録は次の通りである。

寛政九年(一七九七)『原始漫筆風土年表』

大間村 二六戸 禄高五九石九斗三升三合

寛政十二年 (一八〇〇) 奥戸村 五〇戸 禄高八六石七升一合 『陸奥州駅路図

大間村 四〇戸

奥戸村 一〇二戸

享和二年 (一八〇二) 『仮名付帳

大間村 四四戸

奥戸村

一二九戸(奥戸九六戸・材木三〇戸・赤石三戸)

なぜか、 戸数しかわかっていない。

文政十二年 (一八二九) 田名部通惣郷正家書上」

大間村 四六戸

奥戸村 一二〇戸

奥戸の戸数は、大間のそれの三倍弱になっている。

嘉永二年(一八四九)には、 大間の戸数は六○~七○戸、奥戸のそれは一○○戸前後と推測される。

明 の 期 二六〇年余に及んだ徳川幕府を倒して、近代国家の建設をめざした明治新政府は明治五年 七二)、壬申戸籍を作成して、 正確な戸数・人口を把握した。

<u></u> 二八

大間村 七七戸 四五三人

明治九年 奥戸村 『新撰陸奥国誌 一六八戸 九七三人

大間村 七八戸

奥戸村 一六八戸(奥戸一四六戸・材木二二戸)

明治五年から九年の間、 大間村の戸数は一増で、奥戸村は変わっていない。

明治十三年

大間村 七九戸 四九八人

奥戸村 一六九戸 九五〇人

明治二十二年四月一日 0) 「町村制」施行で、 大間村と奥戸村は合併して大奥村となり、 従来の村は「区」と呼

ばれるようになった。

明治二十三年

一〇三戸

六七〇人

一七三戸 二七六戸 一六九二人 10三人

明治二十七年

奥戸 大間 一六二戸 一一一戸 一〇七六人 七五六人

明治三十七年

大間

一九二戸

一一九〇人

二七三戸 一八三二人

三五五戸 一六三戸 一一六八人

二三五八人

初めて大間区は、戸数・人口とも奥戸区を上回った。

大間は海産物に恵まれて、生活にゆとりがあったために

養子を迎えたり、分家に出したりした結果、人口が増えたのである。

明治四十五年

大奥村 四一二戸 三一五七人

大 正 期 大正期に入っても、人口の増加は続いた。 明治三十七年からの七年間で、五七戸、七九九人も増加したのは、

漁業が盛んになった結果である。

その前半の推移は次のとおりである。

の

戸 数

人

П

大正二年 四六五 三三七一

三年 四八六

三五二六

三六六〇

同 同

四年

四八九

264

大正十四年に、

人口は五〇〇〇人を突破している。

脇野沢村三七七世帯・二三九八人であった。 ○人、川内町二○五五世帯・一万二三六人、 二人、風間浦村五六四世帯・三六七九人、 下北郡の人口は五万二四七四人で、県人口は七五万六四一三人であった。ちなみに、佐井村五一八世帯・三二 大正九年(一九二〇)十月一日に、 同 同 大奥村 同 同 大正十年 同 同 司 同 十一年 十二年 十五年 十四年 十三年 八年 五年 七年 六年 六五四世帯 七七五 七三六 六六九 六五七 戸 六00 六〇五 五八六 五四 数 四〇七七人 四五二四 五六四三 五〇四二 四八六三 四八五七 四六五三 人 四三二八 三八七一 三九九八 三八一〇 П

大湊村九五八世帯・五七三五人、東通村一〇三二世帯・七三八七人

大畑村一一三二世帯・六五七〇人、

田名部町一五五五世帯・九一九

第一

回国勢調査が実施された。その詳細は次のとおりである。

265

二 昭和期の人口

もそれに巻き込まれた。 金融恐慌が始まった。昭和四年十月、 (一九二七)となったが、この年の三月、 大正十五年(一九二六)十二月二十五日に天皇が崩御されて、昭和と改元された。 深刻な昭和不況であるが、 ニューヨーク株式市場の大暴落が引き金となって世界恐慌が始まり、 片岡蔵相の失言により東京渡辺銀行が休業に追い込まれ、 大奥村の人口は増え続けた。 わずか一 週間 それを発端に で昭 和 日本 年

戸数人口

同 五年 八二四 五四四四 昭和二年 七九一 五六三八

十年 九四六 六〇六六

同

同

同 十五年 六〇五四

同 十七年 九九九 六二六〇

十七年の十一月三日、大奥村は町政を施行して大間町となった。 戦争遂行のために、「産めよ殖やせよ」がモットーに掲げられた時代である。 長い戦争が終わ っ た 昭

和

一十年は、

九八五!

戸と一千台に乗った。 五八四一人であった。 人口は六二七四人と微増にとどまった。 それから二年後の昭和二十二年に、 戦後初の国勢調査が実施され、 当町の戸数は一〇三五 ○四倍と微増

傾向を示しているのに対し、下北地域ではむ

人口流出が続く下北郡各町村と同

七倍と二六六人の減少を示している。これは、県平均が

五十年からの推移を見ると、この一○年間で○

九

に居住している。

昭和

じ傾向である。

地区別には、

減少数では大間地区が一二二

つ市に人口が集中して、

昭和二十五年 一一六二戸 七〇八一人

昭

和三十

车

以降

おりである。 昭和三十年(一九五五)以降の人口推移は表3-4の

二八四人(同三・八%)と、当町人口の大多数は大間地区奥戸地区には一七六九人(同二三・六%)、材木地区にはたる五四三四人は大間地区(下手集落を含む)に居住し、一位となる。地区別に見ると、当町人口の七二・六%に当人口の○・四九%で、県下八市三四町二五村の中では第四人口の人口は、昭和六十年国勢調査で七四八七人、県総当町の人口は、昭和六十年国勢調査で七四八七人、県総

表 3-4 大間町の人口と世帯数の増減

国勢調査年	総人口(増減率・増減数)	世帯数(増減率·増減数)	
昭和30年	7,835	男3,936(50.2%)女3,899(49.8%)	1,299
35年	7,982 (1.9% 147)	4,005(50.2%) 3,977(49.8%)	1,407(8.3% 108)
40年	$7,783 (\triangle 2.5\% -199)$	3,946(50.7%) 3,837(49.3%)	1,511(7.4% 104)
45年	$7,673 (\triangle 1.4\% -110)$	3,922(51.1%) 3,751(48.9%)	1,650(9.2% 139)
50年	7,753 (△1.0% 80)	3,969(51.2%) 3,784(48.8%)	1,780(7.9% 130)
55年	$7,624 (\triangle 1.7\% -129)$	3,872(50.8%) 3,752(49.2%)	1,901(6.8% 121)
60年	$7,487 (\triangle 1.8\% -137)$	3,779(50.5%) 3,708(49.5%)	1,999(5.2% 98)
平成2年	$7,125 (\triangle 4.8\% -362)$	3,536(49.6%) 3,589(50.4%)	2,098(5.0% 99)
平成7年	$6,606 (\triangle 7.3\% -519)$	3,232(48.9%) 3,374(51.1%)	2,092(0.3% -6)

※増減率・増減数は前回調査との比較による。

表 3-5 産業別就業者数の増減

日熱調木年	産業(大分類)別 就業者数(割合)						
国勢調査年	第1次産業	第2次産業	第3次産業				
昭和30	2,886(80.8%)	138(3.9%)	547 (15.3%)				
35	3,016(79%) [10.5% 130]	164 (4%) [11.9% 26]	632 (17%) [11.6% 85]				
40	$2,958(76\%)$ [$\triangle 2\% -58$]	256 (6.6%) [56% 92]	680 (17.5%) [7.6% 48]				
45	2,713(67.5%) [△8.3% −245]	417 (10.4%) [62.9% 161]	888 (22.1%) [30.6% 208]				
50	2,796(65.6%) [3.1% 83]	$412(9.7\%)$ [$\triangle 1.2\% -5$]	1,040(24.4%) [17.1% 152]				
55	$ \begin{array}{c c} 1,664(49.1\%) \\ $	639 (18.9%) [55.1% 227]	1,080(31.9%) [3.8% 40]				
60	1,915 (53.5%) [15.1% 251]	540(15.1%) [△15.5% −99]	1,121(31.3%) [3.8% 41]				
平成 2	1,350(41.3%) [△29.5% −565]	724 (22.1%) [34.1% 184]	1,197(36.6%) [6.8% 76]				

※[]内は前回調査との比較による増減率・増減数(人)

表3-6 地区別人口の推移

年区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	昭和~平成 50年~7年	平成7年/ 昭和50年
大間地区	5,556人	5,472人	5,434人	5,211人	5,062人	▲494人	0.91倍
奥戸地区	1,887	1,857	1,769	1,638	1,304	▲ 583	0.69倍
材木地区	310	295	284	276	240	▲70	0.77倍
大間町	7,753	7,624	7,487	7,125	6,606	▲ 1,147	0.85倍

資料:国勢調査

表 3-7 地区別世帯数の推移

年区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	昭和~平成 50年~7年	平成7年/ 昭和50年
大間地区	1,309戸	1,407戸	1,499戸	1,591戸	1,638戸	329戸	1.25倍
奥戸地区	416	436	437	441	383	▲33	0.92倍
材木地区	55	58	63	66	71	16	1.29倍
大間町	1,780	1,901	1,999	2,098	2,092	312	1.18倍

資料:国勢調査

表3-8 年齢階層別人口の推移

階層年	合 計	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~
H7714HFO/F	7,753人	1,612	1,280	1,260	985	1,031	697	521	367
昭和50年	100.0%	20.8	16.5	16.3	12.7	13.3	13.3	6.7	4.7
昭和60年	7,487人	1,185	1,292	832	1,196	923	923	614	509
PD7H00-1-	100.0%	15.8	17.3	11.1	15.9	12.3	12.5	8.2	6.8
平成2年	7,125人	905	1,147	720	1,077	941	973	725	637
一一灰 2 平	100.0%	12.7	16.1	10.1	15.1	13.2	13.7	10.2	8.9
20年間	▲628人	▲707	▲133	▲540	92	▲90	276	204	270
の変化		▲8.1	▲0.4	▲ 6.2	2.4	▲0.1	0.4	3.5	4.2

た。 年間の推移を見ると、 四〇~四九歳の三階層、 年齢階層別の推移を見ると、 材木地区が一〇年間にほぼ を若干上回っている。 る当町の老齢化指数は〇 る。その反面、三〇~三九 上と著しい減少を示してい に若い二階層で四〇〇人以 ○~九歳、二○~二九歳、 人と多いが、 ○○人以上の増加があっ 一〇%の減少率を示してい 六で、県平均の○・ 方、 五〇~五九歳層では二 また、この一○年間 昭和六十年におけ 減少率では、 — 五 特

わかるように、当町にも確実に高齢化の波が押し寄せている。 〇三ポイント上昇している。このことは、年齢別人口構成図がつり鐘型からツボ型へと移行していることからも

昭和六十年の世帯数は一九九九戸で、地区別に見ると大間地区に七五%の一四九九戸、奥戸地区に二一・九% 都市的空間を形成している。

(四三七戸)、材木地区に三・二%(六三戸)と、四分の三の世帯は大間地区に居住し、

世帯数の一〇年間の変化を見ると、いずれの地区でも増加しており、ここに核家族化進展の一端がうかがえる。

几

第 四節 議

明 治期 の村議会

郡は五組に分けられて、 草 創 期 部に下北郡役所が設置され、奥戸・大間両村はその管轄に組み入れられた。 明治六年(一八七三)に実施された大区小区制は同十一年に廃止されて、 第四組戸長役場が大間・奥戸・佐井・長後・蛇浦・易国間の六か村を管轄したが、 郡制が施行され、 同十六年には、 翌 十 下北 田名

参考までに、「明治二十年度大間村会議案説明書」 を次に転載する。 七年に同役場は廃されて、新たに大間外五か村戸長役場が大間に設置された。

当時の村には、

後のような村会議

員はまだ存在していなかった。

本費ハ昨十九年度予算額ニ対シ金九円九四銭九厘ヲ増加セリ然ル所以ノモノハ雑給金七○銭雑費金九円二 村会議諸費 金一〇円九〇銭

教育補 銭九厘ノ増額トナルモノナリ 助費 金六六円三七

本費ハ昨十九年度ニ於テ第四学区各小学校費ハ六カ村共通セルヲ以テ連合村会ニ於テ議スル処トナレリ然

271

故ニ今茲ニ此費目ヲ掲ク而シテ昨年度本校ニ対シ議決シタル予算額ニ比ヒハ金三四円三銭ヲ減 IJ -而シテ本年度ニ於テハ県令第九号ヲ以テ学校設置区域制定セラレシヲ以テ独立則チーケ村負担ニ係 ベセリ 差 他 1)

ナシ本校ヲ維持スル ノ補助費ナレハナリ

大間小学校補助費 金六六円三七

衛生費 (伝染病予防費) 金一〇円

予備費 金五円

なお、

この年に大間村は八八戸の分限に応じて等級

等から八等)

を決めて定率を定め、

九二円二七

銭

厘

スル

モノトス

を徴収している。 寄留別居同居ヲ問 この各戸賦課については、 ハ ズ総テ竈ヲ異ニスルモノハ各一戸ト見做シ之レヲ徴収がまだ。 次のように規定されている。

徴収期限内他 = 転スルモノハ即時完納セシメ他ヨリ転スルモノハ之ヲ徴収セズ 戸別割ニ於テ免除スベ

キモノ左ノ如 || 一難ニ逢ヒ家屋蕩燼又ハ流失シタルモノ

火風震

恤救規則ニヨリ官ノ救助ヲ受ケシモノ いのと 水

議 大 奥 村 員 会 明治二十二年 (一八八九) 四月、 町 村制 の施 行によって、 大間村と奥戸村は合併して大奥村とな

佐々木延松、 ŋ 次の一二人が初の村会議員に選ばれた。

太郎、

米澤小太郎、

渋田作右衛門、

小林唯八

武内傳兵衛、 髙橋仁助、 小谷辰之助 佃榮太郎、 木村重功、 竹内安五郎、 能戸藤十 郎 野﨑 藤

272

第一号議案

、本村役場ハ当分大奥村大字奥戸小谷辰之助宅ヲ借リ受ケ、之レヲ充テ借家料一カ月金一円五十銭ヲ支払

ウモノトス。

第三号村吏旅費支給細則

第一条 有給吏員職務ノ為、 出張スルトキハ左ノ各条ニ依リ旅費ヲ支給ス

第二条 車馬賃宿泊料支給額左ノ如シ

車馬賃 助役以上 一里金八銭 (六銭)

宿泊料

IJ

泊金四十銭(五十銭)

一十四年訂正(括弧内モ二十四年訂正)

車馬賃 収入約以下 一里金五銭

宿泊料 "一一泊四十銭

第三条 日帰リノ出張ハ弁当料金十五銭ヲ支給ス。

大間区選出の大奥村議

〈明治三〇~三四年〉

木村重功、 米澤小太郎、 佐々木菊太郎、 渋田作右衛門、 廣谷六郎、 竹内安五郎

〈明治三四~三八年〉

廣谷六郎、 佐々木菊太郎、 渋田作右衛門、 木村重功、 阿部勝寿、 竹内安五郎

〈明治三八~四二年〉

木村重功、 米沢小太郎、 熊谷友次郎、 阿部勝寿、 広谷六郎、 渋田作右衛門、 七島吉次郎、 竹内安五郎

〈明治四二~大正二年〉

廣谷六郎、 木村重功、 阿部勝寿、 竹内安五郎、 武内伝次郎、 羽生三郎

奥戸区選出の大奥村議

〈明治三〇~三四年〉

〈明治三四~三八年〉

佐々木延松、仙台重藏、 小林唯八、 佐久間又右衛門、 興村茂兵衛、 菊野勝三郎

〈明治三八~四二年〉

仙台重藏、高松三藏、 菊池清太郎、 興村茂兵衛、 佐々木延松、 佐久間又右衛門

〈明治四二~大正二年〉

佐々木延松、興村茂兵衛、

菊池清太郎、

仙台重藏、

興村茂兵衛、

菊野市五郎、

佐久間又右衛門

興村茂兵衛、 仙台重藏、 佐久間又右衛門、 高松三藏、 菊野市五郎、 佐々木延松、 菊池清太郎

明治四十年至十二月大奥村事務報告

第 人口及戸数 庶 務

出生一一九人 (内男四八人、 女七一人)

死亡 六七人(内男三六人、女三一人)

死産 三人 (内男二人、女一人)

ニシテ十二月現在及前半トノ比較左ノ如シ

吏員ノ異動 戸数三七六戸 前年ヨリ減九戸

書記宮野又八郎七月八日辞職セシヲ以テ同年十月十七日長坂勝吉其後任ニ選任セリ

収受三八二〇件

右衛門辞任ニ付十月十六日菊池清太郎選任セラル

奥戸区長佐久間又

議 事

発送

六八一件

議員ノ異動

村会議員米沢小太郎、 七島吉次郎五月十日辞任シ七月二十二日菊池清太郎、

佐々木延松補欠選挙二当選

就任セリ

奥戸区会議員森田要助六月三十日死亡セリ

会議開会度数及件名

提出件数 十件ニシテ毎回ニ於ケル会議ノ要項左ノ如シ

会

村

第一回一月十五日 大間尋常高等小学校敷地変更ノ件可決

第二回二月四日 大間尋常高等小学校敷地変更陳情の件可決

第三回二月十五日 | 校地変更再議ノ件 | 小学校ノ位置変更ノ件可決

第四回三月二十九日 明治四十年度歳入出予算ノ件 村税徴収期限ヲ定ムル件 選挙分会改廃ノ件修正

ノ件

第五回七月二十八日

明治三十九年度歳入出決算認定ノ件

村吏旅費支給規則改正ノ件可決

書記選挙

可決

大間区会

回三月二十七日 明治四十年度歳入出予算ノ件 区費徴収期限ヲ定ムル件原案可決

第二回七月二十九日 明治三十九年度歳入出決算認定ノ件認定済

第三回十一月十六日 義務額ヲ超エ支給セントスル高等科正教員ノ俸給額ニ同意ヲナスノ件 明治四十

年度歳入出予算追加ノ件

奥戸区会

第一回三月二十九 日 明治四十年度歳入出予算 ノ件 区費徴収期限ヲ定 ムル ノ件原案可決

第二回七月三十日 明治三十九年度歳入出決算認定ノ件

第三回十月十八日 区長選挙ノ件

第三 選 挙

村会議員ノ選挙

全四 五月三 数改選ニ阿部勝寿広谷六郎渋田作右衛門ノ三名当選シ補欠選挙ニ於テ七島吉次郎当選セリ 佐分会掛長トナリ佐々木延松菊池清太郎選挙掛トナル(二級午前八時ヨリ正午十二 選挙掛長トナリ ·時迄選挙ヲ執行シタルニニ級定期半数改選ニ木村重功米沢小太郎熊谷友次郎ノ三名当選シー 日 定期半数改選及補欠選挙ニ当リ本会ヲ大奥村役場ニ分会ヲ奥戸区務所ニ置キ村長高 、渋田作右衛門阿部勝寿選挙掛トナル下北郡書記菊池龍三選挙監督ノ為メ臨席セリ書記中島 一時迄一 級午後二 畑 級定期半 一時 郎 ヨリ 本会

木延松菊池清太郎選挙掛 会ヲ開キ本会ハ村長高畑熊三郎選挙掛長ニ渋田作右衛門阿部勝寿選挙掛ニ分会ハ書記中島佐選挙掛長ニ佐々 村会議員一級選出七島吉次郎二級選出米沢小太郎辞任ノ為メ欠員ヲ生シタルヲ以テ七月二十二日 二二級ハ菊池清太郎一級ハ佐々木延松当選シタリ トナリ (二級午前八時ヨリ仝十時迄一級午後零時ヨリ仝二時迄) 選挙ヲ執行シタ 補 欠選挙

選挙人

県会議員選挙人名簿ハ九月十五日現在ヲ以テ作成シ同月十七日 七月二十七日ヨリ八月二日迄七日間毎日午前八時ヨリ午後四時迄下北郡会議員選挙人名簿縦覧ニ 郡長ニ進達 セ ij 供 レセリ

当役場ニ於テ縦覧セシメ十二月二十日確定セリ 衆議院議員選挙人名簿ハ十月一 日現在ニ依リ作成シ同月七 日郡長へ送付シ副本ハ + 月五 日 ヨリ 五 H

間

第四 学 事

貝

月七 大間尋常高等小学校ニハー 日訓導吉川小八郎ヲ依願退職同日長坂勝馬代用教員ヲ命セラレタリ十二月二十三日中村恒男訓導兼校 月十八日今鼎吉訓 導ヲ命 セラレ六月十三日校長田 中幸次郎 転任

ヲ命

セラ

ル

十

十八日今鼎吉訓導ヲ命セラレ六月十三日訓導兼校長田中幸次郎解職セラレ十一月七日訓導吉川 長ヲ命セラル 奥戸尋常高等小学校訓導兼校長千葉稲城十二月十日依願解職 大間水産補習学校ニハ 小八郎 解職 月

十二月二十七日中村恒男訓導兼校長ヲ命セラル

二 就学及出席

年来就学督励 ノ結果本期ニ於テ疾病者ノ外不就学ヲモ見スシテ全部ノ就学ヲ了セリ然シテ其校別及員数左

ノ如シ

大間尋常高等小学校 三一人(男一八人、女一三人)

奥戸尋常高等小学校 三一人 (男一三人、女一八人)

欠席ハ一日タリトモ忽諸ニ付セス受持教員ニ其家庭ヲ訪問セシメ説示督励シ尚三日以上応セサル者 報告セシメ召喚説示セシカバ出席歩合百中大間尋常高等小学校ニ於テハ尋常科九四人高等科九四人

Ħ.

尋常高等小学校ニ於テハ尋常科七九人高等科八○人ニ達スルニ至レリ

三 学務委員

六月十三日田中幸次郎大間区学務委員ヲ解ク

四施設

学級 学級ナリ ノ編制 ハ前年ト異動ナク大間尋常高等小学校ハ三学級ニシテ奥戸尋常高等小学校ハ三学級及特別学級 大間尋常高等小学校ハ校舎狭陋ヲ告ケ前年ニ於テ新築認可ヲ受ケ起工中対岸ノ函館区ニ大火

アリシ為メニ多大ノ影響ヲ受ケ本期中其落成ヲ見サリシヲ遺憾トス

五 学校衛生

体検査ハ大間尋常高等小学校ニ於テ二回行ヘリ校医ハ時々巡視シ清潔法消毒等ニ留意シ厳密ニ実行セリ 伝染病ハ大間尋常高等小学校男生徒中一名ノ腸窒扶斯患者発生アリシモ幸ニシテ他ニ伝染ヲ見ス生徒ノ身 ラホー ム患者ハ種々ノ方法ヲ講スルモ減退ニ至ラサル ハ家庭衛生ノ及ハサルニ基因スルナラン

水産補習学校

大間水産補習学校在籍生徒数八十名ニシテ本期卒業生八名ナリ

第五 勧 業

農

事

蚕

竹内安五郎安東格治農事改良増殖実行委員ヲ嘱託セラル

テモ其成績佳良ナリシニ依リ将来有望ト認

春蚕下北郡役所ヨリ交付セラレタル蚕種ノ飼育ハ其方法幼稚ナリシニ予想以上ノ好果ヲ得タリ夏蚕ニ於

第六 衛 生

伝染病

本期間ニ於テ実扶的利 亜患者 名腸窒扶斯患者三名発生シ内腸窒扶斯患者一名死亡他ハ全治シ幸延蔓ヲ

見ス

清潔法

 \equiv 種 衛生組合ヲ督シ春秋二回厳密ニ施行セシメタリ 痘

春期未痘児ニ接種シタル人員百十三名皆善感ニシテ秋期流行性感冒ニ罹ルモノ多ク村医ノ注意 ニ依リ接

種 ヲ 中 止 セリ

第七 兵 事

壮

T

本年検査ヲ受クヘキ壮丁二十四名ニシテ検査ノ結果左ノ如シ

甲種歩兵四人 甲種工兵三人 甲種輜重輸卒一 人 第一乙種歩兵六人 第二乙種歩兵四人

第一乙種

輜 重輸卒三人 丙種二人 丁種一人

計二十四人ニシテ内現役兵ニ徴セラレタル者工兵一人歩兵五人輜重輸卒 人補充兵役ニ編入セラレタル

在郷軍人

者歩兵五人工兵ナリ

本年勤務演習ニ応召シタル者予備役歩兵二名後備役歩兵二名補充兵歩兵七名ナリ

第八 出 納

本期中国税完納セシニ依 ij 秋 |田税務監督局長ヨリ其成績ヲ表彰セラル

諸税取扱高左ノ如

国税一二八六円五銭] 二厘

県税二五三三円六八銭二厘

村 税四 一九二円 九 九銭 厘

其他財産及営造物別紙明細表 ニ掲クル 如シ右制第百八条ニ依リ提出ス

大正期の村議会

大間区選出の大奥村議

〈大正二~六年〉

廣谷六郎、木村重功、 阿部勝寿、 須藤松雄、 武内伝次郎、 武内安五郎

〈大正十~十四年〉

〈大正六~十年〉

木村重功、阿部勝寿、 武内伝次郎、 廣谷六郎、 竹内安五郎、 須藤松雄

須藤松雄、廣谷六郎、

木村重功、 七島豊太郎、 熊谷辨之助、 竹内安五郎

奥戸区選出の大奥村議

〈大正二~六年〉

興村茂市郎、小林孫八、 仙台重藏、 興村茂兵衛、 菊池清太郎、 佐々木延松

〈大正六~一〇年〉

大奥村議会は大正九年(一九二〇)十一月二十四日、 宮野正太郎、清水時次郎、 小林孫八、岩瀬千代八、興村茂市郎、高松市之助 左の条例を可決した。

大奥村有給吏員退職及死亡給与金条例

第一 本村有給吏員在 |職満四ケ年以上ニシテ退職又ハ死亡シタルトキハ其当時ノ俸給月額二分ノーヲ在職

年数ニ乗シタル金額ヲ一時ニ支給ス

※但シ金額円位未満 ノ端数ハ之ヲ棄却シ又一ケ年未満ノ在職月数ハ之ヲ計算セス

廃職又ハ事務ノ都合ニ依リ解職シタルトキハ在職年限ニ拘ワラズ前条ニ依リ退職給与金ヲ支給ス但

シーケ年未満ナルトキハ之ヲ支給セス

第三条 左ニ掲クル各号ニ該当スルトキハ退職給与金ヲ支給セス

一、自己ノ便宜ニ依リ退職シタルトキ

セラレタルトキ

懲戒処分ニ依リ解職セラレタルトキ

犯罪ニ依 以解職

四

有罪ノ宣告アルモ禁固以上ノ刑ニ該当セサル場合ニ於テハ此限リニアラス

禁固以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル為メ失職シタルトキ但シ後ニ免訴若クハ無罪ノ言渡シアルタル場合又

有給吏員ノ在職年数ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ルモノトス

第四条

四 [号ニ該当スル場合ニ於テハ其以前ノ在職年数ヲ通算セサルモノトス 項ノ在職年数ハ一時退職後再ヒ就職シタルモノニ在リテハ前後ノ年数ヲ通算ス 但シ前条第一号及至第

第五条 前 項遺 族ノ 退職給与金ヲ受クル資格ヲ有スシテ死亡シタル者ノ給与金ハ其遺族ニ支給ス 順 位ハ官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル

第六条 本条例ニ依リ退職給与金ヲ受クベキ有給吏員ハ村長、 助役、 収入役書記トス 大

奥

村

議

六 大正

四

1

昭 和 四 年

第十 第十条 第九条 福利増進ヲ図ラント欲ス此レ茲ニ本条ヲ設クル所以ナリ 旦 慎ムト共ニ之レカ待遇ヲ厚クシ而シテ能吏ノ招致ニ努メントスルノ趣旨ニ基キ退職給与条例ノ規定ヲ設ケ一 町村ノ幸福ヲ進メ之レカ発展ヲ遂クルニハ事務 第八条 第七条 ニシテ其目的ヲ達スル所以ノモノーニ吏員其ノ人ヲ得ルト否ラサルトニ因ル左レハ本村ニ於テ吏員ノ選任ヲ 就職シタルモノニシテ老年ニ至リ退職スル 理 附 額 \equiv 条 ノ外尚三百円以内ノ全額ヲ加給ス 本条例 由 則 本条例施行前ニ就職シタル者ハ其就任 退職給与金ハ其事故ノ生シタルトキハ之ヲ支給ス 公職ノ為傷痍ヲ受ケ若クハ疫病ニ罹リ退職ヲ許シ又ハ死亡シタルモノニハ其実況ニ依リ第 伝染病予防救恤ニ従事シ其手当ヲ受クヘキ場合は本条例ヲ適用 昭和期の村議会・町議会 ハ発布 ノ日ヨリ之ヲ施行 ス モー ノ日 ノ敏速確

実ヲ期セサルベ

、カラサ

ルハ今緩ニ贅言ヲ要セ

サ ル所 ヨリ本条例ノ規定ニ依リ退職給与金ヲ受クル権利ヲ有ス

セス

時糊口

ノ憂ナク安ンシテ長ク其職ニ勉励セシメ以テ本村

須藤松雄、 竹内徳三郎、 筑田豊八、 米澤善次郎、 酒田源太郎、 蛯子長太郎、

七島豊太郎、

廣谷廣

興村茂市郎、 清水時次郎、 岩瀬千代八、 佐久間要

(昭和四~八年)

須藤松雄、 七島豊太郎、 筑田豊八、 伊藤富藏、 益城長太郎、 廣谷廣三、 蛯子長太郎

奥戸区選出議員は不明

(昭和八~一二年)

益城長太郎、 米澤善次郎、 筑田豊八、 稲葉清吉、 須藤松雄、 伊藤富藏、 興村茂市郎、 廣谷廣三、 泉源吉、 要助 佃林太郎、 木

〈昭和一二~一六年〉

村

1力衛、

岩瀬千代八、

興村正太郎、

清水時次郎、

宮野正造、

興村榮八、

森田

泉源吉、 木下峯八、 稲葉清吉、 熊谷辨之助、 伊藤富藏、 酒田源太郎、 伊藤富太郎、 佐々木彌太郎、 岩瀬千代八、 筑田豊八、 興村榮八、興村正太郎、 佃林太郎、 益城長太郎、 興村茂市郎、 宮野正常 造 木村力衛 森 \mathbb{H}

要助

町議会議員となった。

町 村議会から より五か月前の六月二十日に実施された村議会議員選挙で当選した次の一八人は、 昭和十七年 (一九四二) + 月三日、 大奥村は町 制施行により大間町に生まれ変わったが、 そのまま大間 それ

一十二年四月三十日の町会議員選挙より施行した。 戦 後 新 熊谷忠造、 田 **| 義三郎、** 当町は大間 髙橋仁助、 酒田 町 出源太郎、 `条例第二八号 新田松太郎、 原貞四部 (町会議員定数増加条例) 郞 岩瀬千代八、 興村栄八、 髙松広、 伊藤富太郎、 益城長太郎、 により、 米澤善次郎、 町会議員の定数を二二人に増やし、 宮野 正造、 武内一夫、 筑田豊八、 森田要助、 佐々木菊太郎 稲葉清吉 昭和

耕作、 森田要助、 米沢仁太郎、 佐々木米吉、 亀谷次郎吉、 筑田豊八、 岩瀬武三郎、 新田松太郎、 髙橋仁助、 竹内徳三郎、 興村元一、松原孫衛、 興村小次郎、 大西善太郎、 佐々木松三郎、 工藤孫三郎、 手塚国美 吉田

笹谷賢治、 七嶋豊吉、 松尾春海、 蛯子養太郎、 興村忠次郎 (二十四年十月三十日退職

町議会には、 教育・総務財政・経済・民生の四委員会が設置された。

昭 和二十六年四月二十三日選挙 有権者数三五〇八人(男一六四七、 女一七〇四) 投票率

九

五

五 %

当選

者二二人

伊藤義一、 月十三日補欠当選 吉、大西善太郎、 松原孫衛、 松山義明、 米澤仁太郎、 興村小次郎、 佐々木米吉、 新田松太郎、 高橋貞吉、佐々木松三郎、小谷信千代、岩瀬武三郎、 七嶋豊吉、 興村元一、工藤孫三郎、 大見義美、 泉徳次郎(二十八年一月四日死亡)、 藤島定一、柳森傳次郎、 松尾春海(二十八年一 宮野正造、 筑田豊八、 亀谷次郎

昭和三十年四月三十日選挙 有権者数三八九二人(男一九三七、女一九五五) 投票率九〇・二六% 当選者

郎 柳森傳次郎、 傳法豊寿、 藤島定 七嶋豊吉、 宮野慶毅司、 熊谷忠造、 藤原三太郎、 泉忠進、 伊藤義一、新田松太郎、小谷信千代、松原孫衛、高橋貞吉、 熊谷富士雄 興村元一、興村小次郎、 松尾春海、 大見義美、 大西善太郎、 新田義一、岩瀬武三 松山義明

昭和三十四年四月三十日選挙 有権者数四一四○人(男二○六八、女二○七二) 投票率九〇・八九% 当選

松山重作、 大西善太郎、 宮野慶毅司、 小谷信千代、 柳森傳次郎、大見義美、泉忠進、 岩瀬武三郎、 藤島定

興村小次郎、 七嶋豊吉、 伊藤義一、 松尾春海、 笹谷賢治、熊谷忠造、手塚国美、 稲葉末作、 傳法豊寿 三十

昭和三十八年四月三十日選挙 八年二月二十二日死亡)、伊藤仁助 有権者数四二二七人(男二〇七〇、女二一五七) (三十五年五月二十六日死亡)、田中幸三、 御厩敷与吉、 投票率九 新田 ・三四% 義 当選

者 二 人

大見義美、小谷信千代、 小次郎、大西善太郎、 倉本留雄、 岩瀬武三郎、 佐々木隆男、松尾春海、 宮野慶毅司、 熊谷忠造、 加藤勇蔵、 七嶋豊吉 泉忠進、 (三十九年一月十六日死亡)、 松山重作、 正根政雄、 新田 興村

一、御厩敷与吉、 田中幸三、船水慶一、笹谷賢治、 手塚国美、 稲葉末作

この年の有権者数と投票率は不明

当選者二二人

昭和四十二年四月二十八日選挙

碇谷武志、 柳森傳次郎、大見義美、中島大、加藤勇蔵、 政 雄、 泉忠進、 興村小次郎、 熊谷忠造、 岩瀬武三郎 広谷久、 笹谷賢治、 佐々木隆男、 船水慶一、 倉本留雄、 大西善太郎、 新田義一、 小谷信千代、 稲葉末作、 御厩敷与吉、 松山重作、 宮野 (正男) Æ 根

大間町議会の議員の定数を減少する条例昭和四十三年三月十八日、当町は次の大間町条例第五号を公布した。

わらず同条第二項の規定により十八人とする。 大間 町議会の議員の定数は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九十一条第 項の規定にかか

附則

この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

昭和四十六年四月二十五日選挙 有権者数四五三八人(男二二三九、女二二九九) 投票率九一・三四% 当

選者一八人

笹谷賢治、 大見義美、 蛯子冨二夫、 船水慶一、加藤勇蔵、 宮野正 男、 興村小次郎 原 貞四郎、 倉本留雄、 佐々木隆男、 小谷清作、 広谷久、 稲葉末作、 柳森傳次郎、 中島大、 小林唯八、 泉忠進 大西善太郎

常任委員会は次のように改編された。

総務財政・文教民生・土木港湾・産業経済

(村小次郎の死亡(昭和四十八年九月十一日) と柳森傳次郎の退職 (昭和四十九年七月三十一 日 による補欠

選挙が昭和四十九年九月一日に実施されて、 昭 「和五十年四月二十七日選挙 有権者数四八八四人(男二四一五、 藤島定夫と蛯子隆が当選した。 女二四六九) 投票率九一・

五八%

当選

者一八人

木隆男、蛯子隆、 大見義美、 稲葉末作、 柳 森傳次郎 原貞四郎、 (五十三年八月二十日退職)、 小谷清作、 加藤勇蔵、 蛯子冨二夫、 正根政雄、 佐々木国光、 小林唯八、 広谷久、 倉本留雄、 笹谷賢治 泉忠進、 佐々 藤 島

定夫、 泉徳實

総務企画・ 文教厚生・ 産業建設 常任委員会は次のように改編された。

請 町 議会は昭和五十一年四月二十八日、 大間町商工会から「原子力発電所誘致に係わる環境調査」 の早 期実現を

願され、 これを採択して、 当町における原発誘致運動に先鞭をつけた。

選した。 原貞四郎の死亡 (昭和五十三年七月六日) に伴う補欠選挙が同年八月二十七日に実施されて、

竹村勝太郎

が 当

選者

八人

昭 和 五 十四 年四 月二十二 日 選挙 有権者数五〇三一人 (男二五二二、 女二五〇九) 投票率九一・ 五 %

蛯子隆、 二八人 佐々木隆男、 大見義美、 広谷久、 宮野正男、 佐 々木正、 石戸秀雄、 泉徳實、 藤島定夫、 泉忠進、 小

昭 林 和五十八年四月二十四日 唯八、 米澤輝司、 中島大、 I選挙 蛯子冨二夫、 有権者数五〇七六人 小浜幸男、 (男二五四三、 竹村勝太郎、 佐々木国光、 女二五三三) 清水 投票率 雄 九 七%

当

職)、 賢治、 中島大、小林唯八、 八月二十五日補欠)、 柳森傳次郎 大見義美、 (五十八年十月十七日退職)、蛯子隆 佐々木国光、 稲葉清一、 高橋慶男(六十一年八月二十五日補欠)、蛯子冨二夫、石戸秀雄 藤島定夫、 小浜幸男、 荒木長 能戸操、 郎 佐々木正、 (六十二年四月三日退職 (六十一年八月二十五日補欠)、 米澤輝司、 広谷久、 清水雄 (六十一年四月三日 船水慶 泉徳實、 (六十一年 笹 退

らに次の特別委員会の委員として、 整備組合議会議員・ 運営協議会委員・ 議員は総務企画・産業建設・文教厚生の各常任委員会に所属するほかに、 部事務組合下北医療センター議会議員・下北地域広域行政事務組合議会議 むつ下北地域福祉事務組合議会議員・ その 職責を果たした。 大間町海峡保養センター それぞれ監査委員 等運営審議会委員を兼ね、 員 ・消防委員 むつ地 区 環 玉 z 保

昭 和六十二 地方法務局大間出張所及びむつ土木事務所大間出張所存置対策、 原子力発電所対策、 年四月二十六日選挙 大間 .町海峡保養センター建設及び運営、大間病院運営、大間町畜産振興、大間営林署・青森 有権者数五 五人 (男二五五八、 密漁防止対策、 女二五五七) 大間 投票率八五・八八% 高校漁業経営科増設対 当

選者一八人

当

議会組織

平成7年11月1日現在

議会機構

町 議 会 議 長 石 戸 秀 雄 事務局長 番 匠 憲 隆 職事係長 草 訳 あつ子 主 事 山 崎 一 利 総務企画常任委員会 産業建設常任委任会 文教厚生常任委員会 議 会 運 営 委 員 会

議会議員

○委員長 · 副委員長

総務企画常任委員会				産業建設常任委員会				文教厚生常任委員会				議会運営委員会			
○佐々	:木	国	光	○佐々	マ木	Ī	E	OTI	谷	純	次	\bigcirc \wedge	林	唯	八
・米	澤	輝	司	・蛯	子	久三	三郎	・熊	谷	ヒナ	ナ子	・米	澤	輝	司。
小	林	唯	八	柳森		傳》	總	船	水	慶 一		佐々木		正	
畑	山	昭	男	泉	徳 實		實	中	島	大		蛯	子	久三	郎
佐	藤	亮	_	,竹	内	弘		清	水	潔		干化	谷	純	次
石	戸	秀	雄	岩	泉	盛	利	荒	木	長	一郎	熊	谷	ヒサ	ナ子

議会選出各議員

 監
 査
 委
 員

 消
 防
 委
 員

 国
 保
 運
 協
 議
 会
 委

員 船水 慶一 員 清水 潔 畑山 昭男 岩泉 盛利 員 小林 唯八 米澤 輝司 清水 潔 竹内 弘

一部事務組合下北医療センター議会議員 小林 下北地域広域行政事務組合議会議員 佐々木 大間原子力発電所ABWR対策特別委員会 〇泉

小林 唯八 泉 德實佐农木 正 竹內 弘

〇泉 德實·柳森傳次郎·小林 唯八 中島 大 岩泉盛利 船水 慶一 荒木長—郎 竹内 弘 佐々木 正 熊谷 ヒサ子 清水 潔 蛯子 久三郎 千代谷純次 米澤 輝司 佐々木 国光 畑山 昭男 石戸 秀雄

大間町議会広報編集委員会 〇竹内 弘·佐藤 亮一 千代谷純次 佐々木国光 熊谷 ヒサ子 岩泉 盛利

慶男、 中島大、 佐々木正、 正根政雄、 米澤輝司 荒木長一郎、 広谷久、 小林唯八、 清水雄 稲葉清一、船水慶一、藤島定夫、蛯子久三郎、 千代谷純次、 泉徳實、 大見義美 (平成二年四月二十二 能戸操、 日死 高橋

亡)、小浜幸男(昭和六十二年七月二日死亡)、 伊藤豪 (昭和六十二年七月九日補欠)、清水潔

月二十六日補欠)

平成三年四月二十一日選挙 有権者数五一五七人 (男二五六九、 女二五八八) 投票率八六・九七%

八人 中島大、 泉徳實、 竹内弘、 小林唯八、 米澤輝司、 荒木長 二郎、 佐々木正、 清水雄一、 熊谷ヒサ子、 船水慶

平成七年四月二十三日選挙 柳森傳次郎、 広谷久、 石戸秀雄、 有権者数五二〇四人(男二五九五、 千代谷純次、 清水潔、 能戸操、 女二六〇九) 稲葉清一、蛯子久三郎 投票率八七・ 四九%

当選者

一八人

岩泉盛利、 郎 佐々木正 清水潔、 泉徳實、 石戸秀雄、 畑山昭男、 米澤輝司、 佐々木国光、 熊谷ヒサ子、 船水慶一、佐藤亮一、竹内弘、蛯子久三郎 柳森傳次郎、 小林唯八、 中島大、 千代谷純 次、 荒木

歴代議長

歴

代

初代

二代

氏

名

岩瀬千代八

昭和二一・一〇・

就任年月日

一~(退任日不明)退任年月日

昭和二二・ 五・一二~(退任日不明

宮野正造 昭和日

筑田豊八

三代

昭和二六・ 五・三〇~

(平成二年八

当選者

四・五代 三代

新田

1松太郎

七・八代

大西善太郎 七嶋豊吉 岩瀬武三郎

昭 昭

四:二九

歴代副議長

一九代

石戸秀雄

平成

七

五.

一~現在

六・一七・一八代

中島 蛯子

大 隆

昭和六一・

四・一○~平成

四・一五代

初代 歴 氏 米澤善次郎 名 昭和二一・一 就任年月日

退任年月日

森田要助 昭和二二. 〇・ 一~(退任日不明 五・一二~(退任日不明

昭和二六・ 五・三〇~(退任日不明

昭和三〇 和三九 和三八 五 二・二九~ 五. 七~ 四 { (退任日不明 昭和三九 昭和四六

九・一〇代 七・八代 四・五・六代 柳森傳次郎 熊谷忠造 昭 昭和四二 和三〇 五 五 四 四 5 5 昭 昭 和四九 和 四一 七・三一 四

大見義美 昭和四九・ 九 · 七~昭和五一・

一代 稲葉末作 昭和五一· 九・二八~昭和五二・一二・二一 九:二五

小林唯八 昭和五二・ 一二・二一〜昭和五三・ 六:二0

二代 三代

昭和五三・

昭和五四 六・二〇~昭和五四 四:二九

正根政雄

五 二~昭和六一· 四

七 四:二九

ത 常 九 任委員 〇代 五代 三代 代 九代 八代 六代 四代 設 七代 代 会 置 小谷清作 荒木! 小 船 て、 第二次大戦 佐 正 稲 大見義美 泉 正 大見義美 根政雄 ロマ木隆 根政 葉末作 林 水 慶 唯 新しいスタートを切っ 徳實 長 雄 八 郎 男 後 平 平 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 平 和五八 成 成 和 和五三・ 和五二・ 和 和 和 和 わ 成 四 が国の 五四 辺 五 五. = 六 七 九 地方自治体の議会は、 五 五. 五 た。 六・二〇~ 九・二八~ 四 五 五. 四 九 • · = 0 \$ 二七~ 当町でも、 七~ ſ 5 平成 昭和 現 平 昭 昭 昭 昭 昭 昭 平 和 和 在 成 成 和 和 和 和 昭和二十二年(一九四七)八月二十三日、 蓋 五三 五. 五. 五 匹 五. \equiv 八 四 それぞれ 九 七 四 四 几 六:二0 几 四 九 四 九 二九 一二九 独自の常任委員会や特別委員会を設置 七

第四三号 条 (大間町委員会及特別委員条例) 本議会の常任委員会は左の通りとする。 を公布した。

大間町条例

総務財政委員会

教育委員会 民生委員会

経済委員会

特別委員会は特定の事件を審査させるため、 必要がある場合においては本議会の議決により、 これ

を置くものとする。

願陳情等の審査を掌る。

審査を掌る。

総務財政委員会は委員五人でこれを組織し、 総務財政所管に属する事務に関する調 査 及び 議

第四条 民生委員会は委員五人でこれを組織し、 民生所管に属する事務に関する調査、 及び議案請 願 陳情等

第六条 第五条 教育委員会は委員五人でこれを組織し、教育の所管に属する調査、 経済委員会は委員五人でこれを組織し、 経済及び農地土木の所管に属する事務に関する調査、 及び議案請願陳情等の 審査を掌る。

議案請願陳情等の審査を掌る。

第七条 特別委員会の定数は、議長が議会に諮ってこれを定める。

第八条 常任委員及び特別委員は、 議長が議会に諮ってこれを選任する。

議員は少なくとも一箇の常任委員会の常任委員となる。

但し同時に二個を超える委員会の常任

となることができない。

第九条

を通知しなければならない。 るときは、委員長はこれを招集しなければならない。委員長は委員会を招集するときは、 常任委員会の委員長は、議会がこれを選任する。特別委員会の委員長は、特別委員がこれを互選する。 委員会は委員長がこれを招集する。 前条第二項の規定により、 但し委員定数の四分の一以上の者から委員会招集の請求があ 初めて特別委員会の委員長の互選を行う場合にお 予め議長にこれ

レチ 前項の規定にかかわらず議長は委員会を招集するものとする。

第十二条 第十三条 委員長は委員会(公聴会を含む)の議事を整理し秩序を保持する。 委員長に故障があるときは、 委員長の予め指定する委員がその職務を代理する。

第十四条 委員会の議事は出席議員の過半数でこれを決し、 可否同数のときは委員長の決するところによる。

前項の場合においては、 委員長は委員として議決に加わる権利を有しない。

第十五条 委員長及び委員は自己、又は父母、祖父母、 配偶者、子孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事 その会議に出席

但し委員会の同意があったときは、

件については、その議事に参与することが出来ない。

発言することができる。

席を求めることができる。 委員会は町長、 選挙管理委員会の委員長、 及び監査委員並びにその委任又は嘱託を受けた者の出

ことができる。 より秘密会とすることができる。委員長は秩序を保持するため必要があるときは、 委員会は議員の外委員長の許可を得た者が、これを傍聴することができる。 傍聴人の退場を命ずる 但し委員会の

公聴会は常任委員会の議決によりこれを開

所に告示し、且つその周知に努めなければならない。 公聴会開 催 の場所及び日時は、公聴会の案件とともに委員長において予めこれを公衆の見易

ら公聴会に参加を求める者を定めて、その者に対し予め公聴会の案件並びに公聴会を開くべき場所及び日 委員会は公聴会の案件につき直接に利害関係を有し、又は学識経験を有すると認める者等の 中か

時を通知し、その参加を求めなければならない。

ことができる。 公聴会に出席した者は何人と雖も委員長の許可を受け公聴会の案件につき、その意見を述べる 前条の規定による参加者は他の出席者に優先して、その意見を述べ又は常任委員に対し質

常任委員会の委員長は、公聴会の出席者を制限することができる。

問することができる。

第二十三条 委員長は委員会の経過及び結果(公聴会の経過及び結果を含む)を議会に報告しなけれ

第二十四条 委員会において廃棄された少数意見は、 委員長の報告についで少数意見者がこれを議会に報告

ない。公聴会を開いた案件に関する議会の審議の結果は委員長において、これを公表しなければならない

することができる。議長は少数意見の報告につき時間を制限することができる。

第二十六条 第二十五条 委員長は書記をして会議録を調整し、会議の次第(公聴会の次第を含む)及び出席委員の氏名 議会の書記は議長の定めるところにより委員長の指揮を受け、委員会の事務に従事する。

前項の会議録は議長がこれを保管しなければならない。 (公聴会に出席した参加者の氏名)を記載させ、二人以上の委員とともにこれに署名しなければならない。

第二十七条 ることができる 前各条に定めるものを除く外委員会の会議について、必要な規定は委員会においてこれを定め

第二十八条 この条例及び前条の規定により、委員会において定めるものを除く外委員会の会議については

附則議会の会議規則による。

この条例は昭和二十二年八月二十三日からこれを施行する。

常任委 員会 常任委員会は、その時代の趨勢に応じて改編を繰り返してきた。 それは町条例によるもので、

の 変 遷 のとおりであった。

○昭和二十五年(一九五○)六月二十六日公布の町条例(第七一号)により、 経済土木・懲罰 の四委員会が設置された。 のちに「教育民生」は「文教民生」 本議会に総務財政・ に、 「経済土木」 は 教育民 「土木港 生

に改められ、 さらに「土木港湾」は「産経土木」に改められた。

0 ○昭和三十四年五月二十七日公布の条例により、「産経土木」は「土木港湾」)昭和四十二年六月六日公布の条例により総務財政・産業経済・土木港湾・文教民生の四委員会が設置された。 に改められた。

常任委員会の名称、 委員の定数及び所管は、 次のとおりとする。 ○平成六年

(一九九四)

三月十六日公布の条例により、

従来の四委員会は総務企画・産業建設・文教厚生の三

委員会に改められた。

総務企画常任委員会 六人

総務課・税務課・企画調整課・原子力発電所対策室・議会事務局・監査委員・選挙管理委員会の 請願、 陳情等の審査並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

関する事務の調査及び議案、 産業建設常任委員会

調査及び 建設課・ 議案、 水産課 請願、 商 工 一観光課 陳情等の審査 ·農林畜産課 農業委員会・海峡保養センター事業等の所管に関する事務

文教厚生常任委員会 六人

次

福祉課・保健課・水道課・教育委員会・国民健康保険事業・老人保健事業の所管に関する事務の調査及

び議案、請願、 陳情等の審査

第五節 財

政

明治期の財政

その詳細は不明である。現存する資料(大間町役場永久保存)によれば、 明治二十二年(一八八九)の町村制施行前の大間・奥戸両村の財政事情については、 明治二十年の大間村外五ケ村連合村の 正確な資料が乏しいため、

予 算 六五七円七七銭五厘 村費支出精算報告は次のとおりであった。

六七七円三二銭六厘 二九円五四銭九厘 戸長役場諸費 予備費ヨリ支出

内

内

内

訳

三〇四円二四銭 二八円七二銭

雑

給

三円五七銭 訳

衛生費

三五円

二〇三円三七銭 一三一円六八銭 二四一円三九銭 一一円二銭 一八円六二銭 九円四三銭 雑 営繕費 需用費 予備費ヨリ支出 費

予備費ヨリ支出

予 算 八五円二七銭

三八円七七銭

会議諸費

五九円六〇銭

二五円六七銭

二〇円

雑

給

雑 費

一八円七七銭 第 五〇円

299

内

訳

六四円九九銭 五四円三七銭

七二円二銭 九二円九〇銭

> 需用費 雑

給

雑 会議諸費 費

内

訳

三一九円二九銭

戸長役場諸費

明治二十二年度(自四月至七月) 大間村外五ケ村連合村費支出予算議按

八二三円七銭 九三円四二銭

繰越

予 予 算

三〇円

予備費

五円

費

九円三二銭

伝染病予防費

四円二五銭

八二三円四銭

七二九円六六銭

外

明治二十二年度へ(1)

諸雇給 備品費 需用費 運搬費 内 消耗費 内 戸長役場諸費 二五円 四九円七〇銭 支出予算議按参考届 一五円二九銭 費 給 九二円九〇銭 七円二〇銭 一七二円二銭 一七二円二銭

予備費

雑 雑

費 給

二〇円 五四円三七銭 六九円九○銭 二円 三円

議員旅費日当 四六円二〇銭 内 三五円一七銭

内 雑 費

雇

給

書記俸給

一円四〇銭

賄

費

二円八〇銭

-3 F

五円二九銭

八円九九銭

議場借入費

予備費 二五円

予備費

明治二十二年度大間村外五ケ村連合村費支出議按説

明

戸長役場諸費 三一九円二九銭

抑

々本費ハ二十一年度ノ予算額ニ対シ四一三円二九銭五厘ヲ減セリ是他ナシ町村制実施ニ際シ其筋ノ令達ニ

依り僅々四ケ月分ノ費用ヲ掲ケタリトシ依テナリ其細費目ノ如キハ逐次序ヲ追テ説明スルト左ノ如シ

雑 七二円二銭

本費ハ昨年度ニ比シ二二四円九四銭ヲ減セリ然ル所以ノモノハ前説明ニ 同

需用費

本費ハ昨年度ニ対シ一二五円九三銭ヲ減セリ然ル所以ノモノハ前説明ニ 九二円九〇銭

同

五四円三七銭

雑

費

該費ハ昨年度ニ比シ六三円四二銭二五厘ヲ減セリ然ル所以ノモノハ前説明ニ同シ

此費額ヲ以テ前年度ニ対比スレハ異動アルワナシ

六四円九九銭

会議諸費

四九円七〇銭

雑

五円二九銭

前説明

ノ如シ

前説明ノ如シ

雑

費

予備費 二五円

Ξ

本費ハ前年度ノ予算額ニ対シ一〇円ヲ減セリ

大奥村明治三十一年度歳入出総計決算

歳

入

予 九〇五円三九銭九厘 算 歳 六円九一銭六厘 六円五四銭 七円九〇銭 一円六九銭五厘 円八銭二厘 出 八六二円一五銭六厘 県税取扱手数料増 国税取扱手数料增 雑収入増 戸別割減 繰込金ノ増

経常費決算高

算 八六九円八五銭五厘 歳入出差引 八六二円一五銭六厘 経常費決算高

三五円五四銭四厘

繰越金

但三十二年度へ繰越ス

予

大奥村明治四十年度歳入出総計決算

歳

予

算

一八九二円一五銭一厘

一九八二円二銭二厘

経常費決算高

大正期の財政

各年度の歳入出総計

二四〇六円

大正元年

内三一円三六銭 国庫交付金増

二九円三〇銭七厘 九円六〇銭 県税交付金増

三七円一五銭五厘 繰越金増

戸籍手数料増

伝染病予防費補助金減

外

一円

三八円四一銭

雑収入増

五四円六六銭

出

戸別割減

一八九二円一五銭一厘

予

算 歳

一八二三円二七銭五厘 経常費決算高

残金一五八円七四銭七厘 翌年度繰越

歳入出差引

○年間で予算規模は二倍強に増え、新たに国庫交付金や県税交付金が支給された。

交付金

入

この年、初めて一万円台に乗った。

十年 九年

二七三九円

二四六〇円 三〇八五円 二三〇八円

三〇六六円

三四〇三円

八四九二円 五六三二円

〇七三九円

一一七八四円

一三五五八円 一一一七二円

十四年 一二六八七円

大正五年度の歳入出予算の項目は次のとおりであった。(カッコ内は決算)。 五年 (不明)

一八五円(二一五円)

306

歳

出

(国税・県税徴収交付金)

匹 \equiv 寄付金 使用料手数料 県補助金

> 五〇円七六銭 一円

二二三七円五六銭

二〇円 三五円

五

六

村税 繰越金

地租付加税

国税営業税付加税 二三円七〇銭 八〇円一厘

三〇円五六銭

所得税付加税

県税雑種税付加税 県税営業税付加税 四六円 五三円

鉱業税付加税 五三円四九銭

戸数割付加税 二六二三円三二銭(二七三九円三二銭 一五三六円八〇銭

合

六七九円七五銭

(-)

報

酬

六〇円

役場費

歳入に占める村税の割合は八○%で、村税の七○%は戸数割付加税である。

四 六 五. (三) (五) (三) (\Box) (三) (四) 会議費 衛生費 警備費 伝染病予防費 諸税及負担 (備品費、 修繕費 慰労金 消耗費 需用費 雑 (出場手当、 雑 費用弁償 給 給 料 給 雇入料、手当、文具料、 消耗費、賄料、通信運搬費、 演習手当、傷痍手当、夜警手当) 三二九円二二銭 三三七円五三銭 九四八円 四〇九円一六銭 二五九円七六銭 二七四円七六銭 三五円 (二〇円) 四一円 (四六円) 三九円六二銭(五一円六二銭) 三六円 (四八円) 一〇円 五円 二円七二銭 五円 九〇銭 金庫費、 借家料) 使丁給料、賞与金)

七 基本財産造成費 三〇円 五九円一五銭

八 神社費

予備費

+ 九

計

補助費(村農会補助)一四円八八銭

四〇円(一五四円)

二六二三円三二銭(二七三九円三二銭)

大正六年度

村有財産

恩賜救済資金 基本積立金

救済資金

五〇七円八三銭二厘 四五円一銭三厘

一〇〇円三二銭

勧業債券(額面一枚) 五〇〇円

物 地 四步

価格六〇銭

土

建

大間尋常高等小学校積立金 一一三五円三一銭二厘

七〇坪五合 一〇三円三一銭三厘

二〇二〇本

奥戸尋常高等小学校積立金 二二九円七七銭八厘 1000本

奥戸区 雑 松立木 杉立木 山林 基本財産 (現金) 田 株 基本財産 (現金) 建 畑 株券(陸奥汽船会社)一七五円 山 畑 木 地 地 林 地 券 (農工銀行) 五万本 一万四八九三本 八〇〇〇本 三五七坪 三反七畝二歩 一四〇円 反二畝一九歩 五一三円五〇銭四厘 八一町七反七畝二歩 六○町歩 一四坪 一七一円八四銭 二畝二七歩 二一町六反 一三坪五合

五 几 松立木 杉立木 雑 繰越金 雑収入 神社費 雑支出 伝染病予防費 教育費(恩給基金 交付金 (国勢調査) 国勢調査費 計 出 地 八二町五反九畝二一歩

五四円 五〇円

八五円

八九〇円九六銭

二五円 二〇円 九〇円

大正九年度歳入出追加予算

五 円

一五〇〇本 ○○坪五合

六 合 予備費 計

100円

六二六円六一銭

歳入出差引過剰金二六四円三五銭ハ歳出更生ニ依リ生シタル歳出不足額ニ充ツルモノトス

大正九年十一月二十三日提出 大奥村長

相内 滋

この年の十月一日に、第一回国勢調査が実施された。

昭和期の財政

昭和を迎えた直後に起こった昭和恐慌は、 深刻な農村不況をもたらしたが、それはそっくり予算規模に現れて

予算規模の推移は次のとおりである。

いる。

歳入出総計

村税

四七、六七四円 五〇、七一五円 (三一、八五四 (三五、九九三)

昭和二年

四八、五二四円

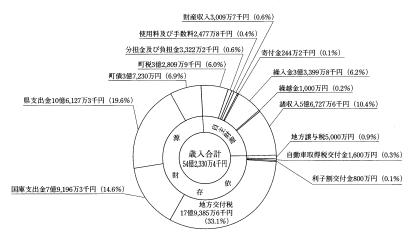
五年 九年

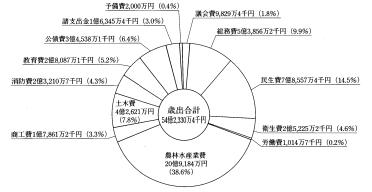
八五、五三三円 八七、二八七円

十五年

312

図3-5 平成8年度一般会計当初予算内訳





会計決算額推移

単位:千円

63	平成元	2	3	4	5	6	7
283,026	277,259	301,924	302,972	304,675	340,552	351,047	341,021
21,250	36,636	42,224	44,855	51,235	55,034	55,487	56,834
1,847	5,296	11,184	12,947	9,714	11,022	12,188	9,321
14,538	16,154	16,892	18,433	18,954	16,929	18,622	20,082
1,272,088	1,716,880	1,776,363	1,785,866	2,021,616	2,133,433	1,920,008	1,934,723
892	731	756	967	859	778	811	903
13,063	16,694	6,852	6,688	9,765	13,057	16,533	17,137
32,120	33,623	34,162	34,122	38,403	36,606	38,090	38,902
192,969	228,794	145,837	205,337	454,552	633,702	534,020	911,884
93,676	122,679	103,609	103,209	207,240	286,312	273,051	369,953
14,128	24,967	53,917	83,930	47,774	33,688	77,268	89,655
3,995	4,901	4,959	3,536	3,372	3,633	3,022	7,902
23,939	26,607	19,510	33,917	34,313	35,907	50,385	42,023
316,100	390,300	285,446	514,061	387,894	116,827	3,138,089	214,480
133,700	226,900	144,900	225,600	373,400	453,300	723,100	885,800
20,048	97,071	249,184	315,025	512,253	579,614	416,756	435,136
2,437,679	3,225,198	3,198,319	3,691,465	4,476,019	4,750,394	7,628,477	5,375,756
-							
63	平成元	2	3	4 -	5	6	7
64,983	73,649	80,420	82,128	95,203	90,215	95,082	98,302
547,620	960,662	776,948	765,299	742,449	751,823	736,188	678,775
225,835	227,680	259,814	300,560	410,686	532,495	483,617	805,777
146,452	173,381	179,181	414,604	243,235	319,027	856,004	886,873
7,280	11,201	12,446	7,799	10,045	11,173	14,471	11,900
355,190	482,743	390,104	430,457	922,057	898,111	3,813,039	1,061,808
108,673	104,681	99,030	117,334	129,964	134,360	156,393	156,667
167,177	203,273	296,353	299,652	327,427	376,718	429,872	503,065
118,040	135,627	161,879	160,105	197,023	216,304	242,026	344,947
391,175	543,880	599,471	715,321	1,042,101	1,004,972	376,535	409,658
0	3,058	7,905	35,356			15,440	3,950
248,647	256,153	260,851	268,537	279,922	304,811	307,787	322,458

2,381,072 3,175,988 3,124,402 3,597,152 4,400,112 4,640,009 7,526,454 5,284,180

0

表 3-9 一般

〈歳入〉

区		分		昭和56	57	58	59	60	61	62
			税	173,764	189,240	193,145	220,622	230,928	249,620	268,957
方	譲	与	税	12,621	11,747	19,952	18,972	19,854	20,870	20,692
子售	割 亥	だ 付	金							
力車取	(得利	兑交币	1金	7,161	6,793	10,712	10,363	11,535	12,707	12,609
方	交	付	税	963,636	1,060,306	995,194	962,716	1,073,363	1,076,215	1,099,403
安全対	寸策特	別交付	寸金	0	0	0	400	0	0	1,156
旦金	及び	負担	. 金	14,252	12,087	13,098	12,064	14,863	16,512	5,806
月料	及び	手数	: 料	30,788	24,527	22,617	22,859	23,231	24,563	32,772
庫	支	出	金	128,673	120,168	157,862	149,316	140,762	117,500	139,618
支		出	金	175,340	129,679	73,943	80,488	69,802	77,952	91,925
産		収	入	20,082	8,468	12,577	16,547	13,781	13,734	13,931
	付		金	15,559	3,553	2,369	2,449	2,943	2,679	8,812
	越		金	19,126	92,514	26,432	19,490	22,488	35,587	20,979
	収		入	86,175	39,199	64,716	95,072	103,767	. 89,984	230,755
			僨	576,600	177,600	246,400	182,600	124,100	132,000	128,700
	入		金	27,448	41,865	59,358	66,312	61,150	25,152	45,050
合		計		2,251,225	1,918,046	1,858,345	1,860,270	1,912,568	1,895,080	2,121,165
	方子車取方安全金料庫支産	方 割 多	方 譲 与 子 割 交 付 か車取得税交付 方 交 付 安全対策特別交付 担 料 及 び 手 数 庫 支 出 産 収 付 越 収	お	税 173,764 方 譲 与 税 12,621 子 割 交 付 金 が車取得税交付金 7,161 方 交 付 税 963,636 安全対策特別交付金 14,252 日料及び手数料 30,788 庫 支 出 金 128,673 支 出 金 175,340 産 収 入 20,082 付 金 15,559 越 金 19,126 収 入 86,175 債 576,600 入 金 27,448	税	税 173,764 189,240 193,145 方 譲 与 税 12,621 11,747 19,952 子 割 交 付 金 が車取得税交付金 7,161 6,793 10,712 方 交 付 税 963,636 1,060,306 995,194 安全対策特別交付金 0 0 0 但金及び負担金 14,252 12,087 13,098 日料及び手数料 30,788 24,527 22,617 庫 支 出 金 128,673 120,168 157,862 支 出 金 175,340 129,679 73,943 産 収 入 20,082 8,468 12,577 付 金 15,559 3,553 2,369 越 金 19,126 92,514 26,432 収 入 86,175 39,199 64,716 債 576,600 177,600 246,400 入 金 27,448 41,865 59,358	税 173,764 189,240 193,145 220,622 方譲 与税 12,621 11,747 19,952 18,972 子割 交付金	税	税

〈歳出〉

	区			分	昭和56	57	58	59	60	61	62
議		会		費	54,829	55,701	58,601	57,378	57,374	59,916	64,381
総		務		費	550,008	425,988	363,740	340,696	359,084	360,075	440,943
民		生		費	196,071	207,875	191,050	196,833	199,765	200,045	202,695
衛		生		費	230,276	196,710	100,676	111,607	115,725	112,285	156,250
労		働		費	9,077	9,402	7,387	8,050	8,329	8,441	6,497
農	林	水	産	業費	387,688	305,661	184,720	232,010	232,538	223,406	322,698
商		エ		費	14,192	24,158	87,474	115,657	128,786	118,900	129,966
土		木		費	213,128	204,375	235,962	209,435	180,839	177,330	172,743
消		防		費	79,768	88,843	97,557	94,617	92,698	123,214	123,387
教		育		費	228,011	157,041	202,209	176,760	167,061	159,125	185,102
災	害	復	IE	費	0	0	. 0	0	17,959	6,603	13,325
公		債		費	160,178	183,850	206,523	228,362	247,116	249,990	254,239
諸	3	<u>خ</u>	出	金	4,985	5,510	82,956	42,377	39,676	53,764	0
	合			計.	2,128,211	1,865,114	1,818,855	1,813,782	1,846,980	1,853,101	2,072,226

会計決算額推移

決	算		額					
62	63	平成元	2	3	4	5	6	7
490,574	508,690	495,312	491,262	694,610	642,478	643,597	714,979	679,656
432,318	450,029	458,327	448,939	585,141	580,934	631,631	605,911	601,172
279,221	198,738	216,985	224,205	239,712	245,878	238,553	261,858	236,543
279,070	198,738	216,985	224,205	239,712	245,878	238,553	261,858	236,543
197,463	202,173	232,960	244,118	276,185	299,675	342,801	381,484	390,324
197,463	211,760	232,960	243,135	289,127	308,543	333,076	384,855	400,894

会計決算額の推移

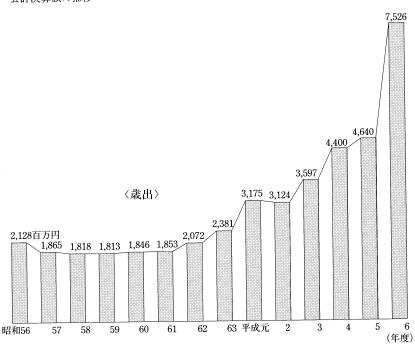
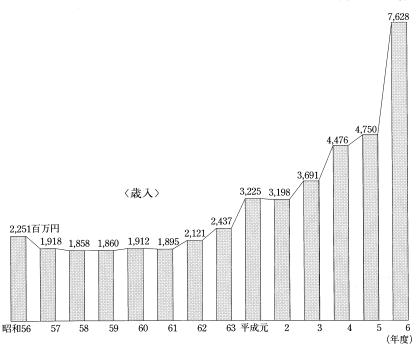


表 3-10 特別

	区分						
事 業	年度	昭和56	57	58	59	60	61
国民健康保険特	別会計						
歳	入	336,519	348,822	366,376	368,242	403,242	452,601
歳	出	309,190	322,306	334,044	327,565	377,291	408,996
海峡保養センター事業等	特別会計						
歳	入		428,140	112,425	155,968	163,397	163,146
歳	出		428,140	112,425	155,968	153,397	151,196
老人保健特別	会 計						
歳	入		11,969	132,394	139,441	156,811	191,942
歳	出		8,292	130,546	138,595	169,070	203,357

図 3-6 一般



五十七年 一	五十六年	五十五年	五十四年	五十三年 一	五十二年	五十一年	五十年	四十九年	四十八年	四十七年	昭和四十六年	一般会計	四十年	三十五年	三十年	二十五年	二十年
、九五五、〇七六、〇〇〇円	、六四三、五九五、〇〇〇円	、四〇七、七一九、〇〇〇円	、三〇七、五四八、〇〇〇円	、一七一、六四一、〇〇〇円	、一二、二八二、〇〇〇円	八八六、〇八六、〇〇〇円	八九〇、三六四、〇〇〇円	五八九、六四三、〇〇〇円	四三六、七六四、〇〇〇円	三四七、三二二、〇〇〇円	二八三、四四四、〇〇〇円		七五、八五〇、〇〇〇円	二八、〇六七、三六八円	一八、四六七、二八八円	一三、〇〇八、四四二円	八三、〇七〇円

五十八年 一、六二五、八八八、〇〇〇円 五十九年 一、六九八、〇三一、〇〇〇円 六十年 一、八〇一、七二五、〇〇〇円 六十一年 一、八〇一、七二五、〇〇〇円

四 財政計画

二、一七四、四四三、〇〇〇円

状と () 決算規模

問現

題

点

%) と、それぞれ増加している。このことを県平均(町村計)と比較してみると、歳入(三・八%)、歳出(三・ 七%)とも上回っている。 前年度に比べると、歳入二億二六○八万四○○○円(一一・九%)、歳出二億一九一二万四○○○円(一一・八 億九五〇八万一〇〇〇円)、歳出二〇億七二二二万六〇〇〇円(前年度一八億五三一〇万二〇〇〇円)である。

昭和六十二年(一九八七)度の一般会計決算額は歳入二一億二一一六万五〇〇〇円

(前年度一八

では、 また、 普通建設事業費 (二九・五%)、 決算規模の推移を見ると、昭和五十八年度から昭和六十一年まで三%内の増減であったが、昭和六十二 物件費 (一六・九%)、 補助費等 (一〇・四%) の増によるものである。

増加した理由としては、歳入では諸収入(一五五・九%)、繰入金(七八・八%)の増に起因している。

歳出

決算額の推移

平成元:	年度	2 年	雙	3年	度	4年	度	5年	度	6年	度	7年	度
決算額	伸 率	決算額	伸 率	決算額	伸 率	決算額	伸 率	決算額	伸 率	決算額	伸 率	決算額	伸 率
3,225,498	32.3	3,198,319	△0.8	3,691,465	15.4	4,476,019	21.3	4,750,394	6.1	7,628,477	60.6	5,375,756	△29,5
3,175,988	33.4	3,124,402	△1.6	3,597,152	15.1	4,400,112	22.3	4,640,009	5.5	7,526,454	62.2	5,284,180	△29.8
49,510	△12.5	73,917	49.3	94,313	27.6	75,907	△19.5	110,385	45.4	102,023	△7.6	91,576	△10.2

収支の推移

平月	成元年度	2年度	3年度	4年度	5 年度	6年度	7年度
4	19,510	73,917	94,313	75,907	110,385	102,023	91,576
4	18,280	73,917	94,313	75,907	110,385	102,023	80,676
	8,327	25,637	20,396	△18,406	34,478	△8,362	$\triangle 21,347$
	9,189	△52,644	△33,208	△46,318	35,281	42,263	△40,283

○円に比べ、六九六万円の増となっている。

(2)

単年度収支

九六万円の黒字となっており、 金取り崩し額を調整した後の実質単年度収 この単年度収支に地方債の繰上償還額、 二八九〇万五〇〇〇円増加している。なお、 の実質収支を差し引いた単年度収支は、 一七四万五〇〇〇円の赤字)に比べると、 昭和六十二年度の実質収支から、 前年度 前年度

決算収支

(1)

実質収支

引額

(形式収支) は四八九三万九〇〇〇円

昭和六十二年度決算における歳入歳出差

の黒字となっており、

また、形式収支から

収支も同額

(翌年度へ繰り越すべき財源は 前年度の四一九七万九〇〇

なし) であり、

翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質

年度では一一・九%の伸び率を示している。

表 3-11 普通会計

単位:千円,%

		年	度	昭和58	年度	59年)	度	60年)	度	61年	变	62年	度	63年	度
区	分			決算額	伸 率	決算額	伸 率	決算額	伸率	決算額	伸 率	決算額	伸 率	決算額	伸 率
歳	入	総	額	1,858,345	△ 2.9	1,860,149	0.1	1,912,475	2.8	1,895,081	△ 0.9	2,121,165	11.9	2,437,679	14.9
歳	出	総	額	1,818,855	△ 2.3	1,813,661	△ 0.3	1,846,887	1.8	1,853,102	0.3	2,072,226	11.8	2,381,072	14.9
歳	入歲	出差	引額	39,490	△25.5	46,488	17.7	65,588	41.1	41,979	△36.0	48,939	16.6	56,607	15.7

表 3-12

単位:千円

_									
区	分分	年	度	昭和58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度
形	式	以収	支	39,490	46,488	65,588	41,979	48,939	56,607
実	質	収	支	39,490	46,488	63,724	41,979	48,939	56,607
単	年	度収	支	△13,442	6,998	17,236	△21,745	6,960	7,668
実/	質単	年度	汉支	△21,513	△54,890	△18,526	△45,365	△ 5,444	48,740

五〇八万一〇〇〇円)と比べると二億二六

|一六万五〇〇〇円で、前年度

(一八億九

昭和六十二年度の歳入決算額は二一億二

〇八万四〇〇〇円(一一・九%)増加し、

五一・八%と最も高く、 その歳入決算額の構成比は、地方交付税が してみると、地方交付税、 に次いでいる。このことを類似団体と対比 (六・六%)、地方債(六・一%)がこれ 諸収入 (一〇・九%)、国庫支出金 地方税(一二・七 諸収入の割合は

(1)財政構造 歳

要がある。

収支は不安定であり、 長期的配慮のもとに収支均衡を保持する必 を保っているが、単年度収支、実質単年度 以上のことから、当町の実質収支は黒字 地方財政の厳しい折

五四四万四〇〇〇円の赤字である。

やや高

!いが、ほぼ変わらない構成比となってい

昭和五十八年で一三・二%と、やや高い構成比であったが、昭和五十九年度で九・八%、 六十年度で三・六%となっているが、昭和五十八~六十二年度まで四・○~四・三%で推移している。 十年度では七・四%、 では六%台で推移している。 地方交付 昭和六十二年度では五一・八%となっている。 税は、 昭 和五十八・ 昭和六十一・六十二年度は六%台で推移してきている。 地方税は、 五十九年度は五一%台で推移してきたが、 昭和五十八年度で一〇・ 国庫支出金は、 四%であったが、 昭和五十八・五十九年度は八%台、 昭和六十・六十一年度は五六%台 また、 昭和五十九~六十二年度では 県支出金については、 昭和六十~六十二年度 地方債は、 昭 昭 和

定しているといえる。 以上のことから、 昭和五十八年度から六十二年度までの歳入構成比には変動が見られず、 さらに、 歳入科目の性格機能により分類して比較してみると、 次のとおりである 歳入構成 比 は ほ ぼ 安

一一・九~一三・二%と、類似団体と同じ構成比となっている。

⑦ 自主財源と依存財

主財源の四二・九%となっており、 ほぼ安定してい 町 める割合は八・二ポイント低くなっている。 が 自主的に収入できる自主財源と、 町 の自主財源の歳入総額に占める割合は二九・六%と、 自主財源の内容について見ると、 類似団体と比較すると歳入総額については〇・二ポイント高く、 国や県の意思決定に基づき収入される依存財源を類似団体と比 自主財源の大宗である地方税は歳入総額の一二・七% 類似団体より五・一 ポイント高く、 歳入構 自主財 較 源 成 自 13

源 これ以外の科目では、 に占める割合で三六・八%と高い割合となっている。 類似団体に比べ全般に低い割合となっているが、 一方、 依存財源については、 諸収入で歳入総額の一〇 地 方交付税の歳入総額に)・九%、 自主

財

表 3 - 13 自主財源と依存財源

(昭和62年度)

単位:千円,%

区	分	当 該	団 体	全国類似団体			
	-7,1	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比		
自 主	財源	627,062	29.6	685,642	24.5		
依存	財 源	1,494,103	70.4	2,113,587	75.5		

(平成5年度)

区名	分	当 該	団体	全国類似団体				
	<i>y</i>	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比			
自 主 財	源	1,159,884	24.4	1,238,769	23.8			
依 存 財	源	3,590,510	75.6	3,962,243	76.2			

て低くなっている。

また、

依存財源であっては、その中心であ

る地方交付税が類似団体一八万二四三七円に対し、

一四万五八

一九円と三万六六○八円低くなっている。これ以外の科目にあっ

国庫支出金一万七七五八円、県支出金三万一二三一円、

五六七五円と一万七三八二円低く、これ以外の科目にあっても

その大宗である地方税が類似団体の五万三〇五七円に対し三万

次に、人口一人当たりの額を見ると、自主財源にあっては、

諸収入で一万八七七九円高くなっているが、それ以外では総じ

地方交付税に大きく依存している。 を確保するかが今後 人口一人当たりの額が類似団体に比べて低く、 る地方税の歳入構成に占める割合は、 地方債二万九六一八円、それぞれ類似団体より低くなっている。 以上のことから、 当町の自主財源については、その大宗であ の課題である。 また、 ほぼ安定しているものの 依存財源にあっては V3 かに自主

れ以外の科目は全般に低い割合となっている。 七ポイント、 となっており、類似団体と比較すると、歳入総額については八・ 占める割合が 依存財源については、 五一・八%、 依存財源に占める割合が七三・六% 一六・五ポイント高い。こ

財 源

表 3-14 自主財源と依存財源の内訳

(昭和62年度)

		1 // /										1 41 541	4 1 7 1 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1
						当	该 団		全 国	類似	団体		全国類似団体
		区		分		決 算	額	自 主 財 源 依 存 財 源	決 算	額	自 主 財 源 依 存 財 源	人口1人当 たり額	人口1人当 たり額
						(千円)	構成比	での構成比	(千円)	構成比	での構成比	(円)	(円)
	1.	地	J	j	税	268,957	12.7	42.9	350,707	12.5	51.1	35,675	53,057
	2.	分	担 金・	負 担	金	5,806	0.3	0.9	40,949	1.5	6.0	770	6,195
自自	3.	使	月	Ħ	料	28,792	1.4	4.6	41,174	1.5	6.0	3,819	6,229
~	4.	手	娄		料	3,980	0.2	0.6	7,244	0.2	1.0	528	1,096
主	5.	財	産	収	入	13,931	0.6	2.2	43,804	1.6	6.4	1,848	6,627
財	6.	寄	ŕ	寸	金	8,812	0.4	1.4	7,463	0.3	1.1	1,169	1,129
1	7.	繰	7	ζ	金	45,050	2.1	7.2	48,478	1.7	7.1	5,976	7,334
源	8.	繰	走	戏	金	20,979	1.0	3.4	67,633	2.4	9.9	2,783	10,232
	9.	諸	4	X	入	230,755	10.9	36.8	78,190	2.8	11.4	30,608	11,829
			計			627,062	29.6	100.0	685,642	24.5	100.0	83,176	103,728
	10.	地	方言	赛 与	税	20,692	1.0	1.4	40,572	1.4	1.9	2,745	6,138
	11.	娯	楽 3	ど 付	金				3,761	0.1	0.2		569
依	12.	軽	油・自動	力車交付	寸金	12,609	0.6	0.8	26,169	0.9	1.2	1,673	3,959
1	13.	地	方 3	と 付	金	1,099,403	51.8	73.6	1,205,908	43.1	57.1	145,829	182,437
存			普	通		1,025,424	48.3	68.6	1,102,971	39.4	52.2	136,016	166,864
15			特	别		73,979	3.5	5.0	102,937	3.7	4.9	9,813	15,573
١	14.	交i	直安全交	付金		1,156	0.0	0.1	1,580	0.1	0.1	153	239
財	15.	玉	庫 3	支 出	金	139,618	6.6	9.3	239,791	8.6	11.3	18,519	36,277
	16.	固	有提供交	付金					159	0.0	0.0		24
源	17.	県	支	出	金	91,925	4.3	6.2	287,033	10.3	13.6	12,193	43,424
	18.	地	7	方	債	128,700	6.1	8.6	308,614	11.0	14.6	17,071	46,689
			計			1,494,103	70.4	100.0	2,113,587	75.5	100.0	198,183	319,756
		歳	入 合	計		2,121,165	100.0		2,799,229	100.0		281,359	423,484

(平成5年度)

(170	~ 0	1,500										
					当	该 団		全 国	類似			全国類似団体
		区	分		決 算	額	自主財源 依存財源	決 算	額		人口1人当 たり額	人口1人当 たり額
					(千円)	構成比	での構成比	(千円)	構成比		(円)	(円)
	1.	地	方	税	340,552	7.2	29.4	458,750	8.8	37.0	48,135	68,985
	2.	分	担 金・負 担	金	13,057	0.3	1.1	91,245	1.8	7.4	1,846	13,721
自	3.	使	用	料	32,322	0.7	2.8	75,783	1.4	6.1	4,568	11,396
	4.	手	数	料	4,284	0.1	0.4	5,207	0.1	0.4	605	783
主	5.	財	産 収	入	33,688	0.7	2.9	91,378	1.8	7.4	4,762	13,741
財	6.	寄	付	金	3,633	0.1	0.3	11,904	0.2	1.0	513	1,790
	7.	繰	入	金	579,614	12.2	50.0	270,988	5.2	21.9	81,924	40,750
源	8.	繰	越	金	35,907	0.7	3.1	103,181	2.0	8.3	5,075	15,516
	9.	諸	収	入	116,827	2.4	10.0	130,333	2.5	10.5	16,513	19,599
			計		1,159,884	24.4	100.0	1,238,769	23.8	100.0	163,941	186,281
	10.	地	方 譲 与	税	55,034	1.2	1.5	87,574	1.7	2.2	7,779	13,169
	11.	利	子 割 交 付	金	11,022	0.2	0.3	12,622	0.2	0.3	1,558	1,898
	12.	ゴリ	レフ場利用税交付	寸金	0	0	0	4,223	0.1	0.1		635
依	13.	特级	训地方消費税交付	寸金	0	0	0	266	0	0		40
120	14.	自身	動車取得税交付	1金	16,929	0.4	0.5	36,335	0.7	1.0	2,393	5,464
存	15.	地	方 交 付	金	2,133,433	45.0	59.4	2,208,146	42.5	55.7	301,545	332,052
117			普 通		2,000,328	42.1	55.7				282,732	
۱	l		特別		133,105	2.8	3.7				18,813	
財	16.	交	通安全交付	· 金	778	0	0	1,403	0	0	110	211
	17.	玉	庫 支 出	金	633,702	13.3	17.7	459,495	8.8	11.6	89,569	69,097
源	18.	玉	有提供交付	金	0	0	0	492	- 0	0		74
	19.	県	支 出	金	286,312	6.0	8.0	498,750	9.6	12.6	40,468	75,000
	20.	地	方	債	453,300	9.5	12.6	652,937	12.6	16.5	64,071	98,186
			計		3,590,510	75.6	100.0	3,962,243	76.2	100.0	507,493	595,826
		É	歲入合計		4,750,394	100.0		5,201,012	100.0		671,434	782,107

表 3-15 一般財源と特定財源

(昭和62年度)

単位:千円,%

区	分	当 該	団 体	全国類似団体		
	20	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	
一般	財 源	1,523,563	71.8	1,784,297	63.7	
特定	財 源	597,602	28.2	1,104,932	36.3	

(平成5年度)

区分	当 該	団 体	全国類似団体			
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構成比		
一般財源	2,557,748	53.8	3,146,221	60.5		
特定財源	2,192,646	46.2	2,054,790	39.5		

表 3-16 一般財源科目別構成状況

(昭和62年度)

			当	該 団	体	全	国類似団	体
区		分	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当た り額(円)	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当た り額(円)
地	方	税	268,957	17.6	35,675	350,707	19.6	53,057
地力	方譲	与税	20,692	1.4	2,745	40,572	2.3	6,138
地力	5 交	付税	1,099,403	72.2	145,829	1,205,908	67.6	182,437
そ	0	他	134,511	8.8	17,842	187,110	10.5	28,307
— 舟	2 財	源計	1,523,563	100.0	202,091	1,784,297	100.0	269,939

(平成5年度)

			当 該	団 体(7,075人)	全国類	[似団体(6,	,650人)			
区		分	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当た り額(円)	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当た り額(円)			
地	方	税	340,552	13.3	48,135	458,750	16.3	68,985			
地方	譲	与 税	55,034	2.2	7,779	87,574	3.1	13,169			
地方	交	付税	2,133,433	83.4	301,545	2,208,146	78.7	332,052			
そ	0)	他	28,729	1.1	4,061	53,446	1.9	8,037			
一般	財	源計	2,557,748	100.0	361,519	2,807,916	100.0	422,243			

表 3-17 特定財源科目別構成状況

(昭和62年度)

	当	該 団	体	全	国類似団	体
区 分	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当た り額(円)	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当た り額(円)
国庫支出金	131,960	22.1	17,504	231,416	22.8	35,010
県支出金	91,848	15.4	12,183	282,009	27.8	42,664
地 方 債	128,700	21.5	17,071	308,376	30.4	46,653
分担金·負担金	5,726	1.0	760	39,911	3.9	6,038
使用料・手数料	27,340	4.6	3,626	44,360	4.4	6,711
財産収入	3,233	0.5	429	27,167	2.7	4,110
その他	208,795	34.9	27,695	81,693	8.0	12,359
特定財源計	597,602	100.0	79,268	1,014,932	100.0	153,545

(平成5年度)

	当 該	団 体(7,0	75人)	全 国 類 似 団 体 (6,650人)							
区分	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当た り額(円)	決算額(千円)	構成比(%)	人口1人当た り額(円)					
国庫支出金	633,702	28.9	89,569	459,495	19.2	69,097					
県支出金	286,312	13.0	40,468	498,750	20.8	75,000					
地 方 債	453,300	20.7	64,071	652,937	27.3	98,186					
分担金·負担金	13,057	0.6	1,846	91,245	3.8	13,721					
使用料・手数料	36,606	1.7	5,174	80,990	3.4	12,179					
財産収入	33,688	1.5	4,762	91,378	3.8	13,741					
その他	735,981	33.6	104,026	518,301	21.7	77,940					
特定財源計	2,192,646	100.0	309,915	2,393,096	100.0	359,864					

回っている。 に六万七八四八円下 回っているが、 成比で八・一%上 類似団体と比較し構 当町の一般財源は、 と比較してみると、 る特定財源とに区別 経費が特定されてい 質により充当される 般財源と、財源の性 自由に充当できる一 し、これを類似団体 一人当たり額では逆 町がどの経費にも 般総額の内容に (1) と特定財源 般財源

表3-18 経常的収入と臨時的収入

(昭和62年度)

単位: 千円. %

				1 12 . 1 1 3, /0	
区 分	当 該	全国類	似団体		
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	
経常的収入	1,478,673	69.7	1,708,361	61.0	
臨時的収入	642,492	30.3	1,090,868	39.0	

(平成5年度)

イント低く、

県支出金

国庫支出金が低いことによる。

区分	当 該	団体	全国類	似団体
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
経常的収入	2,656,719	55.9	3,037,035	59.2
臨時的収入	2,093,675	44.1	2,093,675	40.8

需要に対処する必要がある。

収入は経常的収入と逆に、 金などで低いが、 八・七ポイント高い。 を見ると、 収 入の継続性と安定性を見るため、 (ウ) 当町 経常的収入と臨時 の経常的収入は、 地方交付税が高いことによる。 このことは地方税 類似団体 的 収入 類似団体と比較して構成比 :と比較: 経常的収入と臨

地方譲与税・

県支出

時

的 取入

低い。 計画的 財源については、 入総額で八・七ポイント、 の五一・八%、 つい 人当たりの額で七万四二七七円低く、半分程度の額となってい 一人当たりの額で一万七三八二円低くなっている。 ントと高いが、 以上のことから、 て見ると、 また、 効率的に運用 地方税については、 人口一人当たりの額においては三万六六○八円 類似団体と比較して八・一ポイント、 般 般財源の七二・二%と類似団体に比較して歳 当町の財政運営は、 対源 の大宗である地方交付税 特定財源の確保 般財源に占める割合は四・六ポ 般財源で二ポイント、 地方税・地方交付税を 増大に努め、 は 一方、 歳入 人口 行政 特定 人口 財

して構成比で八

方、

臨

時

表 3-19 経常的収入と臨時的収入の内訳

(昭和62年度)

単位:千円,%

						経	常的	り収入		臨 時 的 収 入				
	1	<u> </u>		分		当該団	体	全国類似	団体	当該団	体	全国類似	.団体	
						決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
1.	地		方		税	268,957	18.2	350,522	20.5			185	0.0	
2.	地	方	譲	与	税	20,692	1.4	40,572	2.4					
3.	娯	楽施設	2利,	用交	付金			3,761	0.2					
4.	軽	由・自動	車取	得税亥	で付金	12,609	0.9	26,169	1.5					
5.	地	方	交	付	税	1,025,424	69.3	1,102,971	64.6	73,979	11.5	102,938	9.4	
6.	交	通安全対	寸策物	寺別亥	で付金	1,156	0.1	1,580	0.1					
7.	分	担金	及し	ド負	担金	5,726	0.4	10,602	0.6	80	0.0	30,346	2.8	
8.	使		用		料	25,743	1.7	37,049	2.2	3,049	0.5	4,125	0.4	
9.	手		数		料	1,597	0.1	6,498	0.4	2,383	0.4	747	0.1	
10.	玉	庫	支	出	金	60,300	4.1	38,311	2.2	79,318	12.3	201,479	18.5	
11.	玉	有 提	供	交(付 金			159	0.0					
12.	県	支		出	金	41,728	2.8	57,375	3.4	50,197	7.8	229,658	21.0	
13.	財	産		収	入	578	0.0	7,813	0.4	13,353	2.1	35,991	3.3	
14.	寄		付		金					8,812	1.4	7,463	0.7	
15.	繰		入		金					45,050	7.0	48,478	4.4	
16.	繰		越		金					20,979	3.3	67,633	6.2	
17.	諸		収		入	14,163	1.0	24,979	1.5	216,592	33.7	53,204	4.9	
18.	地		方		債					128,700	20.0	308,621	28.3	
歳		入	1		計	1,478,673	100.0	1,708,361	100.0	642,492	100.0	1,090,868	100.0	

(平成5年度)

(-1-N	~ 0	十尺/											
						経	常的	り 収 入		臨	時的	り収入	
1	5	<u>X</u>		分		当 該	団 体	全国類似団体		当該団体		全国類似団体	
						決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1.	地		方		税	340,552	12.8	458,378	15.1			366	0.0
2.	地	方	譲	与	税	55,034	2.1	87,574	2.9				
3.	利	子曾	割 3	交 付	金	11,022	0.4	12,622	0.4				
4.	ゴ	ルフ場	利用	税交付	寸金			4,223	0.1				
5.	特	別地方	消費	税交付	寸金			266	0.0				
6.	自	動車	取礼	享交 付	金	16,929	0.6	36,336	1.2				
7.	地	方	交	付	金	2,000,328	75.3	2,037,932	67.1	133,105	6.3	170,214	7.9
8.		有提供 町村即						493	0.0				
9.	交	通安全	対策	特別交付	付金	778	0.0	1,403	0.0				
10.	分	担金	及し	ド負 担	1 金	13,030	0.5	50,966	1.7	27	0.0	40,280	1.9
11.	使		用		料	27,805	1.1	69,619		4,517	0.2	6,159	0.3
12.	手		数		料	2,371	0.1	4,675	0.1	1,913	0.1	533	0.0
13.	玉	庫	支	出	金	96,232	3.6	120,905	4.0	537,470	25.7	338,592	15.6
14.	都	道府	: 県	支 出	金	75,205	2.8	99,153	3.3	211,107	10.1	399,599	18.5
15.	財	産		収	入	1,732	0.1	10,854	0.4	31,956	1.5	80,519	3.7
16.	寄		附		金					3,633	0.2	11,911	0.5
17.	繰		入		金					579,614	27.7	270,981	12.5
18.	繰		越		金					35,907	1.7	103,181	4.8
19.	諸		収		入	15,701	0.6	41,636	1.4	101,126		88,698	4.1
20.	地		方		債					453,300	21.7	652,944	30.2
歳		入		合	計	2,656,719	100.0	3,037,035		2,093,675	100.0	2,163,977	100.0

表 3-20 経常的収入に対する経常的経費の割合

(昭和62年度)

単位:%

区分	当 該 団 体	全国類似団体
歳入総額に占める経常的収入(a)	69.7	61.0
歳入総額に対する経常的経費の割合(b)	59.9	49.5
(a)-(b)	9.8	11.5

(平成5年度)

区分	当該団体	全国類似団体
歳入総額に占める経常的収入(a)	55.9	58.4
歳入総額に対する経常的経費の割合(b)	41.5	43.7
(a)-(b)	14.4	14.7

表 3-21 経常一般財源と経常特定財源

(昭和62年度)

単位:%

	区			分		当該団体	全国類似団体	
経	常		般	財	源	62.7	54.9	
経	常	特	定	財	源	7.0	6.2	

(平成5年度)

	区			分		当 該 団 体	全国類似団体
経	常		般	財	源	51.1	51.1
経	常	特	定	財	源	4.8	7.3

前年度(一八億五三 出決算額は二〇億七二 弾力性に欠ける。 いるものの、不安定で 収支の均衡は保たれて 源に裏付けられた経常 た歳入構造は、依存財 町の経常的収入から見 体に比較して少ない。 的収入の残余は類似団 常的経費に対する経 合について見ると、 対する経常的経費の割 二万六〇〇〇円で、 昭和六十二年度の歳 以上のことから、 (2)歳 経常的収入に 出

歳出決算額の推移(以下334ページまで続く)

单位:千円,%

60)年度		6.	l年度		62	2年度	
決 算 額	構成比	対 前 年 度 増減率	決 算 額	構成比	対 前 年 度 増減率	決 算 額	構成比	対 年 度 増減率
57,212	3.1	0.0	59,750	3.2	4.4	64,381	3.1	7.8
358,137	19.4	3.3	357,231	19.3	△0.3	440,943	21.3	23.4
208,237	11.3	1.7	208,939	11.3	0.3	202,695	9.8	△3.0
137,019	7.4	5.4	144,142	7.8	5.2	156,250	7.5	8.4
8,333	0.4	3.4	8,446	0.4	1.4	6,497	0.3	$\triangle 23.1$
232,743	12.6	0.0	223,580	12.1	△3.9	322,698	15.6	44.3
127,107	6.9	10.1	118,720	6.4	$\triangle 6.6$	129,966	6.3	9.5
181,481	9.8	△12.9	180,505	9.7	$\triangle 0.5$	172,743	8.3	△4.3
99,226	5.4	△2.9	130,866	7.1	31.9	123,387	6.0	△5.7
172,318	9.3	$\triangle 4.2$	164,329	8.9	△4.6	185,102	8.9	12.6
17,958	1.0	皆 増	6,603	0.3	△63.2	13,325	0.6	101.8
247,116	13.4	8.2	249,991	13.5	1.2	254,239	12.3	1.7
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
0	0.0		0	0.0		0	0.0	-
1,846,887	100.0	1.8	1,853,102	100.0	0.3	2,072,226	100.0	11.8

費・教育費・土木費がこ %を占めており、 債費で、全体の四九・二 務費・農林水産業費・公 六十二年度の決算では総 を占めているのは、 伸びを示している。 〇〇円 (一一・八%) の して二億一九一二万四〇 費・公債費の順になって 水産業費・総務費・教育 みると、類似団体は農林 とを類似団体と比較して れに次いでいる。このこ 経費のうち大きな比率 状 況 目的別歳出の 民生 昭和

330

〇万二〇〇〇円) と比較

表 3-22 目的別

						昭和	158年度		59	9年度	
	区			分		決 算 額	構成比	対 前 年 度 増減率	決 算 額	構成比	対 前 年 度 増減率
議		-	숲		費	58,456	3.2	5.2	57,227	3.2	$\triangle 2.1$
総		1	务		費	329,611	18.1	28.0	346,622	19.1	5.2
民		<u> </u>	Ė		費	197,509	10.9	12.8	204,754	11.3	3.7
衛		<u> </u>	Ė		費	171,465	9.4	$\triangle 4.2$	129,959	7.2	△24.2
労		作	動		費	7,391	0.4	△7.9	8,057	0.4	9.0
農	林	水	産	業	費	184,702	10.2	△21.4	232,802	12.8	26.0
商		-	Ľ		費	87,476	4.8	△40.1	115,477	6.4	32.0
土		, 7	卞		費	235,281	12.9	△45.7	208,350	11.5	△11.4
消		ß	方		費	104,659	5.8	14.6	102,194	5.6	△2.4
教		Ī	訇		費	202,150	11.1	9.4	179,857	9.9	△11.1
災	害	î.	复	旧	費	33,631	1.8	皆 増			皆 減
公		ſ	責		費	206,524	11.4	12.3	228,362	12.6	10.6
諸	3	支	Ł	Н .	金	0	0.0		0	0.0	
前	年 度	繰	越	充 用	金	0	0.0		0	0.0	
歳	ļ.	B .	É	}	計	1,818,855	100.0	$\triangle 2.3$	1,813,661	100.0	0.3

年度に比較して二ポイン により二一・三%と、 子力発電所対策費用の増 定していたが、昭和六十 八・一~一九・四%と安 八~六十一年度までは一 費の構成比は昭和五十 ぞれ低くなっている。 費が四・○ポイントそれ 卜高くなっている。 農林 二年度では、積立金・原 その推移を見ると、総務 が四・六ポイント、土木 ポイント、農林水産業費 ト高く、教育費が四・五 に比較して六・四ポイン おり、総務費が類似団体 次に、主な費用ごとに · 前

(目的別歳出決算額の推移続き)

2	年度		3	年度		4	年度	
決算額	構成比	対 前 年 度 増減率	決 算 額	構成比	対 前 年 度 増減率	決 算 額	構成比	対 前 年 度 増減率
80,420	2.6	9.2	82,128	2.3	2.1	95,203	2.2	15.9
776,948	24.8	△19.1	765,299	21.1	△15	742,449	16.8	△3.0
259,814	8.3	14.1	300,560	8.4	15.7	410,686	9.3	36.6
179,181	5.7	3.3	414,604	11.5	131.4	243,235	5.5	△41.3
12,446	0.4	11.1	7,799	0.2	△93.7	10,045	0.2	28.8
390,104	12.5	△19.2	430,457	12.0	10.3	922,057	21.0	114.2
99,030	3.2	△5.4	117,334	3.3	18.5	129,964	3.0	10.8
296,353	9.5	45.8	299,652	8.3	1.1	327,427	7.4	9.3
161,879	5.2	19.4	160,105	4.5	△1.1	197,023	4.5	23.1
599,471	19.2	10.2	715,321	19.9	19.3	1,042,101	23.7	45.7
7,905	0.3	158.5	35,356	1.0	347.3	0	0.0	
260,851	8.3	1.8	268,537	7.5	2.9	279,922	6.4	4.2
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
3,124,402	100.0	△1.6	3,597,152	100.0	15.1	4,400,112	100.0	22.3

六十二年度では、沿岸漁 で推移してきたが、昭和 六十一年度まで一二%台 と高くなり、以降、 和五十九年度一二・八% 八年度一〇・二%から昭 水産業費では、 などの減により、昭和六 道路橋梁費・港湾建設費 を占めていた土木費は、 前年度に比べ三・五ポイ どにより一五・六%と、 業振興事業補助金の増な 十二年度では八・三%で ントの増となっている。 六位と構成費を低下して 二・九%と二位の構成比 方、昭和五十八年度一 昭和五十 昭和

		•		-		6	3年度		平成	元年度	
	区			分		決 算 額	構成比	対 前 年 度 増減率	決 算 額	構成比	対 前 年 度 増減率
議		É	숝		費	64,983	2.7	0.9	73,649	2.3	13.3
総		矛	务		費	547,620	23.0	24.2	960,662	30.1	75.4
民		Ė	Ė.		費	225,835	9.5	11.4	227,680	7.2	0.8
衛		Ė	ŧ.		費	146,452	6.2	△6.3	173,381	5.5	18.4
労		作	動		費	7,280	0.3	12.1	11,201	0.4	53.9
農	林	水	産	業	費	355,190	14.9	10.1	482,743	15.2	35.9
商		_	Ľ		費	108,673	4.6	△16.4	104,681	3.3	△3.7
土		7	卞		費	167,177	7.0	△3.2	203,273	6.4	21.6
消		ß	方		費	118,040	5.0	△4.3	135,627	4.3	14.9
教		Ĭ	育		費	391,175	16.4	111.3	543,880	17.1	39.0
災	害	ŕ	复	旧	費	0	0.0	皆 減	3,058	0.1	-
公		ſ	責		費	248,647	10.4	$\triangle 2.2$	256,153	8.1	3.0
諸	-	支		出	金	0	0.0		0	0.0	
前	年 度	を繰	越	充 用	金	0	0.0		0	0.0	
歳	l	出		合	計	2,381,072	100.0	14.9	3,175,988	100.0	33.4

昭和六十二年度における義務的経費と投資的経費の比率は、四三・六% 対二〇・九%と義務的経費を上回っており、この構成比の推

〈性質別経費の状況〉 経費の性質が何である かを基準とした性質別経 費を分類すると、義務的 経費、投資的経費および

る。

状況で推移している。で推移している。とれ以外の費用では、ほぼ一定した構成比は、ほぼ一定した構成比が、ので推移している。

(目的別歳出決算額の推移続き)

						5	年度		6	年度	
	区			分		決 算 額	構成比	対 前 年 度 増減率	決 算 額	構成比	対 前 年 度 増減率
議		4	会		費	90.215	1.9	$\triangle 5.2$	95,082	1.3	5.4
総		矛	务		費	751,823	16.1	1.3	736,188	9.7	$\triangle 2.1$
民		<u> </u>	Ė		費	532,495	11.5	29.7	483,617	6.4	△9.2
衛		Ė	ŧ		費	319,027	6.9	31.2	856,004	11.4	168.3
労		值	動		費	11,173	0.2	11.2	14,471	0.2	29.5
農	林	水	産	業	費	898,111	19.4	△2.6	3,813,039	50.7	324.6
商		-	Г.		費	134,360	2.9	3.4	156,393	2.1	16.4
土		7	ҡ		費	376,718	8.1	15.1	429,872	5.7	14.1
消		ß	方		費	216,304	4.7	9.8	242,026	3.2	11.9
教		Ī	育		費	1,004,972	21.7	△3.6	376,535	5.0	△62.5
災	害	Ź.	复	旧	費	0	0.0		15,440	0.2	皆 増
公		ť	責		費	304,811	6.6	8.9	307,787	4.1	1.0
諸	-	支	ļ	<u>H</u>	金	0	0.0		0	0.0	
前	年度	を繰	越	充 用	金	0	0.0		0	0.0	
歳	1	出	1	合	計	4,640,009	100.0	5.5	7,526,454	100.0	62.2

は、 %とわずかながら上昇し 六十二年度では二〇・九 %まで低下したが、昭和 まで二二・三~一七・八 昭和五十八~六十一年度 る。一方、投資的経費は 三・六%と低くなってい 昭和六十二年度では四 八・〇%まで上昇したが、 年度までは四二・一~四 移は義務的経費にあって を示している。 と、ほぼ安定した構成比 は三三・五~三五・六% る。また、その他の経費 の他の経費を下回ってい たものの、義務的経費そ 昭和五十八~六十一

なっている。

イント高い。 これらの構 成比を類似団体に比較してみると、 投資的経費では一六・六ポイント低くなっている。 義務的経費では七・三ポイント高く、 その他の経費で九

〈一般財源の充当状況〉

三〇〇〇円 (一七・〇%) と、 費に総額の五一・四%に当たる七億五七九六万四○○○円が充当されており、その内訳は人件費四億八六六七万 してみると七六○三万五○○○円増加している。 ○○○円(一般財源総額に占める比率三三・○%)、扶助費二一一三万円(一・四%)、公債費二億五○一六万 昭和六十二年度の一般財源は 人件費が義務的経費の六四・二%を占めている。 一四億七四六二万四○○○円で、前年度(一三億九八五八万九○○○円) 一般財源の各経費に対する充当状況についてみると、 義務的経 と比

なっている。 六六万八○○○円(○・六%)、 事業の単独分 ○%)、投資・出資・貸付金七四六万四○○○万 (三八・七%) 方、投資的経費には、 (六・〇%) が充当されており、その内訳は、 が補助分(二・〇%)を上回っている。さらに、 九・九%に当たる一億四六六三万円が充当されているのみで、 補助費等二億三一五七万六〇〇〇円 (一五・七%)、積立金三〇〇〇万円 物件費一億八〇八九万八〇〇〇円 (一二・三%)、維持補修費八 (○·五%)、繰出金一億一一四二万四○○○円 その他の経費には五億七〇〇三万円 その内訳は、 (七・六%) と 普通建設

これらのことを類似団体・県平均 県平均五四·四%、類似団体五一·三%、 その他 の経費では、 当町三八・七%、 (町村計) 県平均三六・四%、 投資的経費では、当町九・九%、 と比較すると、 義務的経費に充当された一 類似団体三三・六%となり、 県平均九・四%、 般財源は当町 ほぼ同 類 似 じ構成比 寸 五 体 . 四 五

歳出決算額の推移(以下341ページまで続く)

単位:千円,%

60)年度		6	1年度		62	2年度	
決算額	構成比	対 前 年 度 増減率	決算額	構成比	対 前 年 度 増減率	決算額	構成比	対 前 年 度 増減率
536,108	29.0	5.6	556,076	30.0	3.7	570,159	27.5	2.5
369,192	20.2	5.2	390,149	21.1	5.7	403,114	19.5	3.3
91,802	5.0	1.3	84,400	4.5	△8.1	79,849	3.8	$\triangle 5.4$
247,087	13.4	8.2	249,967	13.5	1.2	254,228	12.3	1.7
245,747	13.3	9.8	249,447	13.5	1.5	253,393	12.2	1.6
1,340	0.1	△70.0	520	0.0	△61.2	835	0.1	60.6
874,997	47.4	5.8	890,443	48.0	1.8	904,236	43.6	1.5
219,025	11.9	$\triangle 14.5$	226,259	12.2	3.3	264,591	12.8	16.9
14,858	0.8	4.1	12,236	0.7	△17.6	11,825	0.6	△3.4
228,825	12.4	11.3	258,978	14.0	13.2	286,017	13.8	10.4
24,238	1.3	489.4	1,380	0.1	△94.3	32,596	1.6	2262.0
22,921	1.2	0.6	24,448	1.3	6.7	28,309	1.3	15.8
117,180	6.3	10.8	108,625	5.9	△7.3	111,483	5.4	2.6
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
627,047	33.9	3.0	631,926	34.2	0.8	734,821	35.5	16.3
2,258	0.1	△41.2	3,791	0.2	67.9	11,303	0.6	198.2
326,885	17.7	△13.6	324,130	17.5	△0.8	419,844	20.3	29.5
91,460	5.0	△40.4	105,440	5.7	15.3	149,843	7.3	42.1
235,425	12.7	5.0	218,690	11.8	△4.8	270,001	13.0	43.0
17,958	1.0	皆 増	6,603	0.3	△63.2	13,325	0.6	101.8
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
344,843	18.7	△8.8	330,733	17.8	△4.1	433,169	20.9	31.0
1,846,887	100.0	1.8	1,853,102	100.0	0.3	2,072,226	100.0	11.8

表 3 - 23 性質別

				昭利	158年度		59	9年度	
	区	3	分	決算額	構成比	対 前 年 度 増減率	決算額	構成比	対 前 年 度 増減率
	人	件	費	463,583	25.5	4.7	507,885	28.0	9.6
義		うち職	員 給	325,177	17.9	7.7	350,982	19.4	7.9
務的	扶	助	費	94,558	5.2	△21.4	90,651	5.0	△4.1
経	公	債	費	206,486	11.4	12.3	228,329	12.6	10.6
費		元 利 償	還 金	203,332	11.2	12.0	223,855	12.4	10.1
		一時借入	金利子	3,154	0.2	37.1	4,474	0.2	41.9
		計		724,627	42.1	2.4	826,865	45.6	8.1
	物	件	費	224,659	12.3	6.1	256,050	14.1	14.0
そ	維	持補(修 費	24,620	1.3	118.8	14,267	0.8	△42.1
0)	補	助費	等	257,586	14.2	△2.6	205,587	11.3	△20.2
他の	積	立	金	51,113	2.8	△3.2	4,112	0.2	△92.0
経	投	資・出資・貨	貸付金	22,762	1.2	△2.4	22,792	1.3	0.1
費	繰	出	金	68,505	3.8	△50.2	105,756	5.8	54.4
	前年	年度繰上す	它用金	0	0.0		0	0.0	
		計		649,245	35.6	△7.4	608,564	33.5	△6.3
		うち人	件費	4,043	0.2	204.4	3,843	0.2	△4.9
投	普	通建設事	業費	371,352	20.4	△10.2	378,232	20.9	1.9
資 的		補	助	143,685	7.9	△18.2	153,497	8.5	6.8
		単	独	227,667	12.5	3.5	224,735	12.4	△7.3
費	災	害復旧事	業費	33,631	1.9	皆 増			皆 減
	失	業対策事	業費	0	0.0		0	0.0	
		計		404,983	22.3	△2.1	378,232	20.9	△6.6
歳		出 合	計	1,818,855	100.0	$\triangle 2.3$	1,813,661	100.0	△0.3

(性質別歳出決算額の推移続き)

						/ 在度			
2	年度		3	年度		4	年度		
決算額	構成比	対 年 度 増減率	決算額	構成比	対 年 度 増減率	決算額	構成比	対 年 度 増減率	
693,202	22.2	10.0	742,958	20.7	7.2	771,975	17.5	3.9	
481,450	15.4	14.5	512,093	14.2	6.4	529,601	12.0	3.4	
76,299	2.4	9.2	80,266	2.2	5.2	96,018	2.2	19.6	
260,836	8.3	1.8	268,521	7.5	2.9	279,922	6.4	4.2	
260,836	8.3	1.8	268,521	7.5	2.9	279,859	6.4	4.2	
0	0.0	0.0	0	0.0	0	63	0.0	皆 増	
1,030,337	33.0	7.8	1,091,745	30.4	6.0	1,147,915	26.1	5.1	
333,936	10.7	0.7	305,201	8.4	△8.6	400,444	9.1	31.2	
37,403	1.2	26.1	40,310	1.1	7.8	69,899	1.6	73.4	
307,684	9.8	△6.3	558,507	15.5	81.5	373,345	8.5	△33.2	
563,986	18.1	13.7	391,758	10.9	△30.5	423,459	9.6	8.1	
15,976	0.5	△47.0	16,248	0.5	1.7	16,402	0.4	0.9	
168,318	5.4	67.7	133,105	3.7	△20.9	171,944	3.9	29.2	
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
1,427,303	45.7	17.4	1,445,129	40.1	1.1	1,455,493	33.1	0.7	
15,603	0.5	△42.4	27,453	0.8	75.9	47,460	1.1	72.9	
658,857	21.1	△26.9	1,024,922	28.5	55.6	1,796,704	40.8	75.3	
152,837	4.9	△61.0	333,563	9.3	118.2	707,254	6.1	112.0	
412,980	13.2	$\triangle 2.6$	626,699	17.4	51.8	1,011,190	23.0	61.4	
7,905	0.3	158.5	35,356	1.0	347.3	0	0.0		
0	0.0		0	0.0		0	0.0	-	
666,762	21.3	$\triangle 26.3$	1,060,278	29.5	59.0	1,796,704	40.8	69.5	
3,124,402	100.0	△1.6	3,597,152	100.0	15.1	4,400,112	100.0	22.3	

		分 対 前		元年度	元年度				
	区			決算額	構成比	年 度	決算額	構成比	対 前 年 度 増減率
	人	件	費	583,920	24.5	2.4	629,925	19.8	7.9
義		うち職員	給	399,280	16.8	△1.0	420,620	13.2	5.3
務的	扶	助	費	70,512	3.0	△11.7	69,848	2.2	△0.9
経	公	債	費	248,647	10.4	△2.2	256,131	8.1	3.0
費		元利償還	金	248,479	10.4	△1.9	256,131	8.1	3.1
		一時借入金利]子	168	0.0	△79.9		0.0	皆 減
		計		903,079	37.9	$\triangle 0.1$	955,904	30.1	5.8
	物	件	費	285,844	12.0	8.0	331,462	10.5	16.0
そ	維	持 補 修	費	20,321	0.9	71.8	29,664	0.9	46.0
0)	補	助費	等	330,855	13.9	15.7	328,351	10.3	△0.8
他の	積	立	金	81,072	3.4	148.7	495,839	15.6	511.6
経	投	資・出資・貸付	金	33,021	1.4	16.6	2,035	0.9	△8.7
費	繰	出	金	110,444	4.6	$\triangle 0.9$	28,112	3.2	△9.1
	前年	年度繰上 充用	金	0	0.0		0	0.0	
		計		861,557	36.2		1,215,463		41.1
		うち人件	費	17,183	0.7	52.0	27,077	0.9	57.6
投	普	通建設事業	費	616,436	25.9	46.8	901,176	28.4	46.2
))))		補	助	262,072	11.0	74.9	391,973	12.3	49.6
経		単	独	270,584	11.4	40.1	424,102	13.4	56.7
費	災	害復旧事業	費	0	0.0		3,058	0.1	皆 増
	失業対策事業費			0	0.0		0	0.0	
		計		616,436	25.9	42.3	904,234	28.5	46.7
歳	ı	出合	計	2,381,072	100.0	14.9	3,175,988	100.0	33.4

台と高くなり、

類似団体・県平均より高い比率を示している。

以上のことから、人件費・公債費・扶助費の義務的経費および補助費等・物件費をはじめとするその他

0)

経 費

(性質別歳出決算額の推移続き)									
7年度									
決算額	構成比	対 前 年 度 増減率							
875,187	16.5	3.9							
603,689	11.4	38.1							
157,228	3.0	△1.1							
322,458	6.1	4.8							
317,491	6.0	4.3							
4,967	0.1	47.0							
1,354,873	25.6	3.5							
485,612	9.2	$\triangle 10.3$							
58,787	1.1	△7.7							
566,099	10.7	0.4							
220,231	4.2	△93.4							
38,674	0.7	$\triangle 7.2$							
167,869	3.2	13.3							
0	0.0	0.0							
1,537,272	29.1	△67.2							
68,488	1.3	66.2							
2,388,085	45.2	57.7							
1,010,591	19.1	84.8							
1,377,494	26.1	42.4							
3,950	0.1	△74.4							
0	0.0								
2,392,035	45.3	56.4							
5,284,180	100.0	△29.8							

ば、 ば四・三〜七・一ポイント低い充当比率となっている。 類似団体・県平均より二・七~三・六ポイント低くなっている。 次いで公債費(一八・八%)、 一 % と、 財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率の推移を見ると、人件費 〈経常収支比率の状況〉 人件費では県平均とほぼ同じであるが、 かなり低い充当比率であったが、 補助費等(一五・七%)となっており、 以降八・七~一〇・二%と上昇しているものの、 類似団体より二・二~四・一ポイント高くなっている。公債費では、 補助費等では昭和六十一・六十二年度が一五% 類似団体・県平均 (三六・一%) (町村) が最も大きく、 計と比較すれ

ト上昇したが、以降二ポイント前後の増減で推移している。また、投資的経費の充当比率は昭和五十八年度で六 一般財源の充当額の推移を見ると、義務的経費の充当比率は昭和五十八~五十九年度において四ポイン 類似団体と比較すれ

		分		5	年度		6年度			
	区			決算額	構成比	対 前年 度増減率	決算額	構成比	対 年 度 増減率	
	人	件	費	809,682	17.5	4.9	842,322	11.2	4.0	
義		うち職員	給	556,758	12.0	5.1	581,542	7.7	4.5	
務的	扶	助	費	161,419	3.5	68.1	159,015	2.1	$\triangle 1.5$	
配	公	債	費	304,811	6.6	8.9	307,787	4.1	1.0	
費		元利償還	金	302,897	6.5	8.2	304,409	4.0	0.5	
		一時借入金元	利子	1,914	0.0	938.1	3,378	0.0	76.5	
		計		1,275,912	27.5	11.2	1,309,124	17.4	2.6	
	物	件	費	400,401	8.6	0.0	541,527	7.2	35.2	
そ	維	持 補 修	費	50,344	1.1	△28.0	63,680	0.8	26.5	
0	補	助費	等	477,898	10.3	28.0	563,568	7.5	17.9	
他の	積	立	金	409,985	8.8	△3.2	3,329,346	44.2	712.1	
経	投	資・出 資・貸付	26,149	0.6	59.4	41,679	0.6	59.4		
費	繰	出	金	142,993	3.1	△16.8	148,102	2.0	3.6	
	前年度繰上充用金			0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
		計		1,507,770	32.5	3.6	4,687,902	62.3	310.9	
		うち人件	費	46,837	1.0	△1.3	41,204	0.5	$\triangle 12.0$	
投	普	通建設事業	き 費	1,856,327	40.0	3.3	1,513,988	20.1	$\triangle 18.4$	
資的		補	助	1,084,651	23.4	53.4	546,956	7.3	△49.6	
経		単	独	661,661	14.3	△346	903,332	12.0	36.5	
費	災	害復旧事業	き 費	0	0.0		15,440	0.2	0.0	
	失業対策事業費			0	0.0		0	0.0		
		計		1,856,327	40.0	3.3	1,529,428	20.3	△18.4	
歳		出合	計	4,640,009	100.0	5.5	7,526,454	100.0	62.2	

歳出充当一般財源の推移(以下347ページまで続く)

単位:千円,%

60)年度		6	1年度		62	2年度	
一般財源	構成比	対 年 度 増減率	一般財源	構成比	対 前年 度増減率	一般財源	構成比	対 年 度 増減率
444,895	32.2	6.0	474,470	33.9	6.6	486,671	33.0	2.6
37,702	2.7	8.2	20,884	1.5	△44.6	21,130	1.4	1.2
242,936	17.6	8.4	245,902	17.6	1.2	250,163	17.0	1.7
725,533	52.5	6.9	741,256	53.0	2.2	757,964	51.4	2.3
159,901	11.6	△4.5	186,772	13.3	16.8	180,898	12.3	△3.1
13,476	1.0	19.3	10,887	0.8	△19.2	8,668	0.6	△20.4
199,786	14.5	5.6	325,175	16.1	12.7	231,576	15.7	2.8
20,000	1.4	皆 増	0	0.0	皆 減	30,000	2.0	皆 増
3,096	0.2	△9.7	3,630	0.3	17.2	7,464	0.5	105.6
117,081	8.5	10.8	108,549	7.8	△7.3	111,424	7.6	2.6
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
513,340	37.2	7.6	535,013	38.3	4.2	570,030	38.7	6.5
141,323	10.2	27.5	121,963	8.7	△13.7	146,162	9.9	19.8
20,437	1.5	27.9	21,092	1.5	3.2	29,248	2.0	38.7
120,886	8.7	27.5	100,871	7.2	△16.6	117,014	7.9	16.0
508	0.1	皆 増	357	0.0	△29.7	468	0.0	31.1
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
141,831	10.3	28.0	122,320	8.7	△13.8	146,630	9.9	19.9
1,380,704	100.0	9.0	1,398,589	100.0	1.3	1,474,624	100.0	5.4

表 3 - 24 性質別

		区 分		昭和	158年度		59年度			
	区			一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率	一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率	
義務	人	件	費	394,448	31.8	2.3	419,564	33.1	6.4	
8的経費	扶	助	費	18,048	1.5	$\triangle 25.8$	34,845	2.8	93.1	
費	公	債	費	202,329	16.3	12.8	224,172	17.7	10.8	
		計		614,825	49.6	4.3	678,581	53.6	10.4	
7	物	件	費	168,263	13.6	△6.8	167,430	13.2	△0.5	
0	維	持 補 修	費	15,254	1.2	62.0	11,299	0.9	△25.9	
他	補	助費	等	245,025	19.7	$\triangle 0.5$	189,253	14.9	△22.8	
IE	積	立	金	46,950	3.8	$\triangle 6.6$. 0	0.0	皆 減	
経	投注	資・出資・貸付	付金	3,675	0.3	$\triangle 40.6$	3,429	0.3	△6.7	
費	繰	出	金	68,456	5.5	△50.1	105,690	8.4	54.4	
頁	前年	年度繰上充戶	月金	0	0.0		0	0.0		
		計		547,623	44.1	△13.1	477,101	37.7	△12.9	
投	普	通建設事業	*費	76,575	6.2	$\triangle 46.8$	110,813	8.7	44.7	
資		補助事業	費	13,808	1.1	△36.6	15,978	1.3	15.7	
的		単独事業	費	62,767	5.1	△18.4	94,835	7.4	51.1	
経費	災害復旧事業費			1,931	0.1	皆 増	0	0.0	皆 減	
貝	失	業対策事業	き 費	0	0.0		0	0.0		
	計			78,506	6.3	$\triangle 45.5$	110,813	8.7	41.2	
	合	計		1,240,954	100.0	△9.0	1,266,495	100.0	2.1	

(性質別歳出充当一般財源の推移続き)

2	年度		3	年度		4	年度	-
一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率	一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率	一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率
601,771	25.9	12.1	654,806	28.4	8.8	681,500	23.6	4.1
24,482	1.1	21.3	25,093	1.1	2.5	30,985	1.1	23.5
256,799	11.0	1.9	264,827	11.5	3.1	276,228	9.6	4.3
883,052	38.0	9.1	944,726	41.0	7.0	988,713	34.3	4.7
239,902	10.5	16.4	234,366	10.0	$\triangle 2.3$	314,461	10.9	34.2
33,298	1.4	38.0	32,269	1.4	△3.1	32,727	1.1	1.4
254,371	10.9	△4.5	299,651	13.0	17.8	355,858	12.3	18.8
498,407	21.4	2.8	336,105	14.6	△32.6	388,565	13.5	15.6
2,176	0.1	△76.2	2,648	0.1	21.7	3,002	0.1	13.4
107,769	4.6	21.3	122,538	5.3	13.7	160,951	5.6	31.3
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
1,135,923	48.9	5.2	1,027,577	44.4	△9.5	1,255,564	43.5	22.2
303,102	13.0	8.4	317,944	13.8	5.0	639,280	22.2	101.1
27,763	1.2	△60.0	55,397	2.4	99.5	96,758	3.4	74.7
194,099	8.4	31.4	211,842	9.2	9.1	484,662	16.8	128.8
2,150	0.1	116.1	17,895	0.8	732.3	0	0.0	皆 減
0	0.0		0	0.0		0	0.0	
305,252	13.1	8.8	335,839	14.6	10.0	639,280	22.2	90.4
2,324,227	100.0	7.2	2,308,142	100.0	△0.7	2,883,557	10.0	24.9

				6:	3年度		平成	元年度	
	区	5.	分	一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率	一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率
義務	人	件	費	502,325	30.8	3.2	536,784	24.7	6.9
粉的経	扶	助	費	20,240	1.2	$\triangle 4.2$	20,184	0.9	△0.3
費	公	債	費	244,582	15.0	$\triangle 2.2$	252,066	11.6	3.1
		計		767,147	47.0	1.2	809,034	37.2	5.5
7	物	件	費	175,987	10.8	$\triangle 2.7$	206,095	9.6	17.1
0	維	持 補	修費	15,591	1.0	79.9	24,125	1.1	54.7
他	補	助	等	241,865	14.9	4.4	266,225	12.3	10.1
0	積	立	金	80,000	4.9	166.7	484,915	22.4	506.1
経	投資	資・出資・	貸付金	11,520	0.7	54.3	9,124	0.4	△20.8
費	繰	出	金	99,401	6.1	10.8	88,854	4.1	△10.6
貝	前4	年度繰上	充用金	0	0.0		0	0.0	
		計		624,364	38.4	9.5	1,079,338	49.9	72.9
投	普	通建設事	事業 費	237,162	14.6	62.2	279,560	12.9	17.9
資		補助事	業費	47,468	2.9	62.3	69,351	3.2	46.1
的		単独事	業 費	139,614	8.6	19.3	147,734	6.8	5.8
経費	災	害復旧事	事業 費	0	0.0	皆 減	995	0.0	皆 増
貝	失	業対策事	事業 費	0	0.0		0	0.0	
		計		237,162	14.6	61.7	280,555	12.9	18.3
	合		計	1,628,673	100.0	10.4	2,168,927	100.0	33.2

移続き)

移続き)		
7	年度	
一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率
773,379	23.8	4.4
55,209	1.7	12.1
319,477	9.8	5.1
1,148,065	35.3	4.9
390,251	12.0	0.8
47,513	1.5	△13.0
494,252	15.2	△3.0
140,000	4.3	△46.2
1,974	0.1	△55.9
139,130	4.3	131.4
0	0.0	
1,213,120	37.4	△4.9
884,756	27.2	114.0
62,206	1.9	178.4
822,550	25.3	125.2
1,990	0.1	18.0
0	0.0	
886,746	27.3	113.6
3,247,931	100.0	16.6

(性質別歳出充当一般財源の推

(1) 施 策 0 健全化に努める。 社会情報 の 方 向 勢の変化や に立ち、 国 0 財 政危機 0

2 各種 事 業の実施に当たって、 将来 Ó 総合的 財 政計 画 [につい ては、 玉 県 0 公共事業や国 0 財 政 0 推移など

を見極め、 町 財政運営の効率化を図る。

3

町

財

におけ

る重点目標を明

確に

L

財 政 運

営

0 適

正

化に努め

ر ک

右

1の基本

目標を達成していく上で、

具体的には次のような施策の方向を定め、

実行していく。

財源

Ó 的 政

確保

支比 が、 |率も類似団体に比較し高くなっている。 歳出総額に占める割合においても、 当町の基本目標である「豊かで活力のある町へ」 より合理的な財政運営の実現を図るため、 深刻化の中で、 一般財源充当額比率においても、 このことから当町 自主財源の Ó に即応するべく今後、 財政は硬直化しているといえる。 確保に努め、 次の三点を基本的目標とする。 かなり高い比率を示しており、 長期的な展望のもとに財政 長期にわたる財政 兒 経常 直

収

				E	 5 年度		6	年度	
	区	2	分	一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率	一般財源	構成比	対 前 年 度 増減率
義務	人	件	費	710,016	24.0	4.2	740,628	26.6	4.3
的	扶	助	費	48,159	15.6	55.4	49,270	1.8	2.3
経費	公	債	費	301,117	10.2	9.0	304,093	10.9	1.0
		計		1,059,292	49.8	7.1	1,093,991	39.3	3.3
そ	物	件	費	314,657	10.5	0.1	387,296	13.8	23.1
0	維	持 補 作	多費	47,000	1.6	43.6	54,585	2.0	16.1
他	補	助費	等	450,942	15.2	26.7	509,279	18.3	12.9
0	積	立	金	389,207	13.2	0.2	260,000	9.3	△33.2
経	投資	資・出資・負	貸付金	4,449	0.2	48.2	4,479	0.2	0.7
費	繰	出	金	116,994	4.0	△27.3	60,133	2.2	△48.6
Ą	前年	年度繰上充	用金	0	0.0		0	0.0	
		計		1,323,249	44.7	5.4	1,275,772	45.8	△3.6
投	普	通建設事	業費	575,966	19.5	△9.9	413,459	14.8	△28.2
資		補助事	業 費	145,574	4.9	50.5	22,348	0.8	△84.6
的		単独事	業 費	349,177	11.8	$\triangle 28.0$	365,211	13.1	4.6
経費	災	害復旧事	業費	0	0.0		1,686	0.1	皆 増
頁	失	業対策事	業費	0	0.0		0	0.0	
		計		575,966	19.5	△9.9	415,145	14.9	△27.9
	合	į	t	2,958,507	100.0	2.6	2,784,908	100.0	△5.9

歳入規模の増収を図るため、 地 域性を生かした産業振興を積極的 に推 進 町 民所 得 0) 向 上に努め

- (T) 進を図 自主財源の大宗である町税の増収を図るため、 課税全体の適正把握に努めるとともに、 納期内完納の推
- (1) 使用料 適正化を図り税外収入の確保に努める。 および手数料は、 受益者負担の原則および社会経済情勢の実情を踏まえて十分検討 Ĺ 単 伷
- (ウ) 玉 |庫支出金・県支出金などの資金導入を図るため、 現行制度の有効活用により効率的事業導入を図

(I)

財政管理の

適正化を図り、

運用収入の確保に努める。

を図

- (1) 13 よう、 地方債は、 財 政の長期的展望と総合計画実施の方途を的確に把握し、 事業を執行するに当たり、 財源不足を補う重要な財源であるが、 適正な許容限度内において資金の確保 後年度の 財政負担とならな
- 財政運営につい 保に努め、 ら執行することにある。 出についての経費の効率化については、「最小の経費で最大の効果を上げる」ことにほかならない。 経費の効率化・重点化についての方策 経済の著しい ての効率化は、 変動、 全体的には、 予算の執行面のみによって達成されるものでなく、 災害発生などに伴う財源不足を生ずることのないよう慎重に考慮し、 長期的な財政収支の均衡を考え、後年度における財政安定のための 行政目的との連携を保ちなが 次 0)具体的 財 源
- 職員 人件費については、 の適正 配置、 事務事業の見直しなどによる合理化を図る一方、 般財 深の占める構成比等を十分に検討. その増加 給与体系の適正、 加 率 Ó 調整 労務管理の充実に努 に努めるとともに、

方法によって経費の効率化・重点化を図る。

"

(1) める。 期的見直しに立って、 公債費については、 その償還能力限度内において借り入れするものとし、償還年度に及ぼす財政運営の 公債費比率一二%以内を目標とし、事業の重要度・緊急性を十分に考慮し、 常に長

(ウ) 見直しを行い、節減合理化に努め資金の効率的運用を図るものとする。 消費的経費については、 健全財政を確立するため、 類似団体の財源配分を十分に比較検討し、 抜本的な

弾力性などを勘案して借り入れするものとする。

(工) に直結する事業効果の高いものを優先し、 れていることに鑑み、 投資的経費については、 消費的経費などの節減により、 厳しい財政事情の下においても、 総合的かつ効率的な財政運営に努める。 可能な限り投資的経費の財源確保を図り、 地域社会の均衡ある発展を図ることが要請さ 町民福祉

五 平成の財政

平成に入ってからの予算規模は、次のとおりである (詳細は前出の表参照)。

二、六二九、〇二五、〇〇〇円

一二、五一一、七八八、〇〇〇円

平成元年

五年 三、九八二、二五二、〇〇〇円

"

合計	諸 支 出 金	公債費	県支出金	国庫支出金	使用料・手数料	分担金及び負担金	交通安全対策特別交付金	地方交付税	自動車所得税交付金	利子割交付金	地方譲与税	町税	歳入	平成二年(一九九〇)	″七年 四、八四五	リ ラ金 三 サイぐ
三、二三四、四〇二、〇〇〇円		二六〇、八五一、〇〇〇円	一〇三、六〇九、〇〇〇円	一四五、八三七、〇〇〇円	三四、四六二、〇〇〇円	六、八五二、〇〇〇円	七五六、〇〇〇円	一、七七六、三六三、〇〇〇円	一六、八九二、〇〇〇円	一一、四八四、〇〇〇円	四二、二二四、〇〇〇円	三〇一、九二四、〇〇〇円		度	四、八四五、三五二、〇〇〇円	= # H C - H D C C C F

丙種

第六節 戦争と大間町

こした反乱鎮圧に動員されると、意外なほどの戦果を挙げた。

兵への第一歩を印した。幕藩体制下の農工商に属した庶民は兵士となって訓練を受け、

富国強兵を国是とした新政府は明治六年(一八七三)に徴兵令を制定して、

徴

兵

明治維新後、

「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と、兵役を国民の必任義務と定めたのである。 この徴兵令は明治二十二年一月に改正され、翌月に発布された明治憲法(大日本帝国憲法)

はその第二〇条に

士族が起 国民皆

昭和元年(一九二六)十二月二十六日、すなわち大正天皇が崩

兵

役

法

に兵役法が成立した。この兵役法の第一条は、「帝国臣民タル男子ハ本法ノ定ムル

された翌日の第五二帝国議会において、徴兵令が廃止されて新た

シテ前年十二月一日ヨリ其ノ年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年齢二十年ニ達スル者ハ 所ニ依り兵役ニ服ス」と定め、さらに第二三条では、「戸籍法ノ適用ヲ受クル者ニ

本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外徴兵検査ヲ受クルコトヲ要ス」と規定した。

ては抽選によって兵役に服した。そのため、 徴兵検査 (現役には適さないが国民兵役に適するもの)などの段階があり、 (身体検査) には、 甲種、 第一乙種、第二乙種(現役に適するもの)、 ひそかに「抽選逃れ」を寺院に祈願す 平時におい

候事徵兵議員申付 明此年三月百 青森縣 木村重孝

徴兵議員任命書 写真 3 - 17

る者もいた。

を受けた者は現役兵四七人 日 中戦争が激化して、 (陸軍四五人、 アメリカとの戦争が不可避と目されていた昭和十五年に、 海軍二人)、補充兵陸軍一一人に分類された。 大奥村で徴兵検査

〈大正三年〈一九一四〉八月一日~大正八年六月二十八日)に参戦し、昭和に入ってからは宣戦布告の伴 争 ō 記録 と日露戦争 日本は明治時代に、 (明治三十七年二月十日~明治三十八年九月五日)を戦い、続いて第一次世 日清戦争 (明治二十七年〈一八九四〉八月一日~明治二十八年四 月十 界大戦 ゎ Ė 日

に突入し、 年五月五日)と支那事変 満州事変 (昭和六年〈一九三一〉九月十八日~昭和八年五月)をはじめ、 昭和二十年八月十四日、 (昭和十二年七月七日~)などを起こし、 連合国のポツダム宣言を受諾し、 ついには昭和十六年十二月八日、太平洋戦争 同年九月二日に降伏文書に調印、 上海事変 (昭和七年一月二十八日 長い ·戦争 一分同

閰 町 日露戦争中の明治三十七年 ロシアのウラジオストック艦隊が津軽海峡を通過したことを電信で軍中央部へ通報し、その功に (一九〇四) 七月二十日、 元大奥村議で大間郵便局長の木村重孝

よって勲七等を授与された。

に終止符を打った。

忠 魂 碑(大間町大間平)遂げた。当町には、この三兵士を祀る忠魂碑が二か所に建っている。日露戦争では、大奥村から応召した兵士のうち三人が、名誉の戦死を

軍大将伯爵 寺内正毅書

命

陰



写真 3-18 大間忠魂碑

漢城堡ニ戦死

故陸軍歩兵

等卒勲八等功七級

坂本小三郎

明治三十八年三月六日於奉天附近ノ戦闘

魚鱗堡二戦死

明治三十八年一月二十七日於黒溝臺附近故陸軍歩兵上等兵勲八等(竹内千代丸)

、戦闘負傷 同年二月五日 狼洞溝定立病院ニ死亡

明治三十八年三月七日於奉天附近ノ戦闘故陸軍歩兵一等卒勲八等 平塚正賢

大正二年十一月建立

故陸軍歩兵一等卒勲八等功七級

坂本小三郎

漢城堡ニテ戦死

陸軍大将 鈴木荘八書・春日神社境内

〈碑 陰〉

明治三十八年三月七日於奉天附近ノ戦闘

明治三十八年三月六日於奉天附近ノ戦闘

写真 3-19 奥戸忠魂碑

魚鱗 堡 一戦死

故 陸軍歩兵上等兵勲八等

竹内千代丸

明 戦 治三十八年一月二十七日於黒溝臺附近 閱負傷同年二月五日狼洞溝定立病院

ニ死亡 故 陸軍歩兵一 等卒勲八等 平 壉

正

賢

昭 和十年十一月建 立

傾向で、

すべての生活必需品は配給制になってい

て、

自由な売買は成立しなくなっていた。

般家庭の鍋釜や、

寺院の梵鐘、

銅像までもが武器を造るために供出させられ、

「下北号」

の命名式が行わ

た。

材木地

国民は軍

用機 0) n

献納を求めら

戦

畤 体 制 需工場や軍事施設に動員された。 戦争の激化に伴って、 すべての民需産業は軍需産業に転換させられ、 当町の商店街には閑古鳥が鳴く始末であった。これは全国 商店主らも微用工として軍 丽

れた。 区には、 昭和十六年 それに関する資料が残されている。 (一九四一) 五月十 旦 青森市において献納飛行機

感 謝 状

国 防資材の献納ヲ辱ウシ

感 謝 = 堪へス茲ニ深厚ナル

謝 意ヲ表ス

昭 和十六年五月十一 日

354

玉串奉奠 献納歌贈呈 壮途ヲ送ルノ辞 祝辞及祝電披露 神符授与 命

祝 献 修 国歌奉唱

祓

名 祠

(斎

主

(陸軍大臣)

感謝状交付謝辞

(斎主、

(陸軍大臣) 陸軍大臣、

献納者代表、 命名式委員長、 材木部落 殿

陸軍大臣 東條英機

献納兵器命名式次第 五月十一日

午前十時開式

(日曜)

開

式

来賓総代、 操縦者総代

撤 昇

饌

に即応して、 昭和十五年七月、 閉 万歳奉唱 材木地区は部落会を結成した。 式 神

式後献納飛行機ハ式場上空ニ於テ特殊飛行ヲ実施シ後青森県上空ノ飛行ヲ行ウ) 第二次近衛内閣は基本国策要綱を決定して、 大東亜新秩序と国防国家の

建設をめざした。

そ

材木部落会規程

n

第 条 本会ハ材木部落会ト称シ、 万民翼賛ノ本旨ニ則リ本部落内全住民 共同 ノ任務ヲ遂行シ、 日本臣民

ソ

ノ遂行ヲ期ス。

事項

タル ノ道ヲ実践スルヲ以テ目的トス。 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事項ヲ協議シ、

第二条

産業、 必要物資ノ増 経済、 教化、 産 供出、 警防、 配給及消費 保護衛生、 ノ規 社会施設 正 = 関 スル ノ振興ニ関 事項 スル

銃後後援、 国民貯蓄ノ実践ニ関 ススル 事項

第三条 本会ハ 本部落ノ全戸ヲ以テ組織ス。

其ノ他本部落住民ノ共同生活ニ関

スル各般

ノ事項

四

第四条 本会ニ会長一名ヲ置ク。 会長ハ部落全員ノ推薦ニヨリ村長之ヲ選任

第五条 会長ハ会務ヲ総理シ、常会ヲ招集司会ス。会長ニ故障アル時ハ会長ノ指名スル会員ソノ職務ヲ代理ス。

ス。

356

第六条 本会ニ顧問若干名ヲ置くコトヲ得

第七 本会 毎月一 回定期ニ常会ヲ開催 ス ル E ラト · کی

第八条 本会ハ必要ニ応ジ部制ヲ設クルコトヲ得

保

班ヲ組

織

え。

各班

班

長 イヲ置

第九条 本会ハ村長 ノ定ムル方法ニヨリ本部落内ノ全戸ヲ三班ニ分チ隣

第十条 第十一条 班長 隣保班ハ本会ノ方針ニ基キ、 ハ班員 ノ推薦ニヨリ会長之ヲ指名ス。 毎月定期又ハ必要ニ応ジ随時ニ常会ヲ開催シ、 班長ノ任期ハーケ年トス。 但シ再任ヲ妨ゲズ。 実践事項 ノ懇 談 其

第十二条 本会ノ経費ハ其ノ必要ニ応ジ村長ノ定ムル所ニ基キ徴収スルコトヲ得、 経費ノ 徴収、 保管及会計

夫々常会ニ於テ協議、 承認ヲ経ルヲ要ス。

材木部落会は昭和十七年二月二十八日、

この

他

班 內

連絡等ニ付協議ス。

円券、 〇円三枚)、 発行価格七円二枚) 戦時報国債券 (一〇円券二枚。 と戦時貯蓄債券 五円券四枚)、計一四二円分を購入して、 (七円五〇銭券、 割引売出価格五円六枚。 第 五円 班 券 • 第二班にそれぞれ 割引売出 価

大東亜戦争割引国庫債券

(二)〇円券、

発行価:

格

四円二枚。

四 九円、 第三 一班に四 四円を割り当てた。

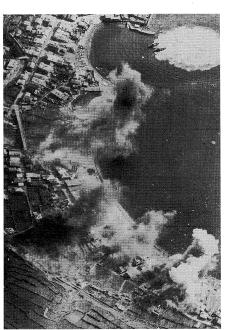
勤 労 動 員 校に改 昭 和十九年 称 の高等科生徒は、 (一九四四) 学徒勤労隊として大湊海軍工作部に動員され 下北郡内の国民学校 (昭和十六年に尋常小学校

十二月十一日、

は 玉

民学

挙行することを強く望み、 月まで動員された。 大間国 民学校からは高等科 工作部側は、 その結果、 一学年男子四〇人のうち、 引き続いての就労を希望したが、 この勤労動員は二十年の三月末で打ち切られた。 心身とも健全な者を選び、 同校の引率教師らは、 小向勇藏ら二〇人が二十 この動員は郡内の大規模 学校に戻って卒業式を 年三



米軍機から

土爆撃

(空襲)

にさらされ、

軍需工場・

日本は連日、

米軍機による本

はもとより都市の大半は焦土と化した。

ため都会に住む人々は縁故を頼って、

地方

その 施設

写真 3 - 20 区

町にも一六〇機が来襲して、 昭和二十年(一九四五)に入ると、地方といえども安全ではなかった。この年の七月十四日から十五日にかけ 延べ七七○機の米軍機が津軽海峡を中心に、北海道・東北地方の艦船・航空基地・軍事施設を攻撃した。当 人の人的被害が生じ、 建物の被害は大間灯台をはじめ全壊三六戸、半壊六六戸に及んだ。 五七発の爆弾を投下した。その結果、死者七人、重傷一二人、軽傷一一人、行方不

出身の東京在住者とその家族の多くが、

疎開

学童の集団疎開も行われた。

当町にも、

町

疎開しなければならなかっ

た。

してきた。

て浸水し、 沈 玉 大間崎の北西約三キロメートルで沈没した。 没 丸 艦 終戦 長 の一か月前の昭和二十年(一九四五)七月十四日、 渡部知己少佐) は八戸港から函館へ 制海制空権を失っていた日本軍には、 の航行中、 米軍艦載機延べ二〇〇機の波状攻撃を受け 海軍特務艦 「豊国丸」(一二七〇トン、 豊国丸へ襲いかか

校の男子のみのもので、 奥戸国民学校は 参加

開と空襲

しなかった。

戦争末期、 制空権を奪 ゎ れた

同艦の乗組員の一四七人のうち一三五人、る米軍機を撃退する力がなかったのである。

ていたのである。昭和五十二年七月十四日の三三回忌に、大間崎に忠霊碑が建立された。 改造の特務艦で、 -艦の乗組員の一四七人のうち一三五人が戦死し、一二人は大畑町に漂着して救助された。この豊国丸は商船 中国の揚子江周辺の警備から昭和二十年、 本土沿岸に移り、 釜石・室蘭間の物資輸送に当たっ

豊国丸戦死者忠霊碑

日本海軍特務艦

内閣

内閣総理大臣 福田赳夫書

〈碑 陰〉

戦死者百三十五柱の氏名

命

通

米軍艦載機と交戦し、激闘のすえ乗員百昭和二十年七月十四日午後二時三十六分

三十五名の勇士、艦と共にこの海に眠る

英霊に捧く

海を征き

御霊よ永遠につわものの

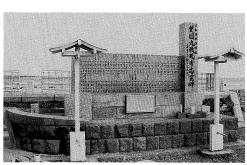


写真 3-21 豊国丸戦死者忠霊碑

安らかに

詠 あれ 壽 Ш

昭 和 五十二年七月十 应 日 三十三回

豊国 元遺族会

友 会

戦

建立

第四 監 視艇隊関係者

なお、 壽山という人は豊国丸の軍医で、 艦 0) 沈没後、 木片につかまって大畑に漂着して救助された一二人の

人で、 後に北大教授になっ たと伝えられる。

乗組員六一五 三七回忌に当たる昭和五十六年七月十四日、 柳 森町1 長ら町の関係者など約 関係者による慰霊祭が営まれた。 五〇人は、 海上自衛隊大湊音楽隊による 関東・ 関西からの 海 Ŵ か 遺 ば 族や同 0) 吹奏後、

忠霊碑に玉串を捧げて戦死者の冥福を祈った。

ンジンも止まり、 港を出てからは、 豊国 戦死し、 丸の あるいは傷つき、 機関科上機曹で、 空襲の連続でした。 あっという間に沈みました。 大畑沖を過ぎた辺りで前部高角砲の弾薬庫が爆発して浸水し、 生存者の滝沢義信戦友会長 米空母から飛び立った艦載機の波状攻撃を受け、 私たち一二人は筏を組んで漂流し、 (東京・葛飾区) は当時を回想して、 翌朝、 尻屋灯台沖で機銃員全員 大畑町に流れ着いて救 午後 「朝四時半に八戸 一時過ぎに は

襲 V また、 かかり、 当日、 豊国丸はそのうちの二機を撃ち落としたけれど、そのうち黒い煙が上がって船は沈みました。 海岸から戦闘を目撃したという近くの漁業竹内伊三郎 (五九: 歳 は、 「米軍 機 は 七 助されました。

波に呑まれた戦友も多かったようです」と語った。

が

機銃弾で穴だらけになったボートが漂着し、見ると一人が右足を撃たれて死んでいました。今でも沈没現場でウ 二漁をすると、カゴが沈没船に引っかかり、ロープが切れることがあるので、あの惨事を思い出します」と話した。 戦 没 当町は昭和五十四年(一九七九)十一月十五日、大間町公民館において、町出身の二三〇柱の戦

表 3 - 25 戦没者名簿

者

没者追悼式を挙行した。

氏名	地区	階級	年齢	死亡場所	氏名	地区	階級	年齢	死亡場所
〈陸軍〉			-		岩泉長治	"	伍長	五五	ツ病院ソビエトイルクー
伊藤惣三郎	大間	兵長	二八	比島レイテ島	岩泉庄作	"	伍長	二六	比島レイテ島
岸本繁太郎	"	歩兵長	二六	比島パタン州	竹本武郎	"	上等兵	二四	不明 (病死)
遠藤孝一	"	上等兵	二九	中支那方面	西野誠一郎	大間	伍長	五五	比島ルソン島
蛯子貞良	"	伍長	<u> </u>	比島ルソン島	新田正光	"	伍長	=	比島レイテ島
蛯子 忠	"	伍長	二七	比島ルソン島	新田吉秋	"	軍曹	三四	鹿児島県篠崎湾
伊藤友重	"	一等兵	=	院満州国綏陽陸軍病	新田一男	"	兵長	=	不明(病死)
石山朝夫	材木	兵長	=======================================	比島レイテ島	新田成光	"	上等兵	===	中国河北省水壁鎮
岩谷哲司	奥戸	伍長	Ξ	ニューギニア島	堀保作	"	兵長	五	島南洋諸島メーヨン
岩泉茂一	"	軍曹	四四	比島レイテ島	細間勝雄	"	伍長	1 = 1	中国河南省南河村
伊世義光	"	伍長	三五	比島レイテ島	平戸正国	"	軍曹	그	北部ルソン島

—,		<i>LL</i> .	h-h-	- ITI		NV.	٦١٢.	NV.				-ton	4n	∓π	和	平	
[木	竹为悔雄	竹内定夫	竹村要一	田中忠市	高橋義夫	米持光雄	米持芳一	米持秀雄	金沢源一	金木愛男	金沢寅吉	加藤勇太郎	和田喜作	和田清二	和田栄八	十田與市	氏名
	"	"	"	"	"	"	"	大間	"	奥戸	"	大間	"	"	材木	奥 戸	地区
<u>1</u>	軍属	兵長	伍長	兵長	兵長	曹長	上等兵	軍曹	准尉	一等兵	上飛 等行 兵	兵長	兵長	伍長	兵長	不明	階級
-	=	=======================================	二六	二八	=======================================	五五	===	==	二七	不明	不明	三四	==	三五	=	二八	年齢
į	比島ルソン島	比島ルソン島	沖縄伊江島	比島レイテ島	戦病院中国湖南省第一野	南方第十五陸軍病	病院 満州国黒河省陸軍	硫黄島	沖縄本島	満州国黒河省	ニューギニア島	中国湖南省簊辺	比島レイテ島	ビル島南太平洋ブーゲン	中国山西省東上村	沖縄群島	死亡場所
Ĩ	中村武義	筑田豊三	田村作助	田中勇一	田中修	竹内千代丸	竹内安太郎	田中恭藏	竹内栄一	竹村昇一	川村眞一	竹村英一	竹村忠一郎	田口勇太郎	田中光世	竹内時雄	氏名
 j	奥 戸	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	11	"	"	"	大間	地区
	伍長	技術准尉	伍長	伍長	伍長	伍長	曹長	衛生伍長	軍曹	不明	兵長	曹長	伍長	兵長	不明	兵長	階級
-	二 七	二七	不明	三四	不明	三四	三六	"	不明	一九	Ξ	<u> </u>	五五	二八	二四	蓋	年齢
ž	沖縄群島	四兵站病院ソロモン群島第九	不明	比島ルソン島	スク付近ソビエト・ハバロ	戦争) 横堡(日露	中国山西省	満州国牡丹江省	比島レイテ島	比島ルソン島	比島ルソン島	アク島	西省 野戦	省野戦	比島ルソン島	比島ルソン島	死亡場所

黒沢尭	上野秀雄	上野寛吾	野崎整	能戸勇	能登久一	野村健吉	岡村満雄	岡村謹次郎	近江	逢坂民義	大見治夫	棟方義夫	中島岩夫	中新常徳	七島好道	奈良岩次郎
大間	"	"	"	"	奥戸	大間	"	奥戸	"	"	"	"	"	"	11	大間
軍曹	一等兵	輜上等兵	兵長	一等兵	飛行兵長	兵長	上等兵	上等兵	兵長	兵長	兵長	兵長	伍長	軍曹	伍長	衛生兵長
五五	Ξ	不明	三四	=	Ξ	=	1 1111	=	二七	=	=	Ξ	<u> </u>	二六	<u>-</u>	三〇
比島ルソン島	ゼラン島付近洋上	中国山西省	中国湖南省療養所	養所西平内傷痍軍人療	ニューギニア島	比島レイテ島	州ソビエトアムール	盛岡陸軍病院	比島レイテ島	院中国北戴河陸軍病	比島レイテ島	中国湖南省	沖縄本島	比島レイテ島	五島列島白瀬灯台	ビアク島モクメル
藤田留治	藤枝淳一	眞柄義直	藤田雄次郎	真柄 義一	増山浩	松岡隆吉	松本繁二	柳菊久	山崎政治	山内修一	山本喜一	山本辰雄	山崎勝美	倉谷誠吾	熊谷元春	熊谷直三
"	大間	奥戸	大間	"	奥戸	"	"	"	"	"	大間	奥戸	大間	奥戸	"	大間
不明	兵長	不明	兵長	兵長	伍長	軍曹	兵長	軍曹	上等兵	上等兵	兵長	軍曹	一等兵	伍長	衛生伍長	伍長
不明	二九	Ξ	三四	三四	五五	三四	三	二六	二九	==	二八	二六	===	二六	1111	==
不明	比島ルソン島	ン収容所ソビエト・サハリ	アク島	比島ルソン島	ニューギニア諸島	ニューギニア島	<i>II</i>	中国湖南省	院満州国黒河陸軍病	北方方面	硫黄島	比島レイテ島	青森陸軍病院	満州国汪精県	マーシャル群島	ローク病院ソビエト・チタヒ

手塚正治	手塚正賢	傅法宗助	傅法 勉	小濱良治	小林唯雄	小濱富雄	小谷正司	小林喜太郎	小林辨太郎	小谷菊治	小林一郎	小谷秀敏	小濱豊次郎	後藤吉二郎	藤田清之助	氏名
"	"	"	"	"	"	大間	"	"	"	"	<i>"</i>	奥戸	大間	奥戸	大間	地区
兵長	上等兵	兵長	曹長	一等兵	兵長	伍長	軍曹	軍曹	不明	少佐	不明	上等兵	上等兵	兵長	伍長	階級
=	=	===	111111	<u></u>	=	三四	=0	五五	=0	===	九	===	=======================================	二七	<u>三</u> 五	年齢
比島レイテ島	黒溝台 (日露戦争)	金浄陸軍病院	緬甸チョンゾン	東京第四陸軍病院	比島レイテ島	中国江蘇省	ハルマヘラ島	比島レイテ島	ノヤルスク収容所シベリア・クラスス	比島ルソン島	比島ルソン島	病院ラバウル九四兵站	戦病院朝鮮済洲島第四野	昭南島	比島ルソン島	死亡場所
斉藤政栄	坂本政	坂本小三郎	佐藤徳藏	坂 誠八	佐々木	佐々木米	佐々木清	坂本正治	赤田久八	阿部勘次郎	傅法文七	傅法藤一	傅法藤四	傅法藤五	傅法重成	氏
栄	吉	三郎	藏	, -	正	米八	恙	. 111	,	郎			郎	蓈)JX,	名
栄 大間	吉	三郎奥戸	臧	"	正 "	八 "	志一大間	"	奥戸	郎	"	"	郎 "	郎 "	大間	地区
							志					"伍長	郎	郎		地
— 大 間	"	奥戸上	 軍	" 船技伍	" 	"	志 大間	"	奥戸	<i>"</i>	"	伍	郎 " 兵	郎	大間一兵	地区階

菊池忠義	菊池安一	菊野和助	菊池菊藏	木村清孝	菊野敏一	菊池哲太郎	佐々木 基	佐々木正雄	佐々木政治	佐々木金太郎	佐々木常男	佐々木庄五郎	笹谷勇	笹谷富雄	佐久間清七	酒田善久
"	材木	"	奥戸	大間	"	<i>II</i>	"	奥戸	"	"	材木	"	"	奥戸	"	大間
衛生准尉	上等兵	主計曹長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	兵長	兵長	軍曹	上等兵	兵長	兵長	兵長	伍長	不明
二八	二八	二七	二四	不明	三四	三四	三四	Ξ	三四	二四	=	五五	三六	八八	豆豆	蓋
比島ルソン島	緬甸チンドウ県	中国天津陸軍病院	比島レイテ島	比島ミンダナオ	アク島	比島ルソン島	ニューブリテン島	州インド・アッサム	比島ルソン島	比島バレテ峠	中国	直 1	スク収容所ソビエト・ハバロ	院中国湖南省兵站病	比島レイテ島	比島リザール州
伊藤久雄	伊藤秀雄	碇谷金太郎	(海軍)	木下孫一	柴田猛男	仙台長七	仙台鶴治	神敬藏	須藤清美	南佐	宮野房男	日時重丸	木村忠次郎	南池永三	紀国幸次郎	菊池権藏
"	大間	— 奥 戸		大間	"	"	"	奥戸	"	大間	奥戸	大間	"	"	奥戸	材木
軍水属路部	軍属	水兵長		一等兵	兵長	上等兵	軍曹	不明	兵長	伍長	兵長	伍長	軍曹	不明	兵長	兵長
=	八	三四			不明	二九	二四	不明	=======================================	三五	=======================================	二 _六	<u>二</u> 四		三四	二八
本州南方海面	南太平洋方面	本州南方海面		ブーゲンビル	不明	中国湖南省	比島ルソン島	不明	満州国三江省	比島ルソン島	比島レイテ島	青森県立病院	比島レイテ島	比島ルソン島	ニューギニア島	中国湖南省

和田繁作	和田善治	岡村義雄	細間武	新田良一	新田源治	畠山禅隨	伊藤正太郎	泉睦男	伊藤己三夫	伊藤義見	伊藤久四郎	伊藤球太郎	泉忠朝	伊藤長吉	伊藤政友	氏名
"	大間	奥戸	"	"	大間	奥戸	"	"	"	"	"	"	"	"	大間	地区
軍属	軍水属部	水兵長	軍水 属路 部	軍属	軍水 属路 部	上等水兵	"	軍水 属路 部	"	軍属	軍水 属路 部	軍属	軍水 属路 部	軍属	"	階級
二六	四五	八	一八	三四	三七	===	=	八	五五	九	=======================================	三八	= 0	五〇	不明	年齢
北千島方面	本州南方海面	朝鮮南岸	本州南方海面	ジャワ方面	本島南方海面	比島方面	"	本州南方海面	南太平洋方面	横須賀海軍工廠	本州南方海面	南太平洋方面	本州南方海面	南太平洋方面	"	死亡場所
七島作蔵	長平仁之助	長平栄市	竹内豊次郎	竹内勝人	田中重信	竹内勇藏	田中徳三	田中時義	竹内源次	竹村勝利	高松晴美	高橋文雄	田中重二	金沢 武	勝木勝太郎	氏名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	大間	"	奥戸	大間	奥戸	大間	地区
軍属工廠		軍水路部	等	"	軍水 属路 部	"	"	"	軍属	一等水兵	工上作等	水兵長	工一 作等 兵	上等水兵	機関兵	階級
=	四七	=	三七	=======================================	二八	一八	一六	九	四	Ξ	=	===	蓋	三六	\equiv	年齢
横須賀市	霞ヶ浦海軍病院	本州南方海面	本州東方海面	"	本州南方海面	"	南太平洋方面	ニューギニア方面	北太平洋方面	小笠原諸島方面	(名古屋) 愛知航空機工場	比島マニラ	小笠原諸島方面	比島方面	テニヤン	死亡場所

傳法富三郎	小池武逸	小池文雄	小濱忠雄	小林賢藏	松尾菊次郎	山崎清一	山崎亀作	山崎竹義	山崎盛一	熊木勝也	熊谷良吉	野崎昌作	蛯子繁康	中嶋道夫	夏石友一	中嶋史郎
"	"	"	"	"	"	"	11	"	大間	不明	大間	奥戸	大間	奥戸	"	 大 間
軍属	二等兵曹	軍属	軍水属部	上等水兵	軍水属路部	一等兵曹	軍属	整備兵	上等水兵	軍属	兵曹長	主計兵曹	"	軍属	軍水路部	軍属
三八	四四	Ξ	二八	=======================================	三四	三五	11111	<u>-</u>	八	不明	四三	三五	四〇	三四	四〇	<u>=</u>
南太平洋方面	ソロモン群島方面	北太平洋方面	本州南方海面	ソロモン諸島	本州南方海面	マリアナ諸島	南太平洋方面	本州東南方海面	南方群島	不明	硫黄島	テニアン島	北千島方面	サイパン	本州南方海面	と 島サンタクルー
南重三	南長太	南 冨士雄	菊野 亮	清川與太郎	菊池弘美	菊池利夫	紀国敏美	木谷喜一	坂長吉郎	佐々木幾太郎	坂栄太郎	佐々木彦一	佐々木一清	笹谷三郎	寺岡忠一	傳法藤七
"	"	大間	奥戸	大間	"	"	"	奥戸	11	"	"	"	大間	"	奥戸	大間
軍属	軍水路部	機関兵長	一等兵曹	"	軍属	一等水兵	機関兵	整備兵	備兵曹	一等兵曹	"	軍属	軍水路部	二等兵曹	水兵長	"
五五	===	=======================================	五五	三八	一 九	===	三四	二四	五五	二八	五六	三九	九	\equiv	Ξ	不明
メルギー方面	本州南方海面	南方ソロモン諸島	第四号掃海艇	黄海方面	南支那海	南方セレベス方面	小笠原諸島	硫黄島	"	11	南太平洋方面	北千島方面	本州南方海面	比島コロン島	大湊海軍病院	n,

第3章 行財政の進展

※戦没者遺族台帳より集計(福祉課所蔵)

渋田 孝	鈴木秀次	渋田武量	平野仲之助	氏名
"	"	<i>"</i>	大間	地区
<i>"</i>	軍属	軍水 曹路 部	一等兵曹	階級
一七	Ξ	=	二七	年齢
南太平洋方面	北千島方面	本州南方海面	南洋群島方面	死亡場所